

内閣官房(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
26	B 地方 に対する規制 緩和	その他	広域連合における地方版総合戦略の策定等	関西広域連合についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>まち・ひと・しごと創生法では、都道府県及び市町村が地方版総合戦略を策定することとされているが、関西広域連合のように地方創生に取り組む広域行政組織についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>関西においては、府県域を越える唯一の広域連合(特別地方公共団体)である関西広域連合があり、関西圏の地方創生に向けて、府県域を越える広域行政課題の解決を図るとともに、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域行政の推進に独自に取り組んでいるところである。また、関西広域連合では、「関西圏域の展望研究会」を設置し、災害に強い国土形成の観点から踏まえつつ、東京一極集中、人口の地域的偏在を食い止め、関西の各地域がそれぞれの個性や資源を活かし、主体的に取り組むしくみのあり方、また、住んでいる人の目線で、心の豊かさを実感できる関西のあり方など、関西圏域の今後を展望した取組についての研究を行っている。</p> <p>訪日外国人誘客にむけた広域観光振興の取組、関西における広域的・戦略的な産業振興、農林水産業振興の取組、広域ドクターヘリの連航、広域的な再生可能エネルギーの拡大・低炭素社会づくりの推進の取組など、府県域を越えた広域行政について具体的に取組を進めている関西広域連合が地方創生の観点から取組を行うことができるよう、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定を可能とするとともに、総合戦略に基づく交付金の対象とすべきである。</p>	まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条	内閣官房	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

内閣府(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
132	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	災害時における放置 車両の移動権限の付 与等	大規模災害発生時における救出 救助をはじめとした災害対策活 動の展開に必要な緊急輸送 ルートを円滑かつ迅速に確保す るため、災害対策基本法の改正 など法令の整備により、臨港道 路の管理者に対しても、自ら立ち 往生車両や放置車両の移動等 を可能にし、やむを得ない限度 での破損を容認するとともに、併 せて損失補償を規定するといっ た放置車両等の移動等に関する 権限を付与するなど、放置車両 対策の強化に係る所要の措置を 講じること。	【現在の制度】 道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動や、当該措置をとる ためやむを得ない限度において車両その他物件を破損できる権限を付与するため、平成26年11 月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行された。しかし、本法によりこれらの権限が付 与されるのは、道路法に規定する道路管理者等に限定されており、臨港道路(港湾法第2条第5項 4号に規定する臨港交通施設の道路・橋梁)の管理者である港湾管理者は適用外となっている。 【支障事例】 大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都地域防災計画の中で広域輸送基地にも位置 づけられたふ頭を抱える臨海部は、甚大な被害が想定される地域への救出救助活動及びその後 の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、立 ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず 災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】 首都直下地震では甚大な被害が想定されており、被害を軽減するためには、発災直後から、救出 救助・医療救護活動をはじめとした応急対策活動を迅速かつ円滑に展開することが極めて重要と なることから、これらの活動に従事する車両を被災現場に送り込む経路及び傷病者を医療機関に 搬送する経路等の緊急輸送ルートを優先的に確保するための道路啓開を早期に実施する必要が ある。 【制度改正の効果】 臨港道路において、発災時に迅速な道路啓開による通行確保を可能とする放置車両対策が強化 されることで、臨海部と被災地域との緊急輸送道路のネットワークを構築できる。	災害対策基本法第76 条の4、第76条の6	内閣府、 国土交通省	東京都
27	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	大規模災害における 広域連合の代行	大規模広域災害発生時、府県庁 自体が人的・物的に甚大な被害 を受け機能不全に陥った場合に 備え、関西広域連合が代行する 規定の創設を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生により、府県庁自体が人的・物的に甚大な被害 を受け、機能不全に陥った場合において、その機能を広域連合が代行する規定を創設し、あら ゆる事態に対応しうる、より実効性のある災害対応体制の確立を図ることを求める。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合では、阪神・淡路大震災、東日本大震災の2つの大震災の経験と教訓を踏まえ、 今後の大規模広域災害に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた関西広域 防災計画「関西防災・減災プラン」を策定するとともに、同プランに基づき、具体的な活動手段を定 める関西広域応援・受援実施要綱を作成している。 南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生した場合には、政府関係機関も一部被害を受 けることが想定されるなか、広域的な支援体制を構築することが必要となる。 こうした状況のなかで、構成団体で府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け、機能不全に 陥った場合に、応援受援体制が構築されている関西広域連合が、政府に代わって迅速で効果的な 支援を行えるよう、以下の点について災害対応法制を見直す必要がある。 災害対策基本法第86条の13「内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行」に基づき、 国が代行することとなっている構成団体間の広域避難に係る協議等を、関西広域連合が代行でき る規定とすることを求める。 なお、東日本大震災において、関西広域連合は現地本部の情報をもとに避難者の受入を表明 し、関西における受入調整・環境整備を行った実績があり、国と同等の事務執行が可能であるた め、国が行う代行を関西広域連合が行っても支障は生じない。また、これまでの実績により調整を スムーズに行うことが可能であると考えている。	災害対策基本法 第8 6条の13	内閣府	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
244	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	災害救助法の弾力的な運用(大規模災害における住宅の応急修理等の手続きの見直し)	国が指定する大規模災害時における住宅の応急修理や障害物の除去について、現金給付や被災者の個人発注を認めるなど、手続きの大幅な省略又は手順変更の容認。	【提案の経緯・事情変更等】 平成26年8月に発生した兵庫県丹波市での豪雨災害では、多数の住家に大量の土砂が流入したことから、「住宅の応急修理」(32件147日間)や「障害物の除去」(61件45日間)に係る業者との契約事務に多くの費用と労力を要し、救助の実施に多大な時間を要した。 【支障事例等】 災害救助法による救助は、内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととされており、被災者個人の発注などは認められていない。 先述の丹波市の豪雨災害においても、被災者が自力で自宅を修理した場合について応急修理として認められれば、自治体の入札等の手続きなどの事務が省略されることから、迅速な対応ができたはずである。また、現金給付については、災害救助法第4条第2項で都道府県知事が必要であると認めた場合においては認められており、住まいの確保など、内容によって現物給付が現金給付の選択肢があってもよいと考えている。 【効果・必要性】 近い将来発生が懸念される南海トラフ大地震等の大規模災害発生時においては、自治体で応急修理等に係る業者との契約等に膨大な事務量が発生することが予想され、救助の遅れが懸念される。 被災地の実情に応じて、被災者が自力で修理した場合でも応急修理として認めるなど、手続きを簡略化できる規定を法令で定めておけば、迅速な被災者の救助につながる。	災害救助法第4条第1項第6号、第2条 災害救助法施行令第3条	内閣府	兵庫県、滋賀県、大阪府、鳥取県、徳島県、
28	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福祉	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国人医師が被災地において適法な救命医療に従事するのを、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時においては、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となるよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。 (制度改正の必要性等) 東日本大震災では、厚生労働省から「医療法上、外国の医師資格を有する者であっても、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないこととされている。(医師法第2条、第17条)しかしながら、医師法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものと考えられる。」との通知が出された。被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るとの判断は緊急時の対応としてやむを得なかったものと考えられるが、今後の大規模災害の発生に際しては、迅速かつ明確な支援受入体制を整えておくことが必要であり、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)において、外国医療関係者による医療の提供の許可(第91条)について規定されていることから、しっかりと法的な枠組みが必要だと考える。 また、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、「医療通訳の公的な資格」がなく、「統一された育成システムが無い」ことから、「医療通訳の資格制度」や「全国規模での医療通訳人材バンクの創設」など、外国人医師の規制緩和と合わせて、国において医療通訳が確保できる体制構築が必要と考えられるため、併せて検討されたい。 ※地方分権の観点からの提案であることについての考え方については、別紙を参照願います。	医師法第17条 災害救助法第7条	厚生労働省 内閣府	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
223	B 地方 に対する規 制緩和	消防・防 災・安全	被災者生活再建支援 制度について、支援 対象の拡大	被災者生活再建支援制度につ いて、一連の災害であれば都道 府県・市町村域をまたがる災害 でも全ての被災団体を支援の対 象とすることを求める。	【現在の制度】 被災者生活再建支援制度については、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない市町村等の被災者は支援金の対象とならず、居住する市町村の違いにより法に基づく平等な救済がなされない状態が生じている。 【制度改正の必要性】 住民にとって理解しがたい仕組みとなっていることから、制度が適用される一連の災害であれば全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。 なお、被災者生活再建支援法適用災害と同一災害について、都道府県及び市町村が支援法が適用されない世帯に行う支援の1/2が、特別交付税の対象となることになっているが、交付税総額に限りがある中での配分であり、同様の財政措置とはいえない。 【支障事例】 平成25年9月15日からの台風第18号、及び平成26年8月15日からの豪雨により、京都府北部で洪水被害が発生したが、被災者生活再建支援法の適用対象となる市がある一方、同一災害でありながら適用されない市が生じた ○平成25年9月15日からの台風第18号 ・福知山市(適用)住宅減失世帯 300(80以上)、全壊2棟 ・舞鶴市(適用)住宅減失世帯113(80以上)、全壊0棟 ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数 7(60以下)、全壊0棟 ○平成26年8月15日からの豪雨 ・福知山市(適用)住宅減失世帯 777(80以上)、全壊13棟 ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数 4(60以下)、全壊1棟	被災者生活再建支援 法第2条第2号 被災者生活再建支 援法施行令第1条	内閣府	京都府 関西広域連 合、滋賀 県、大坂 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
231	B 地方 に対す る規 制緩和	消防・防 災・安全	被災者生活再建支援 制度の適用拡大	現在の「被災者生活再建支援制 度」では、全壊や大規模半壊な どに限定されているが、半壊や 床上浸水の被害でも、日常生活 に大きな支障が生じている。ま た、同じ災害による被害でも、住 宅全壊被害が10世帯未満の市 町村に居住する被災者には支援 金が支給されないなど、制度上 の不均衡があるため、半壊や床 上浸水についても、適用対象と し、一部地域が支援法の対象と なるような自然災害が発生した 場合には、全ての被災区域を支 援の対象とする。	【支障事例】 ①現在の制度では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、本県を襲った平成26年8月豪雨において、那賀町では全壊5世帯、半壊173世帯、床上浸水125世帯に上る被害を受けたが、法の支援対象となった世帯は全壊5世帯、大規模半壊24世帯、大規模半壊・半壊から解体世帯として対象となったもの3世帯という状況となっている。 ②同じ災害による被害でも、住宅全壊被害10世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど制度上の不均衡があり、那賀町的全壊世帯は支援対象となったが、全壊世帯が1世帯であった東みよし町では制度が適用されなかった。 【制度改正の必要性】 平成26年8月豪雨で床上浸水以上の被害を受けた世帯は、県全体で700世帯を越えているもの、法による支援を受けることができたのは約4%であった。同一災害でも法が適用される場合と適用されない場合の不均衡をなくし、より多くの被災者の早期の生活再建を促進するため、①制度の対象に半壊や床上浸水を含めるとともに、②制度の対象となる自治体が生じた場合、同一災害による全被災世帯を対象とするよう制度を緩和する必要がある。 【補足説明】 法の適用対象とならない場合、地方は独自制度で被災者の生活再建を図ることが多い。その場合は国から特別交付金として50%が支払われ、国の制度と同様の負担割合となる。しかしながら、全国で多数の都道府県が独自支援策を創設していること、及び法の目的から鑑みて、被災都道府県が被災地のみならず負担により支援を行うよりも、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者の生活再建を支援することが望ましい。	被災者生活再建支援 法 第2条第1項第2号 被災者生活再建支 援法施行令第1条	内閣府	徳島県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 関西広域連 合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
77	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー制度にお ける照会項目の拡大	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等 に関する法律において、情報連 携が必要な事務について別表第 2で整理がされている。 別表第2の項番38に記載され ている事務を処理するために情 報連携できる特定個人情報、 住民票関係情報に限られてい る。 しかし、当該事務を処理するに 当たっては、生活保護関係情報 や地方税関係情報の連携が必 要となるため、これらの特定個人 情報も利用できるよう緩和をお 願います。	【番号法での規定】 ・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定め る学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定 個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 ・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象とな る者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保 護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる 程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者 の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの 判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の 主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も 必要となる。	・行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律第19条 ・行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律別表第 二の主務省令で定め る事務及び情報を定 める命令第24条 ・学校保健安全法第2 4条 ・学校保健安全法施行 令第9条	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	豊田市 山都町
131	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	・法人の設立及び存 続の要件となっている 社員の必要人数の緩和	現行制度では「10人以上の社員 を有するものであること」が法人 の設立・存続の要件となっている が、人口減少が進む中、人材不 足が懸念され、社員の確保が困 難になることが想定されることか ら、今後の課題として人数要件 の見直しが必要	【提案】 現行制度下においては、地域運営組織の法人化には認定特定非営利活動法人(認定NPO法 人)が適当であると考えられるが、人口減少が進む中、NPO法人の設立及び存続の要件となっ ている「10人以上の社員を有すること」の要件緩和を提案する。 なお、一般社団法人については、税制上の優遇措置がないことや貸借対照表の一般公開が義務 付けられるなど、地域運営組織が法人化した場合のメリットが少ない。 【現状と課題】 本市を含め多くの地方自治体で、概ね小学校区を単位として暮らしを支える活動を行う、小規模 で多機能な地縁型の地域運営組織が主体的なまちづくり活動に取り組んでいるが、現行制度下 において、適切な法人格の取得が困難な状況となっている。 【支障事例等】 地域運営組織の活動は、公共的な側面が強いにもかかわらず、責任は組織の役員個人にか かっている。事務員の雇用や資金管理など個人に集中する責任やリスクへの対応、電話の加入や 自動車の取得など任意団体では契約できない案件に対応するため、法人化が必要となっている。 【制度改正による効果】 要件の緩和により、地域運営組織の法人化が促進され、新しい公共の担い手として、運営の安定 化や活動の充実が期待される。	特定非営利活動促進 法第12条第4項 (関連) 第10条第3号 第28条 第29条	内閣府	高山市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
323	A 権限 移譲	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考えられる。 (支障事例) 幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。 一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。 子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会
212	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	【具体的な支障事例】 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにもかかわらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続を行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにもかかわらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 (参考) 保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助 【制度改正の必要性】 以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県 中国地方知事会 宮城県 三重県 日本創生のための将来世代応援知事同盟

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
215	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	病児保育事業に係る 国庫補助の職員配置 に関する要件緩和	<p>病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。</p> <p>①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐してなくても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。</p> <p>②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることも良いこととする。</p>	<p>【本県における状況】 人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、年間稼働日数が10日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。</p> <p>(参考)年間利用人数の少ない保育所内施設の例(26年度実績) 施設(A)年間総数4名(4月・5月に2名ずつのみ、その他の月は0名) 施設(B)年間総数16名(5月に7名、6月に5名、その他の月は0名～2名で推移)</p> <p>【制度改正の必要性】 人口や子どもの少ない中山間地域等において、病児保育サービスを安定的に提供するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代替措置を講じることで事業を行うことを認めていただきたい。</p> <p>これが実現できれば、職員を常時配置するのではなく、必要な時に、必要な人員を配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟な対応と適切な財政支援を行うことで、財政の効率化を図れるほか、事業者としても安定した経営を可能とし、病児・病後児保育の裾野を広げていくことにつながる。女性の活躍推進や地方への移住促進の観点からも重要な施策であると考ええる。</p>	<p>平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案)</p> <p>病児保育事業実施要綱(案) (27年度の要綱は現時点で未発出であるが、案が提示されている)</p>	内閣府、厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市

警察庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
1	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	市道における一時停 止の交通規制の警察 署長権限を恒久的な ものへ拡大	都道府県公安委員会が許可す る指定場所における一時停止の 交通規制の権限について、道路 交通法施行令第3条の2第1項 第8号の適用期間が1カ月を超 えないものではなく、地域の状況 を十分に把握している警察署長 の判断により恒久的に許可をい ただけるよう改正を強く要望しま す。	【制度改正の経緯】 道路交通法第4条第1項において、都道府県公安委員会は、①道路における危険防止、②交通の 安全と円滑、③交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があるときは、 信号機又は道路標識等を設置して交通規制をすることができると定められております。各警察署か ら交通事故の危険性や交通規制に関する要望等により、都道府県公安委員会で許可している状 況であり、市及び市民からの強い要望等に関しては、半年程度の期間を要し、すぐには対応してい ただけてない状況です。 【支障事例】 通常の道路新設改良工事等に伴う交通規制協議については、工事の施工期間もありますので、事 前に十分な期間を想定して協議をさせていただいておりますので、特に問題は生じていませんが、 道路新設や拡幅等で交通量が増えたことにより、影響を受けた生活道路において「一時停止(止ま れ)」等の交通規制が必要になってくるケースでは最低でも5ヶ月程度の期間を要している状況に あります。「一時停止」の白線一本を引くという工事的には軽微な事ですが、この問題を解決するた めには、道路交通法の改正や公安委員会のあり方そのものを見直す必要があるかと考えていま す。 【制度改正の必要性】 既存道路の交通規制については、通常のケースでも回答が出るまでに最低3ヶ月程度の期間を要 し、更に現場施工完了までには2~3ヶ月程度の期間が掛っている現状です。地域住民は、交通量 が増えて危険を感じており、一日も早い安全対策を願っていますが、現行制度では対応が遅くなっ てまいります。 【懸念の解消策】 市町村から所轄の警察署 → 都道府県警察本部 → 各県公安委員会で決定 → 都道府県警 察本部で工事発注・施工という流れになっていますが、専決事項で都道府県警察本部で判断して いるものであれば、その権限を所轄の警察署に移譲すれば、市町村と所轄の警察署間の協議に なり、実行までの時間が短縮されるということになります。さらに、市町村と所轄の警察署間の協議 により市町村の予算で施工することが出来れば短期間で設置ができます。	道路交通法第4条第1 項、第5条、第43条 道路交通法施行令 第3条の2第1項第8号	内閣府(警察庁)	笠間市
50	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	危険ドラッグに対する 警察官への立入検査 等の権限の付与	医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確保等に関 する法律の大臣指定薬物等 に関する販売店舗等への立入 検査等の権限を警察官にも付与 すること。	【制度改正の必要性】 近年、危険ドラッグが蔓延し、これを利用したことに起因する犯罪や事故が多発しており、市民生 活の安全が脅かされている。 薬物の濫用から住民の健康を守るとともに、住民が安心・安全に暮らせるようにするためには、 危険ドラッグの取締りを迅速かつ効果的に行うことが必要である。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器 等法」という。)上、大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行う権限は、現在、厚 生労働大臣及び都道府県知事に命じられた職員(薬事監視員)にはあるが、警察官にはない。 このため、警察官は、単独で大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行うことが できない。 また、埼玉県では、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」を平成27年4月に施行し、警察官 に対し、医薬品医療機器等法の網にかからない危険ドラッグのうち、知事が指定した薬物を業務上 取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができるとす る規定を設け、警察官が単独で立入調査等を行えるようにしている。 医薬品医療機器等法第76条の9のような規定を警察官についても設け、警察官に立入検査等 の権限を付与すれば、必要に応じ、警察官単独でも立入検査等ができるようになるなど、迅速な対 応が可能となる。 【支障事例】 埼玉県では医薬品医療機器等法に基づく危険ドラッグ販売店舗等に対する立入検査を埼玉県警 察本部職員の立会いのもと実施してきたが、警察官は立入検査等の権限がないため、必要に応じ た警察官単独の立入検査など、迅速な対応がしにくい。	医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び 安全性の確保等に関 する法律第76条の8 第1項(立入検査等)	厚生労働省 内閣府(警察庁)	埼玉県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
126	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	公安委員会が市道に 設置した停止線の補 修について	停止線の補修について、公安委 員会との協議を経て、道路管理 者において実施できる。	【現在の制度】 道路標示の停止線と「止まれ」は同時に標示されることが多いが、停止線は公安委員会の所管で ある一方、「止まれ」は法定外表示である。 【支障事例】 交通事故防止のために道路標示を補修する場合、市道であれば市が「止まれ」を公安委員会と協 議の上補修できるが、停止線は所管が異なるため県に補修を依頼することとなり、非効率である 上、県において予算措置がなされていない等の理由により、長いものでは4年程度補修されない (春日井市立白山小学校通学路の横断歩道)ケースもある。 【制度改正の効果】 設置後の維持管理権限を市に移譲することにより、迅速・効率的な道路標示の補修を行うことがで きる。 新設では無く、既設の補修に関わる権限のため、交通ネットワークを妨げることなく円滑な交通流を 促し、交通事故の抑止につながる。	道路交通法第4条	内閣府(警察庁)	春日井市
295	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	管理捕獲従事者に係 るライフル銃の所持許 可の適用	派遣委託により県に配置され、 管理捕獲を行うワイルドライ フレンジャーを銃砲刀剣類所持等取 締法に規定する「事業に対する 被害を防止するためライフル銃 による獣類の捕獲を必要とする 者」に含め、猟銃の所持経験が 10年未満でもライフル銃を所持 できるよう運用を改善する。	【現在の制度】 現在の制度では、猟銃の所持経験が10年未満の場合であっても、県職員が自ら捕獲を行うのであれば、 当該県職員は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止す るためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当し、ライフル銃を所持することができる。 一方、県との派遣委託契約に基づく派遣労働者であるワイルドライフレンジャーは、県の指揮命令下 に置かれて捕獲を実施しているが、それが県自らによる捕獲ではないという理由により、「事業に対する被害を 防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当しない。 【提案の経緯】 神奈川県では、シカによる自然植生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくニホンジカ管理計画を策定し、自然植生 回復や農林業被害軽減を目指して管理捕獲によるシカの個体数調整を行っている。 平成24年度からは、シカの管理捕獲に専門的に従事する者を派遣委託によりワイルドライフレンジャーと して県自然環境保全センターに配置し、同センターの指揮命令のもと、これまで捕獲実施が困難であった高 標高域の山稜部等において、少人数による捕獲などを実施している。 【具体的な支障事例】 高標高域の山稜部等における捕獲では、射程が長く弾速が速いライフル銃が適するところがあるが、ワ イルドライフレンジャーは、事業を実施する県からの委託により派遣されて獣類の捕獲を行っている者であり、 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル 銃による獣類の捕獲を必要とする者」には該当しないとされ、猟銃の所持経験が10年未満の場合は、ライ フル銃を所持することができないため、捕獲業務を行う上で大きな制約となっている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 高標高域の山稜部等で捕獲を実施する上での制約を減じるために、猟銃所持経験が10年未満のワ イルドライフレンジャーであってもライフル銃を所持できるように運用を改善することが必要である。 ※【提案の経緯】、【具体的な支障事例】については、別紙に追加記載あり。	銃砲刀剣類所持等取 締法第5条の2第4項 第1号	内閣府(警察庁)	神奈川県

消費者庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
32	A 権限 移譲	その他	特定商取引法に係る 広域的な消費者被害 事案に対する事業者 の処分等権限の移譲	経済産業局が行っている広域的 な消費者被害事案に対する事業者 の処分等に関する事務につい て、必要となる人員・予算を含め 関西広域連合への移譲を求め る。	(提案にあたっての基本的な考え方) 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な 消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め 府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。 (制度改正の必要性等) 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者 トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19 条において、府県が処理する事案は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁 長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府 県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が 全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分となれば、 処分の効果は限定的となる。 現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生の都度、 関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の 消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携 体制を構築し、常日頃から広域的に網ををかけていくことが重要である。 一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。 そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ 相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことが できる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行 政の解消を図ることができる。 なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令など により、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行 政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。	特定商取引に関する 法律 第68条、第69条 特定商取引に関する 法律施行令第19条	経済産業省 内閣府(消費者庁)	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
93	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方消費者行政推進 交付金に係る活用期 限の要件の緩和	地方消費者行政活性化基金で は、新規事業の開始時期に制限 があり、また、事業毎に決められ た活用期間内に事業を完了でき ず、事業実施に支障を生じてい た。さらに事業毎に開始年度が 異なっていたこともあり、当該基 金の活用期間の整理が非常に 煩雑であった。今年度、同基金 が交付金化され、その交付要綱 が定められたが、基金と同様に 活用期間の制限が定められてい るため、当該交付金の活用期限 の延長について柔軟に対応でき るよう要件を緩和すること。	【支障事例】 地方消費者行政推進交付金の活用については、新規事業が開始できる期間及び事業メニュー毎 に活用期間が定められている。 消費者行政は、本格的な取り組みが始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では地方消費 者行政活性化基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これら の自治体においては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要がある が、小規模自治体において、予定されていた年度での相談員設置が遅れる事例が発生している。 また、小規模自治体は単独設置以外にも広域連携について模索しているものの、調整に時間を要 しており、平成29年度までに相談員設置ができない可能性がある。 また、基金から交付金となったが、活用期限の要件は継続となり、そのことで一定の事業促進効果 が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を見据えた上で相談員を設置するためには 自治体にとっては期限の設定は支障となる。加えて、相談員が複雑、多様化する消費生活相談に 対応するためには、定期的に知識を蓄えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は 一律にすべて自主財源で賄わなければならない、自治体の財政状況によっては相談員の専門性の 維持が困難となる。 【制度改正の必要性】 期限を区切り自治体に設置を促す消費者庁の趣旨は理解できるが、特に開始期限については、平 成29年度までに相談員を設置できない、またはその目的が立たなくなった場合、交付金対象にな らないため、相談員設置を諦める事を危惧している。 結果として消費者庁の意図(全国の自治体に設置)と矛盾することになるため、当該交付金の制限 について柔軟に対応していただきたい。	地方消費者行政推進 交付金交付要綱	内閣府(消費者庁)	九州地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
124	A 権限 移譲	その他	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条の改正	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)に委任されている指示・命令・調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)まで委任されている事項(JAS法由来事務)と保健所設置市までに委任されている事項(保健・衛生事項)とがあり、同一事業者に対して、都道府県・指定都市と保健所政令市がそれぞれ食品表示法に基づき権限を行使するが生じるため、食品表示に関する消費者庁、農林水産省の権限はすべて保健所政令市まで移譲することで、食品表示法の一体的な執行が可能になる。</p> <p>【現状での支障事例】</p> <p>食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルギーの表示の指導・処分の権限は保健所政令市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)にある。</p> <p>同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルギーの表示に誤りがあった場合、表示した事業者が保健所政令市内の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルギーは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。</p> <p>また、都道府県と市のそれぞれが、指導にするか、処分まで至るか判断するため、同一食品について、その判断が分かれる場合もありうる。</p> <p>さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応できないもの(市の窓口を紹介)とがあり、疑義事案の資料提出、報告も都道府県と市あてそれぞれにならざるを得なくなり、負担となる。</p>	食品表示法第15条 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	内閣府(消費者庁)、農林水産省	岡山県

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
43	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	緊急消防援助隊設備 整備費補助金に係る 変更承認事務の都道 府県知事への委任	緊急消防援助隊設備整備費補 助金交付要綱に定める消防庁 長官の承認を要する事務のう ち、交付決定後の入札減による 補助金額の変更承認事務につ いては都道府県知事へ委任する こと。	【制度改正の必要性】 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第10条アにおいて、補助対象設備の種類又は補助 金額を変更する場合、消防庁長官の承認(以下「変更承認」という)を受けることとされているが、当 該条項に該当する事業のほとんどは、交付決定後の入札減による補助金額の変更に関するもの である。(入札減により、基準額を下回る場合に変更承認が必要。) 補助事業完了後に市町村等(一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。)から提出される実績報 告書に基づく額の確定事務の権限については、既に都道府県知事に委任されている(交付要綱第 16条)ことを鑑みると、入札減に関するものについては、都道府県知事が行うこととしても差し 支えないと思われることから、都道府県知事へ委任していただきたい。 なお、当該事業に係る処理件数としては、当県の実績として過去3年(平成24年度～平成26年度) ではいずれも5件である。 【支障事例】 現行では、消防庁が一元的に承認を行っているため、提出後1か月の審査を経て変更承認の処理 がされているが、権限移譲により都道府県が事務処理を行う場合、随時申請を受けることができ、 事務処理も概ね15日程度で処理することができる。これにより、消防庁や市町村の事務負担は減 少し、書類審査の迅速化も見込まれる。	補助金に係る予算の 執行の適正化に関す る法律及び同法第26 条に関する告示(平成 12年5月12日自治省告 示第106号「予算科目 に係る補助金のうち補 助事業者が市町村で あるものの交付に関す る事務を都道府県の 知事が行うこととした 件」)	総務省消防庁	愛知県
63	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏構想 推進要綱に定める「連 携中枢都市」の要件 の緩和	現行の連携中枢都市圏構想推 進要綱における「連携中枢都市」 の要件は、中核市(人口20万人 以上)等の中核都市が周辺市町 村を牽引する連携であり、圏域 内に中核市を有さない場合は要 件を欠くこととなる。 意欲ある地域を応援するため、 中核市未満の人口規模の都市 であっても、複数の自治体が広 域連携し、経済・生活圏域とし て、一定のまとまりを有する場 合にも、連携中枢都市圏として位 置づけられるよう要綱改正を提 案する。	<地方創生関連提案> 【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町 村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向 上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経 済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中枢都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市 に対する特例措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用在意 欲のある地域であっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であって も、近隣の複数の自治体(例えば、本県では県西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、 射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合には、 連携中枢都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。 【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中枢都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、 補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた 所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部 地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること 等)ができない。 【期待される効果】 特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例え ば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、 各圏域の実情に応じた取組みの広がりが期待できる。	連携中枢都市圏構想 推進要綱(平成26年 8 月25日付総行市第200 号総務省自治行政局 長通知)	総務省 国土交通省	富山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
77	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー制度における照会項目の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	【番号法での規定】 ・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 ・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学校保健安全法施行令第9条	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	豊田市 山都町
86	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー、マイポータルを活用したふるさと納税事務手続の簡素化	平成27年度税制改正により創設された「ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み」により、寄附を受け入れた地方自治体側には、住所市町村に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務等が新たに発生した。 この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされていることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようにすべきである。	【制度改正の経緯】 平成27年度税制改正により、給与所得者等を対象とする特例制度として、ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みが創設された。地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日に公布され、ワンストップ特例制度は同年4月1日から施行。 【支障事例:寄附の受入地方自治体にとっての新たな事務の発生】 この特例制度の創設によって、寄附を受け入れた地方自治体側の事務手続として、①寄附者への特例申請の意思確認、②特例申請書の受理及び寄附者への受付書の交付(送付)、③申告特例申請事項変更届書の受理及び寄附者への受付書の交付(送付)、④寄附者の住所市町村長に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務が新たに発生することになった。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされている(総務省ホームページ公表資料)が、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地方自治体側の事務手続が従来より増加していることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担の軽減が図られるようにすべきである。	地方税法附則第7条 地方税法施行規則第2条の4	総務省	秋田県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
98	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会
130	B 地方 に対する規制 緩和	その他	定住自立圏構想推進 要綱に定める「中心 市」の要件の緩和	中心市と近隣市町村が連携・ 協力する「定住自立圏構想」につ いて、地域の実情に応じた柔軟 な連携が図られるよう、中心市 の要件の緩和 ・人口:5万人程度以上一概ね3 万人以上 ・昼夜間人口比率:1以上一概ね 1以上	定住自立圏の中心市の要件は、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること)、②昼 夜間人口比率が1以上とされている。 本県には、歴史的・地理的な経緯を踏まえた生活圏が形成されているが、生活に必要な都市機 能について既に一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているなど圏域を形成 できる素地があるものの、人口が4万人に達していない、昼夜間人口比率がわずかながら1に達し ていないなど、要件を満たさない市が存在する。このため、本制度を活用した生活機能の強化や、 結びつきやネットワークの強化などの施策の展開ができない現状となっている。 しかしながら、今後の人口減少社会においては、こうした一定の都市機能の集積がある市と近隣 の自治体が、互いに連携・協力することで、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口の 流出に歯止めをかけることが、これまで以上に必要となってくる。 そこで、生活に必要な都市機能について一定の集積がある圏域において、本制度を活用した施 策展開により、圏域の活性化を図ることができるよう、上記の要件の緩和を提案するものである。 ※中心市となり近隣市町村と連携を図っていく意欲があるが、要件を満たしていない市 寒河江市…人口:42,373人、昼夜間人口比率:0.992 長井市…人口:29,473人、昼夜間人口比率:1.026	定住自立圏構想推進 要綱(平成20年12月26 日付け総行応第39号 総務事務次官通知)	総務省	山形県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
133	B 地方 に対する規制 緩和	その他	個人住民税の特例対象(※)の拡大 (※)区市町村から都道府県への徴収引継	地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎについて、現年課税分も対象とできるよう、改正を行うこと。	【支障事例】 地方税法(以下「法」という。)第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎの対象となるのは、法第46条第2項の規定による報告を受けた場合である。この報告は、毎年5月31日現在における個人の都道府県民税に係る滞納について、毎年6月30日までに区市町村長から都道府県知事に行うものである。このため、当該報告のない、区市町村において年度途中に発生した現年課税分の滞納については、年度途中で都道府県への徴収の引継ぎができない。 【制度改正の必要性】 平成19年度からの税源移譲により、各都道府県及び区市町村の税収に占める個人住民税の割合が高くなった。これにより、都道府県及び区市町村の税収を確保していくためには、これまで以上に個人住民税の徴収を強化していくことが求められている。 【制度改正の効果】 区市町村で徴収が困難な滞納事案に対する都道府県の徴収支援を強化できる。また、滞納発生後、早期に徴収及び滞納処分を行うことが可能となり、徴収率の向上が期待できる。	地方税法第48条	総務省	東京都
146	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象範囲の違約金への拡大	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項第6号において「貸付金の元利償還金」が定められているが、これに加え、違約金も私人委託の対象とするよう改正。	【具体的支障事例】 農業改良資金県貸付金(無利子)の未収金(元金及び違約金)について、現在職員で回収に当たっているが、今後、専門的なノウハウを持つ債権回収管理会社(サービサー)へ回収を委託することを検討している。 しかし、自治体の歳入の徴収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては「貸付金の元利償還金」は対象であるが、違約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になることが懸念される。 【制度改正の必要性】 未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、違約金も私人委託の対象とすることを提案する。	地方自治法施行令第158条第1項第6号	総務省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
163	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大	水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。 そこで、水防団の所掌事務に、水防団の一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第38条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもと。))・第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」)を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記されたい。	【支障事例】 岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)。消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないジレンマがある。 今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、水防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となる。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、水防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。 【制度改正(案)】 そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。 水防法その他水防事務に係る関連例規においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、水防団の所掌事務の一部を水防団においても行えるようにし、災害対策、救助活動等の充実を図ることで、災害に強いまちづくり、さらには災害に強い国を作る必要がある。 その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることができない。	水防法第1条、5条、第6条2項 災害対策基本法第84条	総務省 国土交通省	岐阜市
164	B 地方 に対する規制 緩和	その他	国勢調査の調査区境界と、住民自治組織である自治会の境界との整合	国勢調査の調査区は基本単位の組合せにより決定される。 この「基本単位の区」は、平成27年国勢調査調査区設定において導入された概念であるが、固定的な境界として恒久化されて意味を持つものであることから、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令第3条に該当し、その境界となる地形・地物が大幅に変更されるなど特別な事情がない限り変更することができない。 したがって、この省令の改正により、基本単位の区境界が、市区町村の裁量により設定できるよう提案する。	【支障事例】 岐阜市においては、効率的かつ円滑な調査とするため、国勢調査調査員は地域の実情をよく知る地元自治会を通じて依頼しているが、自治会の境界と調査区の境界が違うことで、多くの自治会から改善が求められ、一部の自治会からは調査への協力を拒否されている。 【制度改正の必要性】 調査員を自治会に依頼することは、制度上は必須ではないものの、2,000人以上の調査員を確保する手段は自治会において他に無く、他の自治体においても大多数が自治会へ依頼していることから、実質的に必須である。 今回、基本単位の区を自治会境界に合わせて変更できるよう提案し、結果的に基本単位の区組合せとしての調査区が自治会境界に合うようにする。 【過去の要望実績】 平成22年国勢調査の際には、「平成22年国勢調査実施状況報告書」にて「調査区の区割り自治会と違うのは納得できない等、不平不満が多数あった」旨報告している。 また、平成27年5月5日に開催された国勢調査有識者会議の際にも、本件と同内容の要望等を国へ対して行っている。なお、この場では国勢統計課長から、時系列比較の観点から基本単位の区を変えることはできないこと、基本単位の区を組み合わせて自治会区域に近づけるしかない旨回答を得ているが、基本単位の区を組み合わせては到底自治会が納得する区割りにしてはできないこと、自治会区域に合わせてはならないという自治会があるため、このままでは調査の実施自体が成り立たなくなる。	国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令第3条	総務省	岐阜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
165	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	徴税吏員任命範囲の 拡大	<p>地方税徴収の合理化・効率化を図る観点から非常勤職員等の活用を実施しているが、地方公務員特別職のうち「徴税吏員」として任命できる対象は「再任用職員」及び「任期付短時間勤務職員」に限られているため、一層の効率化・合理化を図るべく、「徴税吏員」として任命できる職員の範囲を「非常勤嘱託職員」まで拡大する</p>	<p>【支障事例】 現状、地方公務員特別職のうち、地方税の徴収にあたり「徴税吏員」に任命できる範囲は、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」に限定され、「非常勤嘱託職員」(以下「嘱託職員」という。))については地方公務員法で課されている「罰則で担保された守秘義務」及び「厳格な服務規律」が適用されないことを理由に「任命することが不適当」とされている。(平成17年4月1日付け総務企第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」) そのような中、当市納税課においては、採用される側の希望・条件があることから、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」がおらず、納税課OBを含めた複数の「嘱託職員」が徴収業務の補助的作業に従事し、業務効率化に貢献いただいているが、業務内容が制限されることから、本来生かせるはずのスキルを持って余しているように見受けられる。 そのため、当市納税課としては、業務経験・スキルともに豊富な嘱託職員の活躍の場を拡大することが、一層の業務効率化と徴収率の向上に繋がると考えている。 以上から、嘱託職員も徴税吏員に任命できるように規制緩和を提案したい。</p>	平成17年4月1日付け総務企第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」	総務省	岐阜市
172	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	県有特許権の無償貸 与に係る議会議決の 不要化	<p>県有特許権を共同研究企業へ無償で貸与する際に、地方自治法(以下「法」という。)で定められている議会の議決を不要とする。</p>	<p>【支障事例】 次世代産業の創出には新技術・新製品の開発促進が重要なため、長野県工業技術総合センターでは企業と共同で研究開発を推進し、特許を共有して早期事業化に向けた取組を支援している。しかし、共同研究企業は県に特許使用料を支払うことを通例としており、県有特許は県の共同研究企業が優先使用権を行使し、独占的に使用しているのが現状である。このため、共同研究企業が県有特許を使用しない場合、県は他社に特許を有効に利用させることができない。</p> <p>【制度改正の必要性】 共同研究企業が特許の独占的な使用を選択しない場合、県が当該企業から特許使用料を徴収せず無償で貸し出すことが有効だが、特許は公有財産のため、適正な対価で貸し付けられない場合は法により議会の議決が必要であり、共同研究締結時において交渉が円滑に進まない状況がある。そこで、県有特許を広く県内企業のニーズに即して使用できるよう、共同研究企業が独占的な使用を選択しない場合に限り、県有特許権を議会の議決を経ずに、共同研究企業に無償貸与できるようにし、他社への貸付けを促進する必要がある。</p> <p>【期待される効果】 企業に広く県有特許権の活用が進み、新技術開発や県内産業におけるイノベーション創出が期待できる。</p> <p>【懸念の解消策等】 「逐条地方自治法」によると、法で議決を求める趣旨は「財政の運営上多大な損失を蒙る」「特定の者の利益のために運営が歪められる」「住民の負担を増嵩させる」「地方自治を阻害する」ことを避けるためであるが、今回の提案はいずれにも該当しない。なお、個々の県有特許に即した個別具体的な判断が必要なことから、条例による一般的な取扱いには馴染まない。</p>	地方自治法第237条第2項	総務省	長野県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
193	B 地方 に対する規 制緩和	その他	地方自治法240条への 税情報利用規定の 追記	地方自治体は、発生する未収 債権の効率的かつ迅速な回収を 行わなければならないが、債権 の回収に関して有用な税情報 は、地方税法第22条においてそ の漏洩及び窃用した場合の処罰 が定められている。 そこで、地方自治法第240条 第3項の次に、市の債権を回収 する場合、地方税の税情報を利用 できる旨の規定を追記し、非強 制徴収公債権及び私債権の回 収事務において税情報の共有化 を求める。	現在、本市においては多額の未収債権(※)を抱えているが、これらの債権のうち自力執行権を有 しない非強制徴収公債権及び私債権については、その強制執行の実施に際して法的措置の申し 立てが必要となる。 しかしながら、地方税法第22条において税情報を強制徴収公債権の業務以外に利用することが認 められておらず、そのため債務者の財産調査が一部(不動産登記事項、商業登記事項、軽自動車 を除く自動車登録状況等)しか行えない。これにより強制執行等の法的措置を行うことによる債権 の回収の可否についての迅速な判断ができなくなり、回収の遅れやその後の未収額の増加につな がると考える。 さらに、債務者との折衝において聴取した財産状況の信憑性を客観的に判断する場合、あるいは 破産手続きや他の債権の差し押さえなどが行われた場合等で、税情報が利用できないことにより 債権の保全措置(配当要求、破産債権の届出、仮差押え等)が行えず、回収が可能であった債 務を十分に回収できない状況も考えられる。 地方の財政状況が厳しい中、市全体の債権回収について税情報を活用することができれば、効率 的に財政健全化を図ることができるとともに、債務者に対する行政の迅速な支援も容易となる。 ※H25年度現在の熊本市の未徴収債権額は、約158億円となっており、そのうち非強制徴収公債権 分が約8億、私債権分が約20億となっている。	地方自治法第240条 地方税法第22条	総務省	熊本市
203	B 地方 に対する規 制緩和	その他	住民票の任意記載事 項の拡充	住民基本台帳法施行令第6条の 2の規定により市町村長が住民 票に記載することができる任意 事項(住民の福祉の増進に資す る事項のうち、市町村長が住民 に関する事務を管理し及び執行 するために必要であるもの)に、 「外国人が本邦において初めて 住民票に登録された年月日」及 び「転入前の住所地において住 民票に登録された年月日」を追 加する。	【背景】 本市住民投票条例の規定による投票資格の有無を判断するに当たり、18歳以上であること、本市 において3ヶ月を超えて住民基本台帳に登録されていることに加えて、永住者及び特別永住者以 外の外国人については、本邦において3年を超えて住民基本台帳に登録されていることが、投票 資格の要件となっている(以下「3年要件」という。)。しかしながら、外国人登録制度の廃止に伴い、 平成24年7月9日以降、市町村が外国人登録原票を保管していないことから、本市が3年要件の確 認を行うに当たって本市在住3年未満の場合は、転入前の住所地である自治体宛てに個別に文書 照会を行うことが必要となっている。 【国におけるこれまでの検討経緯】 住民基本台帳法に基づく住民票の記録等に関する事務は、市区町村の自治事務とされている。 平成24年7月9日に、改正住民基本台帳法が施行され、外国人住民についても、日本人と同様 に、住民基本台帳法の適用対象に加えることとされた。当該改正法の施行により、外国人登録制 度が廃止された。 【支障事例及び制度改正の必要性】 3年要件の確認作業が必要な外国人は、本市において約3,000人存在するが、転出入を繰り返して いる外国人等については、文書照会に相当の期間を要することを勘案すると、具体的に投票事案 が発生した場合に、必要な時期までに名簿作成を行うことが事実上不可能となっている。これは、 本市に限らず、住民投票条例上、外国人の資格要件に、本邦に住民票を登録してから期間を規 定している自治体において、共通の支障となっている。 住民投票制度の運用に必要な名簿作成等の処理を迅速に行うため、今回の制度改正が必要と考 える。	住民基本台帳法第7 条、住民基本台帳法 施行令第6条の2、住 民基本台帳法事務処 理要領第2.1(2)又	総務省	川崎市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
209	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	公債権の管理における滞納者情報の幅広い共有化の促進	地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれかの措置を希望する。①地方自治法第240条に条項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用できる旨を明文化する。②地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定については、秘密とされる情報を地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。	地方税のみならず、非強制徴収債権の回収についても、歳入の確保という観点は勿論、他の納付者との負担の公平性の観点からも積極的に行う必要がある。市町村が所管する、母子寡婦福祉資金貸付や市営住宅等の事務事業の原資は地方税等の公金であり、同じ自治体の債権という点において、貸付金や家賃の公益性は税金と遜色がない。これらの債権についても、地方税に関する情報を含む庁内情報を共有・活用のうえ、積極的に回収をしつつ、生活困窮者と判断される者については、その状況に応じた徴収緩和措置、生活再建の後押しをする等、適正な債権管理に努めることが市民の福祉の向上に繋がる。しかし、地方税に関する情報については、地方税法第22条により、他の債権との情報共有・活用ができないとする法解釈がある。地方自治法第240条第2項及び第3項の事務を行うに当たり、支障となっている事例を別紙に示すこととし、徴収の効率化のみならず、公益、福祉の観点からも滞納者情報の共有化が必要と考える。 なお、左記の法改正を行うことを第一の希望とするが、何らかの事情により法改正を行うことができない場合においては、総務省より各団体に対し、「法律上明文化はされていないが地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用することは、地方税法第22条における「秘密を漏らし、又は窃用した場合」には当たらず、同条違反となることはない」旨を通達し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを希望する。	地方税法第22条 地方自治法第240条第2項及び第3項 地方自治法施行令第171条の2、同第171条の6、同第171条の7	総務省	中核市市長 会
210	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	条例による事務処理特例における知事への市町村長の要請の規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項等の規定により、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決の撤廃	【現状】 地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に関し、概ね同様の規定がある。しかし、いずれの規定においても、これまで同制度の活用事例は皆無である。 【制度改正の必要性】 市町村長からの要請が行われないのは、都道府県知事への要請にとどまるにもかかわらず、議会の議決という市町村にとっては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられる。 都道府県知事から市町村長への権限移譲の際には、条例改正のための都道府県議会の議決が必要であるが、市町村長からの要請を行う場合には、これに加えて市町村議会の議決も必要となるため、議会への上程手続きや都道府県知事と市町村長との協議等を考慮すると、市町村において事務の移譲希望が出現してから実際の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。このことが支障となり、当該制度を活用することを躊躇せざるを得ない状況にある。 また、地方自治法第252条の17の2第2項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県議会の議決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失っていると考えられる。 加えて、内閣府による「地方分権改革に関する提案募集」制度が創設され、これについては市町村議会の議決を要件とするものではないため、都道府県知事への要請に議会の議決を要することは、必要性が乏しいと言える。 【制度改正による効果】 この要件を緩和することにより、都道府県と市町村間の速やかな協議や議会対応等の事務量の削減へつながり、また、これまでは潜在していた市町村側の移譲希望事務も顕在化する等の効果も期待される。	地方自治法第252条の17の2第3項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項	総務省 文部科学省	中核市市長 会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
243	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	火災信号及び津波警 報標識におけるサイレ ン吹鳴パターンの重 複の解消	消防法施行規則で定める火災信 号のうち「近火信号」及び「出場 信号」のサイレン音の吹鳴パ ターンと、予報警報標識規則で 定める津波警報標識の「大津波 警報」及び「津波警報」の吹鳴パ ターンが重複していることで、災 害発生時における消防団員や住 民等の適切な避難行動に混乱を 来す懸念があるため、吹鳴パ ターンの重複解消に向けた見直 しを提案する。	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1 つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局 から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促す ため、国から自治体へ直接情報が送信されるアラートにより、大津波警報または津波警報の発表 時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴 される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に 使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難 行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷う ことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策 及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	・消防法第18条第2項 ・消防法施行規則第34 条 ・気象業務法第24条 ・気象業務法施行規則 第13条 ・予報警報標識規則第 4条	総務省(消防庁) 国土交通省(気象庁)	全国市長会
246	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が管 理・運営を行う大学附 属学校の公立大学法 人への移管	地方公共団体が設置・運営する 大学附属学校について、当該地 方公共団体が設立する公立大 学法人に移管することが可能と なるよう、学校教育法及び地方 独立行政法人法を改正するこ と。	【提案の経緯・事情変更】 これまで公立大学と大学附属学校は一体的教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が 求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、 当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の 管理・運営ができなくなっている。 なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人 制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられ ている。 【支障事例等】 兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSPring-8 など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大 学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的に教育プログラムの 検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。 また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなっ たため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的 な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立てた上で、「保育」と「大学教育」を進めること が困難となっている。 【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほ か、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生か した教育が可能となる。	学校教育法 第2条、 附則第5条 地方独立行政法人法 第21条、第70条	総務省、文部科学省	兵庫県、新 潟県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
247	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和	地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し整備した上で、法人に出資している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達が地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。 【支障事例等】 公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入れできないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。 県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出資するのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。 国立大学法人については、償還財源が賸り得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を待つまでも無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。 【効果・必要性】 地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながることも、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が期待できる。	地方独立行政法人法 第41条	総務省・文部科学省	兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、徳島県、関西広域連合
307	B 地方 に対する規制 緩和	その他	法定外普通税及び法定外目的税の変更に係る税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合の総務大臣との事前協議の廃止	地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を新設・変更しようとする時には、税率の引下げや課税期間の短縮等を行う場合を除き、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、更なる規制緩和として、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」の場合の総務大臣への協議・同意の廃止を求めるもの。	【検討の経緯】 平成12年地方分権一括法による改正にて、法定外普通税の許可制を廃止し、同意を要する事前協議制へ移行。あわせて法定外目的税制度を創設。平成16年、税率の引き下げ、課税期間の短縮、法定外税の廃止につき、総務大臣への協議・同意が不要となった。 【具体的な支障事例】 当県で現在設定している法定外普通税及び法定外目的税は各1件(課税期間:5年)であるが、税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合においては、納税者の負担を大きく損なうものではないにもかかわらず、新設や税率の引き上げの場合と同様、大臣協議の標準処理期間として3ヶ月程度が必要であり、事務処理が煩雑である。 【制度改正の必要性】 地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を変更しようとする場合、税率の引下げや課税期間の短縮等、納税者の負担を軽減させる際には、総務大臣との事前協議・同意は不要であるが、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」についても、納税者の利益を大きく損なうものではないことから、総務大臣との事前協議・同意を廃止することで、更なる地方分権を進めることができると考える。	地方税法 第259条、第731条	総務省	宮城県 広島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
313	A 権限 移譲	産業振 興	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	創業から創業後のフォローア ップまで一貫した支援を、地方が、 地域の実情に応じて、主体的・ 効果的に行えるよう次のとおり提 案する。 ① 創業支援事業計画の認定権 限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金 に係る権限及び交付事務に係る 財源を都道府県へ移譲	地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創 業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支 援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対 し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援 に取り組める環境にない。 そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で 積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業と の一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した 創業支援を行うことができる。 また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団 が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等 においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を 対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家 の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。 しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関 係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少する とともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して 同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の 交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた 募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能 であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。 以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び 財源の都道府県への移譲を提案する。	産業競争力強化法 第113条、114条、137 条3項 創業・第二創業促進補 助金	総務省 経済産業省	香川県 徳島県
316	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	行政財産の貸付け範 囲の拡大	行政財産の貸付けに係る「庁舎 等の床面積又は敷地に余裕が ある場合」との要件について、地 方公共団体の事務事業に使用さ れる見込みのない「スペース的 な余裕のある場合」だけでなく、 休日や夜間等の「時間的な余裕 のある場合」にも貸付けができる よう見直す。	【支障事例】 本県では、行政財産を経営資源として捉え、その有効活用による収入の増加を図るため、民間等 への開放を検討している。 例としては、業務時間外や休日に、庁舎敷地のうち、「県民広場」を民間企業の営利イベント(モー ターショー、物産展、展示場等)に有償貸付け、「駐車場」を民間駐車場と同水準の価格で有償貸 付け、「グラウンド」を一般県民に有償で時間貸しすることや、庁舎建物のうち、「会議室」を民間企 業の会議スペースとして有償で時間貸し、「展望ロビー」を民間企業のイベント(結婚式、街コン等) の場として有償貸付けすること等が想定される。 行政財産の民間等の使用が認められる場合のうち、「行政財産の貸付け」については、庁舎等の 床面積又は敷地に余裕がある場合に認められるが、これは地方公共団体の事務事業に使用され る見込みのない「スペース的な余裕のある場合」が想定されており、休日や夜間等の「時間的な余 裕のある場合」は対象とならない。 また、「行政財産の目的外使用許可」については、行政財産の用途又は目的を妨げない限度にお いて認められるが、使用料について条例で定める必要がある。県においては、区域が広範囲に及 ぶため、建物が多く、土地の不動産評価の価格差も都市部と農村部で大きい状況であり、また、施 設の特性(老朽化状況や設備の充実度)や都市部と農村部の地理的条件と市場性(施設に対する 利用需要やその時の経済状況)も異なることから、条例に個々の施設の料金を規定することは困 難である。	地方自治法第238条の 4第2項第4号 地方自治法施行令第 169条の3	総務省	茨城県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
319	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	JETプログラムの特に 優れていると認められ たALTの任用期間の 要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施 するJETプログラムの特に優れ ていると認められたALTの任用 期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5 年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて 再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要 する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には 必ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用し ている来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の 現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用 の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでい た。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活か し、本県の子どもの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるた め、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな 弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	JETプログラム任用団 体マニュアル 募集要 項	総務省 外務省 文部科学省	福井県
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	山口県 広島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
328	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	救急隊編成基準の特 例拡大	消防法施行規則第50条で定める 救急隊編成の基準の特例を拡 大して、地域を限定したうえで救 急隊員2名で救急業務を実施で きるようにする。	【現行の救急隊編成の基準】 消防法施行令第44条では、救急隊員3人以上をもって編成することを規定し、消防法施行規則第 50条にて、転院搬送で医療従事者等が救急自動車に同乗する場合に隊員2名編成の特例を定め ている。 【救急隊員3名基準の弊害】 広大な地域を有しながら山間に集落が点在する本市のような過疎地域では、人口集中地域に消防 署を設置し、周辺には救急出張所を配置し救急業務にあたっている。しかし、緊縮財政が進んで いく中では十分な職員数を配置できず、救急件数の少ない出張所の運用時間帯を制限せざるを得 ない状況にあり、不在時間帯の救命率低下が懸念される。 現に、救急車不在時間帯に自家用車で搬送中に死亡された事案も発生しており、24時間体制を 望む声が上がっている。 【基準の改正】 消防法施行規則第50条を改正し、過疎地域等の地域を限定した特例措置を設けることで救急隊2 名編成を可能にする。 【制度改正の必要性】 市境が山に囲まれ他市と分断されている本市では、広域化による現場活動要員の増加は見込め ない。 また、横浜市の特区制度(救急隊2名編成)もあるが、救急車不在地域をなくし現場到着時間を短 縮させる目的とは異なるため、本市が抱える問題を解消できるものではない。 全国的に人口減少が進む地方においては、救急出張所の運用制限や撤退を余儀なくされ、救急 過疎地域の拡大が予測されるため、救急隊2名編成の可能性を検討願いたい。 【基準改正によるリスクの解消】 出張所からは2名編成救急隊を、本署からは3名編成救急隊を同時に出場させ、先に到着する出 張所救急隊員の現場判断により搬送救急隊を決定する。	消防法施行令第44条 消防法施行規則第50 条 過疎地域自立促進特 別措置法	総務省 消防庁	西予市
334	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏の要 件緩和	「連携中枢都市」の要件として、 中核市(人口20万人以上)等が 定められているが、中核市未満 の人口規模の都市であっても、 複数の自治体が広域連携し、経 済・生活圏域として、一定のまと まりを有する場合には、連携中 枢都市圏として位置づけられる ようにすること。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防 災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じ関係市間で重層的に連携を進めてきたと ころである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させていくためには、このよ うな6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本 地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多極ネットワーク」による広域連携 は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や 都市構造の面も重視した連携の構築を目指すものである。 一方、国が推進する「連携中枢都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援方策が示さ れているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合 戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中枢都市圏の形成を推進していくにあ たっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	連携中枢都市圏構想 推進要綱第3	総務省 国土交通省	高岡市 射水市 水見市 小矢部市 砺波市 南砺市

法務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
202	A 権限 移譲	その他	永住者に係る在留カードの交付事務権限の国から市町村への移譲	特別永住者証明書については、居住地の市町村長を経由して交付するとされているが、在留期間が無期限である永住者に対する在留カードの交付についても、居住地の市町村長を経由して行うこととする。	【制度改正の経緯】 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、平成21年7月15日公布、平成24年7月9日に施行された。ここで、新しい在留管理制度が導入され、永住者については、以前の外国人登録証明書では市町村の窓口で手続できたものが、在留カードに切り替わることで、法務省入国管理局で行う必要が生じた。 【支障事例】 従前、市町村窓口で手続が行っていたものが、在留カードに切り替わり、所要の手続について法務省入国管理局で行う必要が生じることで、身近な市町村窓口より遠方にある施設への移動等手続に要する手間が増え支障となっている。 【制度改正の必要性】 在留期間が無期限である永住者については、再入国許可申請等以外は法務省入国管理局へ行く機会が少なく、より身近な居住地の市町村で在留カードの交付ができるようにすることで、移動等に要する手間等を解消でき、永住者である市民の利便性向上が期待できる。なお、川崎市においては、平成26年12月末現在、外国人人口約3万人のうち約3割を占める永住者が恩恵を受けることが想定される。 【懸念の解消策】 懸念は特段想定されない。	出入国管理及び難民認定法第19条の3	法務省	川崎市
301	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。	【制度改正の必要性】 資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補足性が適用されないとなると、受給者間での不平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となることが懸念される。 【支障事例】 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの（偏頗行為）であると提訴され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。	破産法第163条第3項及び第253条 生活保護法第63条及び第78条	法務省、厚生労働省	千葉市

外務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
29	A 権限 移譲	その他	自治体職員の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給	自治体職員の公務による海外渡航についても国の省庁と同様、公用旅券の発給を可能とし、関西広域連合が発給業務を実施できるように求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけでなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層活発化する、いわゆる「地方外交」を積極的に推進していくことが求められており、そのためには、相手国の関係機関から高い信頼が得られるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすべきであり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>徳島県の飯泉知事が、東日本大震災後の福島原発の影響についての懸念を払拭するため、中華人民共和国駐大阪総領事にその安全性をPRしてもらうよう要請を行った際、総領事から「中国では地方政府の職員に「公用旅券」が発給されており、日本でも同様に自治体職員に「公用旅券」が発給されてもよいのではないか」との指摘があったところである。公用と国に認められた者が相手方と対応するかどうかというのは、中国のような国であれば大きく影響するということから、そうした指摘を踏まえ、関西広域連合としては、国の予算編成等に対する提案書の提出などを通じて、これまでから国に要望してきたところであるが、未だ実現には至っていない。</p> <p>近年、各地方公共団体においても、各地域の特色を活かしたトップセールスやインバウンドの取組が積極的に行われているなか、こうした各地域の取組を後押しし、国際交流による地域経済の発展を進めていくためには、自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすることが必要であり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務を関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。</p> <p>なお、相手国によっては日本の「公用旅券」についての認知度が低く、入国事務での手続きに支障が出ている事例もあり、「信頼性」をしっかりと裏付ける「公用旅券」として、世界各国での認知の徹底を図れるような措置を合わせて講じる必要がある。</p>	旅券法第2条、第4条、第5条の2、第8条等	外務省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
322	B 地方 に対する規制 緩和	その他	旅券発給手数料の納付時期の変更	旅券発給手数料の納付方法を、旅券受領時から旅券申請時に変更かつ、受領にこない場合でも旅券発給手数料を返還しない	<p>【現在の制度】</p> <p>現行制度では、旅券法施行規則により旅券発給手数料は旅券受領時に納付することと定められている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>しかしながら旅券発給申請者の中には旅券を受け取りにこない場合があり、県から申請者に対し受け取りに来るように働きかけるなど、事務負担が増加している。 (当県での26年度旅券発給件数 16,283件、未交付失効 18件)</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>については、旅券発給申請者に対し旅券発給手数料を申請時に納付させることで、受け取りにこない場合でも確実に旅券発給手数料を徴収し、事務負担の増加に応じた歳入を確保したい。</p>	旅券法施行規則第19条	外務省	福井県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
319	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	JETプログラムの特に 優れていると認められ たALTの任用期間の 要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施 するJETプログラムの特に優れ ていると認められたALTの任用 期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5 年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて 再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要 する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には 必ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用し ている来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の 現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用 の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでい た。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活か し、本県の子どもたちの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるた め、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな 弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	JETプログラム任用団 体マニュアル 募集要 項	総務省 外務省 文部科学省	福井県

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
229	A 権限 移譲	その他	漁港区域内の里道・水路に係る管理権限の漁港管理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路について、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から市町村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国のままで、境界確定等の管理事務は、国有財産法施行令の規定により、法定受託事務として都道府県が行うこととされている。 一方、漁港施設内の里道・水路は、臨港道路の底地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。 さらに、里道、水路の境界確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わるため、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。 このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与するのが適切であり、市町村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の観点から、個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	国有財産法施行令 第6条第2項第1号のイ 国有財産特別措置法 第5条第1項	農林水産省 (水産庁)、 財務省	京都府 関西広域連 合、滋賀 県、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
21	A 権限 移譲	教育・文 化	大学設置認可に係る 事務・権限の移譲	大学設置認可の基準に地域貢 献等の項目を追加するとともに、 広域連合区域内に設置する大学 に関する認可権限の移譲を求 める。	【基本的な考え方】 大学の設置認可に当たっては、地方創生の観点から地域への貢献などについて基準に追加する とともに、広域連合の構成府県域内に設置する大学(サテライト校、連携大学院などを含む。)に関 する設置認可の権限を広域連合に移譲すること。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間 は、国による設置認可に当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けること。 【制度改正の必要性】 地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏 まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対す る多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著し く少なく、地域のニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒業生 のすべての進学希望に応えられないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。 東京一極集中を是正するため、首都圏の大学への学生の集中を緩和するとともに、地方創生の時 代に即したまちづくりや人材育成、雇用創出等への地方大学の貢献を進めるためには、地方大学 の新規設置・充実が不可欠である。 地域への貢献等の項目が設置認可の基準に追加される場合には、地域の実情に精通した広域連 合が設置認可の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献に よる地域創生の推進が可能となる。 【支障事例】 認可申請に当たっては事前相談を行うこととされているが、国が指定する限られた日程の相談とな るため、希望する日に相談できないなど、本申請に至るまで長期間を要する事例がある。	学校教育法第4条、第 95条 私立学校法第4条、第 8条 大学設置基準	文部科学省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
22	A 権限 移譲	教育・文 化	地方大学の設置・充 実を図るための事務 ・権限の移譲	地方大学の新規設置・拡充がな される場合における補助金の補 助条件の見直しを行うとともに、 補助金交付事務の移譲を求め る。	【基本的な考え方】 地方大学の新規設置・充実がなされる場合には私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しに よるインセンティブを盛り込んだ制度を構築した上で、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移 譲することを求める。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当 たって広域連合の意見を聴くしくみを設けることを求める。 【制度改正の必要性】 地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏 まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対す る多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著し く少なく、地域が求めるニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校 卒業生のすべての進学希望に応えることができないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進 学している。 地方大学の新規設置・充実には、私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しによるインセン ティブの付与が効果的であるため、これらの制度化が求められる。補助金制度に地方大学の新 規設置・充実に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が 補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献による 地域創生の推進が可能となる。 大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等 に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではない か、という意見も聴いている。	私立大学等経常費補 助金交付要綱 等	文部科学省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
23	A 権限 移譲	教育・文 化	地方大学における留 学生対策の充実のため の事務・権限の移譲	地方大学による外国人留学生の 増加のための取組に対する補助 金の補助条件の見直しを行うと ともに、補助金交付事務の移譲 を求める。	【基本的な考え方】 地方大学における外国人留学生数の増加のための取組に対してもインセンティブ効果が生じるよう私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しを実施したうえで、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移譲することを求める。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けること。 【制度改正の必要性】 国では「留学生30万人計画」により外国人留学生の受け入れを推進しているが、地方大学に多くの外国人留学生を受け入れることは、大学の国際化の進展にとどまらず、地域との交流による地域活性化や地域の国際化なども期待でき、地方創生にも資することとなる。 補助金制度に外国人留学生の受け入れ数増加に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学(外国人留学生)の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。 大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではないかと、という意見も聴いている。	私立大学等経常費補 助金交付要綱 等	文部科学省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
246	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が管 理・運営を行う大学附 属学校の公立大学法 人への移管	地方公共団体が設置・運営する 大学附属学校について、当該地 方公共団体が設立する公立大 学法人に移管することが可能と なるよう、学校教育法及び地方 独立行政法人法を改正するこ と。	【提案の経緯・事情変更】 これまで公立大学と大学附属学校は一体の教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の管理・運営ができなくなっている。 なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられている。 【支障事例等】 兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSPring-8など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的に教育プログラムの検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。 また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなったため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立てた上で、「保育」と「大学教育」を進めることが困難となっている。 【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。	学校教育法 第2条、 附則第5条 地方独立行政法人法 第21条、第70条	総務省、文部科学省	兵庫県、新 潟県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
247	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和	地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し整備した上で、法人に出資している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達が地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。 【支障事例等】 公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入れできないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。 県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出資するのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。 国立大学法人については、償還財源が賸り得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を待つまでも無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。 【効果・必要性】 地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながるのと同時に、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が期待できる。	地方独立行政法人法 第41条	総務省、文部科学省	兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、徳島県、関西広域連合
37	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し(県外在学者)	高校生等奨学給付金は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、県外の高等学校等に通学する子どもを持つ保護者等の把握が困難であることなどから、類似する高等学校等就学支援金制度(国による授業料支援)に合わせ、生徒が在学している学校のある都道府県が給付する制度とすること。	【制度改正の必要性】 高校生等奨学給付金は、「都道府県が就学支援金の対象となる高校生等の保護者であって、当該都道府県の区域内に住所を有する者に対して支給する」とこととされているが、県外の高等学校等に進学している子どもを持つ保護者(県外保護者)の把握が困難であることや、県外の高等学校等に進学している子ども、進学先の高等学校等及びその保護者への周知が困難である。さらに、保護者にとっても、高校生等奨学給付金の申請書は住所を有する都道府県に提出し、高等学校等就学支援金の申請書は子どもの通学する学校に提出することになるため、分かりにくい制度となっている。 このため、高校生等奨学給付金の給付に当たっては、高等学校等就学支援金制度に合わせ、「就学支援金の対象となる高校生等が在学している学校の所在する都道府県が、当該学校を通じて保護者に対して支給する」制度とすることにより、支給漏れを防止するとともに、事務・申請手続きの煩雑さを解消する必要がある。 【支障事例等】 県内の高等学校等へ通学する生徒の保護者からの申請は、就学支援金にあわせて生徒が通学する学校が取りまとめを行っており、制度の周知も容易である。一方、県外保護者の場合、直接県担当課において申請を受け付けている。そのため、昨年は他の46都道府県担当課に対して管内の私立学校へ制度(本県への申請受付期間、提出先を含む。)の周知を依頼した。 また、昨年、県外保護者から申請を受けた際、「わかりづらい」という声があったほか、支給対象者ではない方からの申請もあり、不支給の理由をその都度説明した。	高等学校等修学支援 事業費補助金(奨学の ための給付金)交付要 綱	文部科学省	愛知県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
41	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	高等学校卒業程度認定試験関連業務に係る国と県の役割分担の明確化	高等学校卒業程度認定試験関連業務のうち、国と県の本来の役割分担を踏まえ、県が任意で協力している事務について、国で実施すること。	【制度改正の必要性】 本県では、高等学校卒業程度認定試験関連業務として、会場や監督・看護師等の確保、会場管理者等との打ち合わせ、監督者の指導、問題受領と保管、試験実施のための実施要項の作成、受験者名簿や写真票の整理、解答整理などを実施しており、事務の執行にあたっては、職員の主要な業務の一つとして位置付けざるを得ない状態にある。 当該業務を都道府県で執行する法令による根拠がなく、文部科学省の局長名による依頼文で協力を求められ任意で協力しているが、本来、当該業務は国が実施すべきものである。 なお、会場代等の実費については文部科学省から措置されているが、県が任意で協力している人件費相当額については、措置されていない。 【支障事例】 受験者が非常に多い本県では、昨年度は年2回の試験で合わせて1,200名以上が受験した。試験実施時期である8月上旬と11月上旬は、約5日間にわたり担当グループ4名が専任して対応したほか、試験当日は他課からの応援を含めて、それぞれ29名の職員が、この業務に従事した。	高等学校卒業程度認定試験規則	文部科学省	愛知県
77	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー制度における照会項目の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	【番号法での規定】 番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学校保健安全法施行令第9条	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	豊田市 山都町

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
98	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならぬ実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならぬ実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	山口県 広島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
118	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	通級による指導の対 象となる障害の種類 の見直し	知的障害を通級による指導の対 象に加える。	<p>【支障事例】 小中学校の通常の学級には、知的障害児が在籍できるにもかかわらず、通級による指導の対象 外である(平成25年10月4日付け25文科初第756号通知)ことから、個々の障害の状態等に応 じた特別の指導を受けることができない。 そこで、学校現場では保護者の希望に沿うよう、通常の学級の中で各教師が可能な範囲で個別の 配慮を行っている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では、インクルーシブ教育システム構築という国の方針のもと、多様な学びの場の整備を進め ている。通常の学級に在籍する知的障害児についても、他の障害種と同様に通級による指導を行 うことで平等な教育機会が確保できる。</p> <p>【制度改正による効果】 個々の障害の状態に応じた特別の指導が可能となることで、多様な学びの場の整備につながる とともに、学校現場の負担を軽減し、子供の成長を願う保護者の期待に応えることになる。</p> <p>【制度改正の経緯】 通級学級に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ(平成4年3月30日)において、知的障害 については「原則として、主として特殊学級において、いわゆる固定式により指導することが適切で ある。」と示され、平成5年度から開始された通級による指導の対象とならなかった。なお、平成18 年度の制度改正では、発達障害が新たに通級の対象となったが、知的障害は対象とされなかつ た。 平成25年9月には学校教育法施行令等が改正され、障害のある児童生徒の就学先が総合的判断 によることとなったことから、知的障害児も制度上、当然に通常の学級に在籍することとなった。 しかし、平成25年10月の25文科初第756号通知でも、知的障害児は通級による指導の対象外とさ れている。</p>	<p>学校教育法施行規則 第140条</p> <p>【通知】 平成25年10月4日 付け25文科初第756 号 障害のある児童生徒 等に対する早期から の一貫した支援につ いて(通知)</p> <p>教育支援資料～障害 のある子供の就学手 続きと早期からの一 貫した支援の充実～(平 成25年10月 文部科 学省初等中等教育局 特別支援教育課)</p>	文部科学省	愛媛県
176	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	公立幼稚園における 設置者管理主義の規 制緩和	公立幼稚園へ指定管理者制度 を導入し、民間への委託を可能 とするよう、学校教育法第5条に 規定する設置者管理主義を規制 緩和するもの。	<p>【制度改正の経緯】 松江市立幼稚園の入園児数は激減し、半数以上の園では年齢別のクラス編成ができず就学前教 育としての経験が限定される状況である。 集団として十分な教育活動が可能な規模にするため、近くに幼稚園と保育所がある場合は、既設 の幼稚園の空スペースを活用し保育所との複合施設である幼保園を設置し、行革や民間活力の 活用という観点から指定管理者制度を導入し、保育所運営の実績を有する社団法人へ委託したい。 【支障事例】 学校教育法第5条に「学校の設置者は、その設置する学校を管理」と規定されているため、幼 保園は指定管理者制度を導入できない。 民間移譲の場合、移譲先は学校法人に限られ、松江市内に幼稚園経営を行う法人は少なく現実 的な手法とは考えられない。 公私連携幼保連型認定こども園へ移行した場合、社団法人への移譲は可能となるが、セーフティ ネットとして市が最終的な責任を負うことができない。また、認定こども園では、就労時間が月48時 間未満の就労等の場合でも長時間保育を利用できる市立幼保園独自のメリットが失われる。 【制度改正の必要性】 公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方について、平成16年の中教審答申で、義務教育段 階では「特に慎重に検討」とされたが、幼稚園及び高等学校では「学校教育としての質の確保に十 分配慮しつつ、検討することが適当」とされた。 幼保一元化が推進される今日、本答申を踏まえると、幼稚園については、学校教育法第5条の規 定を検討し、見直されるべきものと考ええる。 【懸念の解消策】 平成16年中教審答申を基に、質の確保方策や市の責任の在り方等について条例等を整備して いく。</p>	学校教育法第5条	文部科学省	松江市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
179	A 権限 移譲	教育・文 化	私立幼稚園の設置等 の認可権限及び財源 の移譲	私立幼稚園の設置等の認可権 限及び財源について、指定都市 への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性・支障事例等】</p> <p>新制度移行後、施設給付を受ける私立幼稚園の確認権限(給付の実施主体)が市となっている 中、私立幼稚園の設置認可権限を有する府との間で、連絡調整の手間が生じている。 幼稚園は公立より私立の方が圧倒的に多く、保育所は公私立問わず市に設置認可等の事務権限 があることを踏まえ、市が一元管理し、幼児教育・保育の在り方を一体的に検討していく必要がある。 。</p> <p>【移譲による効果】</p> <p>本市においては、約9割の在園児が通う私立幼稚園の重要性を認識し、市独自で補助金を交付し ているが、これを京都府が行っている補助と一体的に行うことで、より地域の実情にあった効果的 な制度を構築できると考えている。</p> <p>【昨年の提案募集における省庁の見解への反論等】</p> <p>指定都市市長会から提案を行ったが(管理番号:421)、「①平成27年度からの子ども・子育て支援 新制度への移行に関し、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及 ぼしかねない。」「②高等学校以下の私立学校に係る設置認可等の事務は都道府県に一元化さ れている。」ことから、「対応不可」とされた。 しかしながら、①については、私立幼稚園の設置認可等の主体が移行しても、制度そのものに大き な影響を与えるわけではなく、既に新制度が動き出したことに鑑みると、現時点では移譲に支障は ないと考えられる(新制度の施行自体が情勢変化である。)。 また、②については、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域の 子育て支援の充実等を推進する「子ども・子育て支援新制度」の目的を達成するためには、私立と いう括りではなく、幼児教育・保育という括りで捉える必要がある。</p>	学校教育法第4条第1 項第3号	文部科学省	京都市
329	A 権限 移譲	教育・文 化	私立幼稚園の認可権 限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立 幼稚園の認可」、認可に必要な 答申を審議する「私立学校審議 会の設置運営」、私立幼稚園へ の「運営指導」及び「補助金交 付」にかかる事務の権限・財源を 指定都市に移譲。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、新制度の給付対象施設への 移行促進や保育所持機児童解消の継続に向けた円滑な対応ができ、幼児教育行政と保育行政を 一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>(新制度下における市と県の権限のねじれ)</p> <p>新制度移行により、認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び確認に伴う 給付費支給や運営指導を行う者が一元化されていないわかりにくさや煩雑さが、新制度移行が事 務負担増だと捉えられる要因になっている。 認可定員を超過し園児を受け入れている園が給付施設に移行する際、園は市に定員適正化計画 の提出や毎年の実績報告を行う。市は利用定員との齟齬等を確認するが、最終的には認可権者 である県の判断を仰ぐ必要があり、新制度の実施主体が市町村である理念と実態が乖離してい る。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>(設置者側の状況)</p> <p>幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、私学審の 設置権限を移譲した際、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。 (利用者側の状況)</p> <p>従来、市民から私立幼稚園の運営等に対する苦情があった際、市が指導できるのは市補助事業 に関する範囲に限定される。そのほか園運営に関しては市として私立幼稚園に指導を行う権限が ないため、苦情内容を設置者に伝えるにとどまる。住民にとって一番身近な行政機関である市に、 市内の教育施設に指導を行う権限がないことや、認可保育所の指導権限が市にあることの違い に対し理解が得られず更なる苦情を招くとともに、市民の要望に応えられていない。</p>	私立学校法第9条、私 立学校振興助成法第 9条、学校教育法第4 条	文部科学省	横浜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
212	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	【具体的な支障事例】 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 (参考) 保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県經由で市町村への間接補助 【制度改正の必要性】 以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県 中国地方知事会 宮城県 三重県 日本創生のための将来世代応援知事同盟
323	A 権限 移譲	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する。	(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考えられる。 (支障事例) 幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。 一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。 子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
210	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	条例による事務処理 特例における知事へ の市町村長の要請の 規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3 項等の規定により、市町村長か ら都道府県知事に対し権限移譲 を要請する際の議会の議決の撤 廃	【現状】 地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事 に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう を要請することができる。」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55条第6項においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に関し、概ね同様の規定 がある。しかし、いずれの規定においても、これまで同制度の活用事例は皆無である。 【制度改正の必要性】 市町村長からの要請が行われないのは、都道府県知事への要請にとどまるにもかかわらず、議会の 議決という市町村にとっては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられ る。 都道府県知事から市町村長への権限移譲の際には、条例改正のための都道府県議会の議決が 必要であるが、市町村長からの要請を行う場合には、これに加えて市町村議会の議決も必要とな るため、議会への上程手続きや都道府県知事と市町村長との協議等を考慮すると、市町村におい て事務の移譲希望が出現してから実際の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。 このことが支障となり、当該制度を活用することを躊躇せざるを得ない状況にある。 また、地方自治法第252条の17の2第2項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県議会の議 決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失して いると考えられる。 加えて、内閣府による「地方分権改革に関する提案募集」制度が創設され、これについては市町村 議会の議決を要件とするものではないため、都道府県知事への要請に議会の議決を要すること は、必要性が乏しいと言える。 【制度改正による効果】 この要件を緩和することにより、都道府県と市町村間の速やかな協議や議会対応等の事務量の削 減へとつながり、また、これまでは潜在していた市町村側の移譲希望事務も顕在化する等の効果 も期待される。	地方自治法第252条の 17の2第3項 地方教育行政の組織 及び運営に関する法 律第55条第6項	総務省 文部科学省	中核市市長 会
296	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	特別支援学校におけ る教職員以外の医療 職等の配置の緩和	特別支援学校における幼児・児 童・生徒の障害の重度化・多様 化への対応や地域センター的機 能の強化、就労支援の充実のた め、(1) 教員定数を用いて、医療 職や福祉職等、教員以外の職員 を定数配置化したり、(2) 特別支 援学校における教職員以外の医 療職等の配置を柔軟に行えるよ うにするため、標準化法にいう 「教職員」に看護師等の医療職 を含めるなど配置の緩和を図 る。	【具体的な支障事例】 本県の特別支援学校においては、障害の重度重複化に伴い、医療ケア等の対象者が増加してい る。また、インクルーシブ教育の推進に向け、地域の小中学校や高等学校に対し専門的見地から 支援を行う地域のセンター的機能のニーズが極めて高まっている。現在看護師や作業療法士、理 学療法士等の専門職については自立活動教諭の特別免許状を付与し、教職員定数の中で任用を している。 神奈川県では、教員ではない看護師等を教員定数内で、特別免許状を付与することにより定数内 で任用を行っている。児童生徒の医療ケア等の必要なケースは増加傾向にあり、任用に当たっ ては定数内配置を行っているため、対応の充実を図ることで、一般教諭の定数を減らす状態となっ ている。 多様なニーズへの対応から専門職(理学療法士や作業療法士など)との連携による児童生徒に対 するアセスメント(支援ニーズの明確化)の要望も高まっている。実際に指導改善につながるケース が報告されており、地域の小中学校に対するセンター的機能の発揮にも力を発揮している中、専門 職の任用についても教員定数で任用しているため、一般の教員定数を減じている状況である。 【地域の実情を踏まえた必要性】 特別支援学校では、障害の重度重複化やインクルーシブ教育推進について、医療ケア等や地域セ ンター機能のより一層の充実を図る必要があり、看護師や理学療法士など医療職等の専門職員を 教職員として定数配置している。また、特別支援学校に配置される看護師等に求められるのは、医 療的ケアの業務が中心であることから、特別免許状を付与せずとも特別支援学校における教職員 以外の医療職等の配置の緩和を図る必要がある。 また、特に看護師については、医療ケア等を安全に実施するための十分な人員確保が必要であ り、病気療養等での突発的な欠員が起こった場合は、児童生徒の教育保障のため柔軟な人員補 充の対応が必要となる。特別免許状を付与する場合は任用までに2ヶ月程の期間を必要とする が、配置が緩和され特別免許状を付与する必要がなければ、2週間程で臨時的任用が可能とな る。	公立義務教育諸学校 の学級編制及び教職 員定数の標準に關す る法律第2条第3項	文部科学省	神奈川県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
297	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	スクールカウンセ ラー及びスクールソ シヤルワーカーに係 る学校職員としての 位置づけ及び標準法 による定数化	スクールカウンセラー及びスクール ソーシャルワーカーを新たに 学校職員として位置づけ、標準 法において定数配置化する。	【具体的な支障事例】 スクールカウンセラー及びスクールソ シヤルワーカーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・ 生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において重要な役割を もっているにもかかわらず、現在は、国庫補助金によって一部財政措置を受けているのみで、地方 での事業は、国の交付決定額によって影響を受けている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 スクールカウンセラー及びスクールソシヤルワーカーの教育現場における重要性に鑑み、現在の ような補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化と雇用の安定を 図ることで、学校における相談・支援体制をより充実させる必要がある。	公立義務教育諸学校 の学級編制及び教職 員定数の標準に關 する法律第2条第3項	文部科学省	神奈川県
298	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	教育支援センター (適応指導教室)の専 任教員に係る学校職 員としての位置づけ 及び標準法による定 数化	教育支援センター(適応指導教 室)の専任教員を新たに学校職 員として位置づけ、標準法により 定数配置化する。	【具体的な支障事例】 不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍 校と連携を図りながら、相談や適応指導を行う指導員を教育支援センター(適応指導教室)に配置 する必要があるが、当該専任教員の給与については、国の財政措置はなく、地方への負担が大き い。 【地域の実情を踏まえた必要性】 不登校児童・生徒への取組の充実が求められている中で、今後ますます専任教員の配置の必要 性が高まると考えられることから、標準法に位置づけ、配置の適正化を図り、児童・生徒へのよりき め細かい対応を行う必要がある。	公立義務教育諸学校 の学級編制及び教職 員定数の標準に關 する法律第2条第3項	文部科学省	神奈川県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
309	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	学校医等について、 個人に限らず医療機 関等への委託等を可 能とする規制緩和	学校医、学校歯科医及び学校薬 劑師について、個人への委嘱に 限らず、医療機関等に学校医等 の派遣について委託等ができる よう学校保健安全法第23条の改 正を求めるもの。	【支障事例】 宮城県では、基本的には医師会を通じて閉業医に学校医等をお願いしているが、医師会から総合 病院等の医師の紹介があった場合には医療機関との調整のうえ勤務医個人への委嘱をお願いし ている。 しかし、病院によっては、病院内の規則等により病院管理者との委託契約を求められる場合があ り、法律等の説明を行ったが、個人への委嘱に同意が得られず、学校医等の委嘱に支障が生じて いる。 なお、病院への委任払いも検討したが、学校医等は地方公務員の特別職として扱われるため、労 働基準法第24条の賃金の直接払いの原則により、個人への支払いに限定されている。 【制度改正の必要性】 総合病院等の勤務医へ学校医等の任命を行うことにより、地域差による学校医等の任命に係る 事務負担が減少するとともに、切れ目のない学校医等の勤務による学校の安全・安心を実現する ことができる。	学校保健安全法第23 条 労働基準法第24条	文部科学省	宮城県
319	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	JETプログラムの特に 優れていると認められ たALTの任用期間の 要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施 するJETプログラムの特に優れ ていると認められたALTの任用 期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5 年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて 再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要す る。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には必 ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用して いる来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の現 場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の 継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでい た。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かし、 本県の子どもの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるた め、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊 害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	JETプログラム任用団 体マニュアル 募集要 項	総務省 外務省 文部科学省	福井県

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
96	A 権限 移譲	医療・福祉	医療法第7条第3項の規定による診療所の病床設置等に係る都道府県知事の許可を指定都市の市長へ移譲	医療法第7条第1項の規定による病院の開設許可等については、平成27年度から指定都市の市長の権限に移譲済み。一方、同条第3項の規定による診療所の病床設置等の許可等については、未移譲。 医療計画に基づき病床を管理する上で、病院と診療所の取扱いを区分する理由は見当たらず、診療所についても指定都市の市長に権限を移譲すること。	【制度改正の趣旨】 病院と診療所の取扱いを区別する理由が見当たらない。 【制度改正の経緯】 今般の法改正で、指定都市の市長が病院の開設許可等を行う場合、都道府県知事に協議し、同意を求めることとされているが、条例による事務処理特例制度を活用し、診療所の病床設置許可等の権限を指定都市の市長に移譲している場合、協議や同意を求める仕組みがなく、病床の管理面から見た場合、整合性がとれていない。	医療法第7条第3項	厚生労働省	九州地方知事会
134	A 権限 移譲	医療・福祉	診療所の病床設置に係る許可権限等の都道府県から指定都市への移譲	現在、都道府県のみが行うこととされている、診療所への病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可について、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。 また、医療法施行令第3条の3に基づく診療所の病床設置の届出に関する事務についても同様に、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。	【制度改正の経緯】 平成27年4月1日より、病院の開設許可権限が都道府県から指定都市に移譲されたが、診療所の病床設置許可等については、医療法第7条第3項に「診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種類その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定されており、都道府県に許可権限が残っている。 また、医療法施行令第3条の3では、「法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の許可を受けずに診療所に病床を設けた者は、当該病床を設けたときから十日以内に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を、当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されている。 診療所の開設、使用許可等の事務・権限については平成9年に保健所設置市に移譲済みであることから、手続きの一貫性の観点からも、診療所の病床設置等に係る事務・権限も一体的に移譲されることが望ましい。 【支障事例】 診療所の開設等申請者にとって、開設や病床の設置許可等、手続の段階ごとに許可権者が異なり、分かりづらい。 ※病院の開設者が行う同種の手続は、全て開設地である指定都市が許可権者となっている。	医療法第7条第3項、同法第71条の3、地方自治法施行令第174条の35第1項、医療法施行令第3条の3	厚生労働省	指定都市市長会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
306	A. 権限 移譲	医療・福 祉	診療所の病床設置等 に係る許可権限の都 道府県から指定都市 への移譲	現在、都道府県のみが行うこと とされている、診療所への病床の 設置許可及び病床数や病床種 別等の変更許可について、所在 地が指定都市である場合は当該 指定都市が行うこととする。	【制度改正の経緯】 平成27年4月1日より、病院の開設許可権限が都道府県から指定都市に移譲されたが、診療所の 病床設置許可等については、医療法第7条第3項に「診療所に病床を設けようとするとき、又は診 療所の病床数、病床の種類その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労 働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定されており、都道府県に許可権限が残っている。 また、診療所の開設、使用許可等の事務・権限については平成9年に保健所設置市に移譲済みで あることから、診療所の病床設置等に係る事務・権限も一体的に移譲されることが望ましい。 【支障事例】 診療所の開設等申請者にとって、開設や病床の設置許可等、手続の段階ごとに許可権者が異な り、分かりづらいため。 ※病院の開設者が行う同種の手続は、全て開設地である指定都市が許可権者となっている。	医療法第7条第3項、 同法第71条の3、地 方自治法施行令第17 4条の3第1項	厚生労働省	神戸市
51	B. 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	基準病床数の廃止に よる地域医療構想に おける必要病床数へ の一本化	都道府県の病床数を規制してい る基準病床数を廃止し、地域医 療構想における必要病床数に一 本化すること。	【制度改正の必要性】 平成26年度の医療法改正により、医療計画の一部として「地域医療構想」を平成27年度以降策定 することとなった。 地域医療構想では、平成37年における将来推計人口を使用して医療需要とそれに対応する必要 病床数を推計し、構想実現に向けた医療体制整備を進めることとなっている。 一方で、現行の医療計画で定めている基準病床数は、直近人口（＝過去人口）を使用して算定す ることから、算定基準が異なっている。したがって、医療計画上、整備すべき病床数の基準が2つ 存在することになり、整合性に大きく欠けるものとなる。 今後の医療体制の整備は、地域医療構想実現に向けた必要病床の整備を進めていくことが中心 となるので、これとは算定基準が異なる基準病床数を廃止し、地域医療構想における必要病床数 に一本化するべきである。 また、病床の整備には検討期間も必要であることから、整備着手は次期医療計画の開始年次 （平成30年）となることもやむを得ないが、次期医療計画においては基準病床数を廃止して地域医 療構想における必要病床数に一本化するという方針が早期に示されなければ、検討を進めること ができない。 【支障事例】 本県では、75歳以上の人口が平成22年には約58.9万人であったが、平成37年には約2倍の約 117.7万人になると予想され、それに伴う医療需要の増大が見込まれることから、病床を大幅に整 備していく必要がある。 しかし、基準病床数では地域医療構想で算出する必要な病床数を整備することができず、構想の 実現に大きな支障をきたすことが想定される。（本県の現在の基準病床数は49,623であり、既存病 床数とほぼ同数である。）	医療法第30条の4第2 項	厚生労働省	埼玉県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
75	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	基準病床数の算定にあたっての都道府県知事の裁量の拡大	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実状に応じ設定することができるように緩和すべき。	<p>【現状】</p> <p>現在、基準病床数については、国が定める基準に従い、地方ブロックごとに同一の数値を用いており、ブロック内の人口規模や医療資源等の違いが反映されない仕組みとなっている。また、療養病床の算定に当たって、「介護施設で対応可能な数」を減じているが、国は特養への入所は原則要介護3以上と制度の見直しを行ったにもかかわらず、本県が昨年度行った保健医療計画の療養病床の算定に当たっては、要介護1や2も含んだ数を減じることを求められている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>保健医療計画の一部である地域医療構想では、地域の実情に応じた慢性期機能と在宅医療等の需要推計を行うこととなっている。日本医師会や経産省の推計では、将来、療養病床が不足するという推計がされているが、現状の基準病床における療養病床の算定では、地域医療構想における地域の実情に応じた需要推計数に対応することができず、保健医療計画と地域医療構想の間で整合性を図ることができないことが予想される。</p> <p>また、昨年度の保健医療計画の策定において、県医師会の委員などから、介護保険の施設を増やすと、その分療養病床が減るといのは、医療機関と介護施設を同じものとらえており、おかしいとの意見が出ている。</p> <p>このことから、基準病床数の算定にあたっては、療養病床の算定における介護施設で対応できる数を知事の裁量（例えば「介護施設で対応可能な数」を減じる際に、地域の実情に応じ、特養への入所要件に合わせ、減じる数を要介護3以上の入所者数に限るなど）とし、保健医療計画と地域医療構想で整合を図ることができるよう、地域の実態に精通した都道府県知事の裁量の範囲を拡大すること。</p>	医療法第30条の4第2項、第5項、第6項、第7項、医療法施行令第5条の2第1項、第5条の3第1項、医療法施行規程第30条の31第1項、第30条の32	厚生労働省	静岡県 三重県
28	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国人医師が被災地において適法な救命医療の従事を可能とするよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となるよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>東日本大震災では、厚生労働省から「医療法上、外国の医師資格を有する者であっても、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないこととされている。(医師法第2条、第17条)しかしながら、医師法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものと考えられる。」との通知が出された。被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るとの判断は緊急時の対応としてやむを得なかったものと考えられるが、今後の大規模災害の発生に際しては、迅速かつ明確な支援受入体制を整えておくことが必要であり、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)において、外国医療関係者による医療の提供の許可(第91条)について規定されていることから、しっかりと法的な枠組みが必要だと考える。</p> <p>また、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、「医療通訳の公的な資格」がなく、「統一された育成システムが無い」ことから、「医療通訳の資格制度」や「全国規模での医療通訳人材バンクの創設」など、外国人医師の規制緩和と合わせて、国において医療通訳が確保できる体制構築が必要と考えられるため、併せて検討されたい。</p> <p>※地方分権の観点からの提案であることについての考え方については、別紙を参照願います。</p>	医師法第17条 災害救助法第7条	厚生労働省 内閣府	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
169	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	看護師等(保健師・助 産師・看護師又は准 看護師)の復職支援 のための届出制度の 義務化	「看護師復職支援のための届出 制度」において、努力義務となっ ている看護師等の離職時等の届 出を義務化する	<p><現行制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年10月から、離職する看護師等は、離職時に氏名・連絡先等を都道府県ナースセンターに届出(努力義務)する「看護師復職支援のための届出制度」が開始。 <p><支障事例・制度改正の必要性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進展により、新卒看護師等が減少する可能性がある一方、高齢化の進展により、介護施設等における看護人材の需要が拡大(2025年問題:団塊世代が全て75歳以上)するため、看護師等の確保が困難になるリスクがあり、また、夜勤・交代制勤務など激しい勤務環境とワークライフバランス確保が必要となっていることから、結婚、出産等で離職した未就業看護師等の再就業が人材確保対策として重要となる。 ・未就業看護師等を活用していくためには、離職者を含めた看護師等の実態を的確に把握した上で、それぞれのニーズを踏まえた研修、情報提供などの再就業支援を実施していくことが必要である。 ・しかし、「看護師復職支援のための届出制度」では、離職等した看護師等の届出は努力義務であるため、届出が必ずしも提出されないおそれがあることから、離職等した看護師等の実態を確実に把握できず、再就業を働きかける看護師等を確実に把握できない支障が生じるおそれがある <p>(参考)</p> <p>本県の看護師等の職員数(H24.12.31現在)16,500人 全国100として、石川県125(全国17位)</p> <p>医療圏域別 南加賀110 石川中央132 能登中部125 能登北部95</p> <p><提案内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年10月から始まる「看護師復職支援のための届出制度」において、届出の努力義務を義務化とすることを提案する。 	看護師等の人材確保 の促進に関する法律 第16条の3	厚生労働省	石川県
312	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	助産学実習に係る分 娩取扱数基準の規制 緩和	保健師助産師看護師学校養成 所指定規則(以下、「指定規則」)に定められた助産学実習中の分 娩の取扱いについて、助産師数 を十分に確保する観点から、学 生一人あたりの分娩取扱数を、 現行の「10回程度」から「8回 程度」に緩和すること。	<p>(本県における状況)</p> <p>本県では、就業助産師数が全国平均を大きく下回っており、助産師数の確保が課題である。一方、少子化により県内の正常分娩を取扱う施設は減少しており、実習受入施設の確保に苦慮している。</p> <p>指定規則では、助産師学生の実習中の分娩取扱いについて、助産師又は医師の監督の下、学生1人につき10回程度行うことを定めており、実習時期(約3か月程度)には、毎年約50名の実習生が10の実習受入施設に集中している現状がある。</p> <p>(支障事例)</p> <p>このように、実習の時期には限られた施設に助産師学生が集中することとなり、通常の分娩に携わるスタッフに加え、実習を監督する助産師又は医師が必要であることから、施設にとって負担となっている。さらに、件数確保のため夜間に実習を行うこともあるが、施設側で監督者の対応ができない場合、養成所等の助産師教員が実習指導に当たることもあり、実習受入施設、養成所の双方にとって負担が大きい。</p> <p>県としては、実習環境を整える観点から、受入施設を増やしたいと考えているが、分娩取扱数に係る負担を理由として受入を断られるケースもある。また、現状でも全ての学生の実習数を確保することが簡単ではない状況が続いている。</p> <p>(制度改正の必要性)</p> <p>これらの状況を改善し、円滑な受入体制の整備と実習内容の充実化を図るため、能力習得に影響の無い範囲で実習必要数を8回程度に減らすなど柔軟に対応したい。</p> <p>なお、当件については、県内実習施設や養成所等からも要望が出ているほか、関連研究では、助産学実習の到達度は8例目までは上昇し、8例と10例では各評価項目の約半数で到達度の差が認められないとの結果が報告されている。</p>	保健師助産師看護師 法第20条 保健師助産師看護師 学校養成所指定規則 第3条	厚生労働省	三重県 広島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
18	A. 権限 移譲	医療・福祉	保険医療機関の指定・監督権限の移譲	診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を併せて、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に関西広域連合への移譲を求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。</p> <p>医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。</p> <p>広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p>	健康保険法第65・66・68・71・73・78・80・81条 国民健康保険法第41・45条の二 高齢者の医療の確保に関する法律第66・72条等	厚生労働省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
254	A. 権限 移譲	医療・福祉	保険医療機関等の指定・取消処分に関する権限移譲	地域の実情に応じた医療機関、診療科及び医師の需給調整を行うため、健康保険法等に基づく保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」では、都道府県は医療費適正化の推進主体と位置付けられ、さらなる実効ある取組の推進が求められている。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>地域の実情に応じた適切な医療保険体制を構築するためには、必要とされる診療科(医)の適正配置の誘導を行いたい。が、保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分に関する権限は地方厚生局の権限とされているため、取組みが進んでいない。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>保険医療機関の指定・取消権限を移譲することで、診療報酬決定の一部権限移譲と相まって、地域で必要とされる診療科(医)の適正配置を誘導することが可能となり、バランスのとれた地域医療の提供体制を通じて、医療費適正化を推進することができる。</p>	健康保険法第65条、第71条、第80条、第81条	厚生労働省	兵庫県、和歌山県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
49	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	入院中の重度障害者 に対するヘルパー派 遣要件の緩和	入院中の看護は、医療機関の看 護職員のみによって行うという国 の通知による規制については、 重度障害者のうち意思疎通困難 者などが入院した場合に限り、 障害特性に精通したヘルパーを 派遣できるように規制を緩和す ること。	【制度改正の必要性】 入院中の看護については、国の通知により「医療機関の看護職員のみによって行われるもの」と されており、重度障害者が入院した際には、障害者総合支援法に基づく重度訪問介護を利用する ことができない。 しかし、現実には、重度障害者のうち、意思疎通困難者などが入院した場合、医療機関で特別な 看護体制が必要となることから、家族の付き添いを求められるケースもある。 重度障害者は、その障害や症状が多様多様なため一人一人介護方法が異なり、特に意思疎通 困難者の場合は通常の会話もできず、環境の変化でパニックを起こす場合もある。 家族も常時付き添うのは困難なため、日頃自宅で長時間介護を行っているヘルパーでないと対 応が難しい。 重度ALS患者については、入院中のコミュニケーション支援者の付き添いが認められているが、 市町村事業であるため、市町村によって対応が異なる。 また、ALS患者以外にも、脳性まひなど、他にも意思疎通が困難で支援を要する重度障害者もい る。 そこで、重度障害者のうち、意思疎通困難者など特別な支援が必要な人が入院した場合には、 全国共通サービスである重度訪問介護等の利用による、障害特性に精通したヘルパーを派遣でき るよう、規制緩和が必要である。 【支障事例】 障害者福祉団体によると、多忙な看護師が重度障害者の多様な状況に応じた対応をすること は困難である。また、家族も長時間の付き添いを行うことは、身体的・精神的負担が非常に大き い。やむなく患者自らがヘルパーを雇ったが、重度訪問介護等の利用できないため全額自己負担 となった、という事例が示されており、長期間の入院になると患者側の負担が極めて重くなる。	保険医療機関及び保 険医療費担当規則第 11条の2 保医発0305第1号平成 26年3月5日付け厚生 労働省保険局医療課 長通知「基本診療料の 施設基準等及びその 届出に関する手続き の取扱いについて」別 添2の第2の4(6)ア 保医発0701第1号平成 23年7月1日付け厚生 労働省保険局医療課 長通知「重度のALS患 者の入院におけるコ ミュニケーションに係 る支援について」	厚生労働省	埼玉県
167	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	訪問看護に関する診 療報酬において、訪問 看護ステーションの相 互連携によるサービス 提供に対し、訪問看護 療養費を支給できるよ う省令改正	医療依存度の高い在宅療養者 への24時間365日の定期的な サービス提供の実現のため、医 療保険制度において、1日に1人 の患者に対して複数の訪問看護 ステーションからのサービス提供 を診療報酬上算定が可能となる よう要件改正	【制度の概要】 厚生労働省令により、保険者は、他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護を受けるとき は、訪問看護療養費を支給することができないこととされている。 【本県の状況】 本県では、平成25年度から27年度において、2次医療圏域単位(保健所管轄単位)で基幹型訪問 看護ステーションを設置し、当該訪問看護ステーションを中心として1人の患者に対して同一日に 複数のステーション間の連携による24時間365日の定期的な訪問看護が提供できる体制の整備を モデル事業として実施している。 【支障事例】 モデル事業実施済みの圏域において、複数の訪問看護ステーションからサービス提供を受けた 患者の事例では、日中はAステーションからの訪問看護を利用し、夜間(入眠前)は、Bステーシ ョンからの訪問看護を利用し、夜間の呼吸状態の安定や患者親族の心身の負担軽減の効果があつ た。現行制度による患者の全額自己負担分サービスに対しては地域医療再生基金を利用し充当し ていたが、期間終了後は、患者の経済的負担が大きいことから、夜間のBステーションのサービス 継続が困難となった。 【制度改正の必要性】 診療報酬上算定可能となれば、在宅療養・看取りの環境整備の推進が図られ、県民の福祉の向 上につながる。 また県内の小規模訪問看護ステーションの割合は半数以上を占め、全国的にも同様のステー ションの割合が6割を超えている現状において、全国各地でこうしたステーション間の連携による夜 間・早朝のサービス提供の広がりが期待できる。	健康保険法施行規則 第69条 国民健康保険法施行 規則第27条の2 高齢者の医療の確保 に関する法律施行規 則第50条 平成26年3月5日付保 発0305第3号厚生勞 働省保険局長通知	厚生労働省	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 関西広域連 合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
265	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	診断群分類別包括制度(DPC)対象病院の指定基準見直し及び再入院期間の延長	診断群分類別包括制度(DPC)対象病院には、急性期を担っていないものも含まれているとの指摘があることから、指定基準を見直すとともに、医療費適正化の観点から、現在一連の入院として取り扱われる7日以内の再入院期間を延長すること。	【提案の経緯・事情変更】 診断群分類別包括制度(DPC)対象病院の対象については、“望ましい”基準になっていることから、本来急性期を担っていない病院も含まれているとの指摘がある(全国の一般病床の53%がDPC対象病院となっている)。 また、現在の仕組みでは、DPC対象病院の退院患者が同じ病名で7日以内に再入院した際には、一連の入院とみなし入院日数を通算するため、入退院時期を意図的に操作することによって、入院期間を不適切にリセットする事例があり、医療費が高額となる原因となっている。 【支障事例等】 本来、DPC制度は、医療費の抑制を目指した制度であるにも関わらず、対象病院の中には、入退院時期を意図的に操作し、入院期間を不適切にリセットし、診療報酬を得ている事例もあり、地方が進める医療費適正化の障害の一つになっている。本県では、別途「健康保険法等に基づく保健医療機関等の指定・取消などの処分権限」の移譲を求めているが、現状、本来急性期を担っていない病院がDPC制度の対象となっている場合でも、これらの病院の処分等ができないこととなってしまうため、併せて運用改善を求める。 【効果・必要性】 指定基準を“望ましい”基準ではなく、厳格にすることは、医療費適正化の観点から効果が高いと考えられる。	DPC制度への参加等の手続きについて(保医発0327第2号)厚生労働省告示(H26.3.5)	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、関西広域連合
266	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	医療機関における看護職配置の機能に応じた配置の基準の設定	診療報酬上届出制となっている看護職配置について、病床機能ごとに見合った看護職員の配置になるよう基準を定めること。	【提案の経緯・事情変更】 医療機関における看護職員配置について、診療報酬上届出制となっており、必ずしも医療機関の機能に見合ったものとなっておらず、看護職を配置さえすれば、病院の機能や患者の状況に関係なく、高点数を算定できるため医療費が高額となる原因となっている。 H27.5.26の経済財政諮問会議においても、「2006年の制度改革において、急性期医療用の7対1病床が創設されたが、同病床の入院基本料から得られる病院の収益が他の病床よりも高いことから、高コストの病床構造が形成。こうした歪を是正するためには、一律の病床単価の改定では困難。7対1病床の入院基本料と他病床との価格体系を平準化しよう大胆に見直し、医療機関の病床設定行動を変化させるべき」との意見が出されている。 【支障事例】 現在、都道府県では、医療費適正化計画を推進しているが、看護職の配置については、診療報酬上届出制であるため、病院の機能や患者の状況に関係なく看護職を配置さえすれば高点数を算定でき、医療費適正化を図っている地方の支障となっている。本県では、別途、診療報酬の決定に関する権限の移譲を求めているが、地域毎のバランスのとれた医療提供体制の確立のためには、看護職の配置についても適正化を図ることができるよう、併せて運用改善を求める。 【効果・必要性】 地域医療構想を策定し、病床の機能分化等を進めることに合わせ医療機関における看護職員配置について、病床の機能に見合ったものとするにより医療費適正化が図られるものと考ええる。患者が状態に応じて適切な医療を受けられるよう、急性期病床における患者像を適切に評価する必要がある。	施設基準(厚生労働省告示)	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
50	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	危険ドラッグに対する 警察官への立入検査 等の権限の付与	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等の権限を警察官にも付与すること。	【制度改正の必要性】 近年、危険ドラッグが蔓延し、これを利用したことに起因する犯罪や事故が多発しており、市民生活の安全が脅かされている。 薬物の濫用から住民の健康を守るとともに、住民が安心・安全に暮らせるようにするためには、危険ドラッグの取締りを迅速かつ効果的に行うことが必要である。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）上、大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行う権限は、現在、厚生労働大臣及び都道府県知事に命じられた職員（薬事監視員）にはあるが、警察官にはない。 このため、警察官は、単独で大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行うことができない。 また、埼玉県では、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」を平成27年4月に施行し、警察官に対し、医薬品医療機器等法の網にかからない危険ドラッグのうち、知事が指定した薬物を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができるとする規定を設け、警察官が単独で立入調査等ができるようにしている。 医薬品医療機器等法第76条の9のような規定を警察官についても設け、警察官に立入検査等の権限を付与すれば、必要に応じ、警察官単独でも立入検査等ができるようになるなど、迅速な対応が可能となる。 【支障事例】 埼玉県では医薬品医療機器等法に基づく危険ドラッグ販売店舗等に対する立入検査を埼玉県警察本部職員の出先のもと実施してきたが、警察官は立入検査等の権限がないため、必要に応じた警察官単独の立入検査など、迅速な対応がしにくい。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の8第1項（立入検査等）	厚生労働省 内閣府（警察庁）	埼玉県
62	A 権限 移譲	医療・福 祉	承認基準のある医薬 品製造販売の地方承認 権限の拡大	承認基準が定められているが承認権限の地方委任の対象外となっている一般用医薬品等のうち、日本薬局方において規格基準が定められている一般用漢方製剤等について、速やかに地方委任の対象外となっている扱いの見直しの検討を行い、承認権限を都道府県に移譲することを提案する。	【提案理由、権限移譲の必要性】 かぜ薬等15薬効群の一般用医薬品の承認審査については承認基準が策定されており、これに基づいて審査が行われている。医薬品を製造販売しようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けなければならないが、承認基準に合致する医薬品のうち画一的な審査ができる範囲の医薬品については、承認の権限が都道府県知事に移譲されている。 この都道府県知事が承認する医薬品の範囲が厚生労働省告示で定められているが、承認基準の範囲内でも一部地方委任の対象から除外されている。 昨年の提案の結果、これまでに、一般用医薬品の承認基準のうち、かぜ薬等4薬効群について、また、医薬部外品については、薬用歯みがき類等9製品群について地方委任の範囲拡大が図られるとともに、今後も必要に応じて改正する予定とされた。昨年の結果を踏まえて、本年は業界の要望が強く、日本薬局方に定められた規格基準に基づき、都道府県でも十分審査が可能と考えられる一般用漢方製剤に関する地方委任の範囲の拡大を提案するもの。 【具体的な支障事例】 大臣権限の一般用医薬品の承認には、都道府県知事承認に比べ長期の事務処理期間を要しており、業界からは地方承認の範囲拡大による審査の迅速化を望む声がある。 【期待される効果】 地方委任から除外されている部分を順次見直し、都道府県知事の権限で承認する範囲を拡大することにより、地方による迅速な審査、新製品の早期上市による経済の活性化が期待できる。 【提案実現後の懸念事項及び解決方策】 新たな地方に移譲される審査事務については、県ごとの事情により円滑な審査について懸念も考えられるが、審査要領の整備や審査担当者の研修の実施等により解消できると考える。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項、第9項、同法第81条、施行令第80条第2項第5号 （承認基準） 「薬事法施行令第80条第2項第5号に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等」 S45.10.19厚生省告示第366号 （一般用漢方製剤） H24.8.30薬食審査発0830第1号	厚生労働省	富山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
120	A. 権限 移譲	医療・福 祉	医薬品製造販売等の 地方承認権限の範囲 拡大	現在、製造販売承認に関して、 漢方製剤、生薬単味製剤、並び に、生薬のみからなる製剤(承認 基準の制定されたもの)の多く は、国(医薬品医療機器総合機 構)が承認権者となっているが、 これを都道府県へ権限移譲して いただきたい。	【制度改正の必要性】 漢方製剤、生薬単味製剤、並びに、生薬のみからなる製剤については、本県でも審査が可能であるにも関わらず、国の審査となっている。 権限を国から都道府県へ移譲することで、承認期間を約3ヶ月に短縮することができ、医薬品製造販売業者の新商品開発に係る時間を短縮できるメリットがある。 なお、品目の承認要件となるGMP適合性調査は都道府県が行っており、承認の権限が国から県に移譲されることで、承認権者と調査権者が同じとなり事務の効率化が図られる。 【支障事例】 漢方のメッカ推進プロジェクトの出口戦略として漢方製剤や生薬製剤の拡大を図るうえで、新たな商品開発に相当な時間を要するという支障が生じている。	医薬品医療機器等法 第14条第1項、同条第 9項、同法第81条、医 薬品医療機器等法施 行令第80条第2項第5 号、昭和45年9月30日 付薬発第842号「かぜ 薬の製造(輸入)承認 基準について」他	厚生労働省	奈良県
58	B. 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	保健所長の医師資格 要件の特例の期間延 長	現行制度では、医師以外の者を 所長に充てる場合は、2年以内 の期間(やむを得ない理由があ れば2年の延長可)に限られて いるが、その期間をさらに延長 し、最大10年間、医師以外の者 でも保健所長になれるよう規制 を緩和すること。	【制度改正の必要性】 平成16年の国における「保健所長の職務の在り方に関する検討会」の議論を踏まえ、保健所長の医師資格要件の特例が認められた。しかし、当時と比べて公衆衛生医師の採用は大変厳しくなっており、本県においては、1人の保健所長が2か所の保健所長を兼務する事例が生じている。複数保健所の兼務は、健康危機管理上や対外的に適切なものではなく、地域保健の水準が低下してしまう恐れも懸念される。 また、平成16年に26名いた本県の公衆衛生医師は、現在は17名まで減少しており、平均年齢は55.1歳と、今後10年間で約半数以上の職員が定年退職となる。そのため、医学系雑誌への求人広告掲載や、厚労省への医師派遣依頼等の様々な求人活動を実施しているが、採用は1名程度である。 今後も、幅広い視点から強力に採用活動を行っていくが、若手医師を採用できたとしても保健所長となるには、10年程度の実務経験が必要になる。そこで、複数名の公衆衛生医師の確保及び育成ができるまでは、医師以外の者を保健所長に充てていかざるを得ないと考えており、そのために最大10年間、保健所長になれるよう規制を緩和することが必要である。 【支障事例】 医師以外の者を所長に充てる場合は、地域保健法施行令第4条第2項により2年以内の期間(やむを得ない理由がある場合は1回に限り2年の延長が可能)に限られているため、養成訓練期間に見合わないことや4年後の処遇が問題になるなど、人材活用が困難である。 本県において、専門職の保健所長の登用も検討したが、4年後の異動先も同時に考えた結果、課所長級の専門職の異動先がなかったため、登用を見送った例がある。	地域保健法施行令第 4条	厚生労働省	埼玉県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
127	A. 権限 移譲	医療・福祉	がん診療連携拠点病院等の指定権限の都道府県への移譲	がん診療連携拠点病院等の指定権限を厚生労働省から都道府県に移譲する。	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>「がん診療連携拠点病院」については、指定要件が厳格化されたことに伴い、全ての指定病院(山梨県内4病院)が平成27年3月までに、厚生労働省の指定を受け直し、また新たに設けられた「地域がん診療病院」についても県内で1病院が指定を受けた。</p> <p>これらの指定は、4年ごとに更新をしなければ、指定の効力を失ってしまう。</p> <p>また、本案件は昨年度提案したところ、「平成26年1月に新指針が示されたばかりであり運用状況を把握する必要があるため、平成27年度の手続きまでに結論をだすことは困難」との回答を得たものであるが、平成27年3月に新指針における第1回目の指定が行われ、当該指針における指定の考え方について一定の整理がなされたものと考えられるため、改めて指定権限の移譲を求めるものである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>指定に当たっては、各病院が「指定更新推薦書」を都道府県に提出し、都道府県がその内容を審査するとともに、推薦意見書を添付したうえで厚生労働省に推薦する。また、厚生労働省が開催する「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」において、都道府県のプレゼンテーションが求められている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>厚生労働省が定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」によれば、指定に必要な要件は明示され、公表されていることから、県が一旦審査をするのであれば、厚生労働省が都道府県からの推薦やプレゼンテーションを経て指定しなければならない必要性は低いものと思われ、県においても指定は可能であることから、処理の迅速化及び事務処理の効率化を図るため、権限移譲が必要と考える。</p>	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	厚生労働省	山梨県
255	A. 権限 移譲	医療・福祉	がん診療連携拠点病院等の指定権限の都道府県への移譲	厚生労働省が持つがん診療連携拠点病院等の指定権限を都道府県に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>厚生労働省が持つがん診療連携拠点病院等の指定権限を都道府県に移譲すること。</p> <p>【支障事例・現状】</p> <p>厚労省はがん診療連携拠点病院の指定にあたり検討会を開催しているが、昨年度は、本年1月、遅くとも2月の開催と聞いていたにも関わらず、実際は3月13日の開催となったため、新規指定された病院は準備(広報、拠点病院で構成する協議会活動等)に支障をきたした。</p> <p>さらに、拠点病院は2次医療圏に一カ所の整備が原則となっており、人口規模や患者の通院圏等を考慮し、複数設置することが可能にも関わらず、人口規模等を考慮するあまり、認められない状況になっている。また、昨年、現況報告の提出について、厚労省からの依頼時期が2～3週間ずれたため、提出期限(10月末)に間に合わせるために膨大な作業を短期間で行うこととなり、病院からかなりの苦情が県にあった。</p> <p>【効果】</p> <p>指定基準の合致の有無は都道府県でも判断は可能であり、むしろ地域医療の実情を把握している都道府県が指定することにより、適切ながん医療の提供が可能になる。</p> <p>また、国への推薦に関する事務の廃止、国の検討会の廃止等に伴う事務が簡素化され、迅速な指定につながる。</p>	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	厚生労働省	兵庫県、京都府、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
115	A. 権限 移譲	医療・福祉	難病法における医療費助成制度の実施主体に保健所設置市を追加すること	難病法における医療費助成制度の実施主体に、都道府県及び指定都市(平成30年4月1日施行)のほか保健所設置市も加える	<p>【支障事例】</p> <p>現在は、保健所設置市に申請受付等の事務を委託しているが、申請受付等に係る全ての事務を委託していない(委託できない)ため、患者は、保健所で対応できない手続き(高額療養費の適用区分欄の記載変更等)については、県庁まで来所する必要があり、患者等にとっては、混乱を招くとともに二度手間となっている。また、その際に、療養の支援に関する相談があっても、保健所設置市に連絡することは可能であるが、患者等からするとワンストップサービスとならず、患者のニーズにタイムリーに対応できない場合がある。</p> <p>【改正の必要性】</p> <p>患者等の相談のきっかけともなる医療費助成制度の実施主体に保健所設置市を加えることにより、患者等の難病に関する相談等窓口の一元化が図れ、ワンストップサービスにもつながり、患者等の負担が軽減される。また、保健所が実施する難病患者支援事業や実態把握などに医療費助成受給者の情報を活用することが可能となり、患者や地域の実情に合った取り組みができることともに、保健所の機能強化につながる。国は、法施行後5年以内を目途として検討すること(法附則第2条)となっていることから、法施行後の早期に、検討に当たっての基本的な考え方、方向性等について確認することで、難病患者の支援体制整備等の見直しや推進に活かすことができる。</p>	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、第40条	厚生労働省	愛媛県 徳島県 香川県 高知県
267	B. 地方 に対する 規制 緩和	医療・福祉	難病医療費助成事務手続きの簡素化	指定難病患者からの更新手続きの隔年化及び、特定疾病医療受給者証の「適用区分」欄を削除するなど手続き業務の簡素化。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>難病医療費助成制度の実施にあたっては、都道府県が指定難病患者からの申請に基づき、受給者証の発行事務を行っているが、病状の変化があまりない方が多く、受給者証の更新にあたって毎年申請が必要であり、膨大な添付資料の提出を求められている。</p> <p>また、国では、平成21年度からすべて「一般」としていた高額療養費の所得区分(適用区分)を「上位所得者」「一般」「低所得者」に細分化し、区分毎の自己負担限度額を設定した。しかし、22年度全国衛生部長会調査結果では、「低所得者」区分該当者が国の想定を下回っていたことにより、21年度実績では公費負担額は減少しておらず、所得区分を分けた効果が明確でないといわれている。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>患者団体から複数年に一度にしてほしいとの要望が常に寄せられている。とりわけ、住民票については、昨年度から変更がなければ提出する必要性は乏しく、また介護保険証の写しについても、特に使用要件もはっきりしておらず、患者への説明にも苦慮している。</p> <p>また、都道府県では、高額療養費所得区分(適用区分)を保険者に照会の上、受給者証に記載しているが、難病受給者証所持者は36,611人(H27.3現在)もあり、受給者証発行までに2ヶ月以上に及ぶ時間を要することもある。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>指定難病患者及び都道府県の事務負担の軽減を図ることができる。</p> <p>高齢者療養所得区分の照会及び申請資料の簡素化により約1ヶ月程度の事務の迅速化を図ることができる。</p>	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条 特定医療費支給認定実施要綱第5	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
308	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	指定難病患者が特定 医療費を受給すること ができる受診医療機 関等の事前申請の廃 止	指定難病患者への特定医療費 支給に係る医療受給者証発行に は、患者の申請に基づき、受診 医療機関の名称等の記載が必要 となっており、受診医療機関変 更の都度、届け出が必要となっ ている。 指定難病患者が受診する医療 機関は、すべて医療機関からの 申請に基づき審査の上県で指定 していることから、「都道府県が 指定した医療機関」すべてで特 定医療を受療できるよう規制緩 和を求めるもの。	【支障事例】 指定難病患者が特定医療費の支給を受けるために必要な医療受給者証を都道府県が発行する 場合、患者の申請に基づいた受診医療機関等の名称等の記載が必要となっており、患者が「転院 等により受診医療機関等を変更する場合においても、都度、届け出が必要となっている。 また、受診医療機関等を変更した場合、変更認定は原則、変更申請を行った日と取り扱われている ため、患者の手続き遅延により、医療費の助成を受けられない事例が多発しており、受付窓口 においても、これらの問い合わせ対応や事務処理の増加に苦慮している。 【制度改正の必要性】 難病患者は容態の急変等により受診医療機関を急に変更することや症状により届け出のための 移動に困難を生じることが多いため、患者の手続きを簡略化することはサービスの向上に繋がるも のである。	難病の患者に対する 医療等に関する法律 第7条4項	厚生労働省	宮城県 岩手県 広島県
142	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	難病の患者に対する 医療等に関する法律 に基づく医療費助成 制度(受給者証の交 付)に係る高額療養費 の所得区分の記載の 廃止	受給者証における高額療養費の 所得区分の記載に係る事務につ いて、保険者への照会等に時間 を要し、円滑な受給者証の交付 の妨げとなっていることから、廃 止されたい。	【制度の概要】 難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)に基づく医療費助成制度は、受 給者に対し、指定難病の治療のために受診した複数の指定医療機関での負担額について、受給 者証に記載された自己負担上限額(月額)を限度として医療費の公費助成を行うものである。 【支障事例】 平成26年12月19日付け健疾発1219第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律に 基づく特定医療に係る高額療養費の支給に係る当面の取扱いについて」により、受給者証には特 定医療費に係る所得区分だけでなく、高額療養費の適用区分の記載が求められている。(法的に は、健康保険法施行令並びに健康保険法施行規則の規定に基づく。)これにより都道府県では、各保険者に申請者の所得に基づく適用区分を照会・確認し、受給者証 に記載しているところであるが、現状、当該事務を処理するにあたり、2週間程度を要している。 このため、審査等の期間を含め、申請から受給者証の交付までに2か月以上を要し、申請者への 受給者証の早期交付の妨げとなっている。 また、当県では年間約13,000件の受給者証の発行件数があり、相当な業務負担ともなっている。 (対象疾病の拡大に伴い、本年度は20,000件超の発行が予想される。) なお、疾病の治療にあたって公費助成が行われている類似の制度(一例として、肝炎治療受給者 証の交付)には、高額療養費の適用区分の記載が求められていないものがある。 【解消策】 そこで高額療養費の適用区分の記載を廃止し、各保険者への照会事務をなくすことで、申請者へ の受給者証の交付が2週間程度早まることとなり、住民サービスの向上に資するものと考えられ る。	健康保険法施行令第 41条第7項 健康保険法施行規則 第98条の2 平成26年12月19日 付け健疾発1219第1 号通知「難病の患者に 対する医療等に関す る法律に基づく特定医 療に係る高額療養費 の支給に係る当面の 取扱いについて」	厚生労働省	岐阜県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
72	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	法定予防接種の保護 者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。	【背景】 現在、予防接種法による保護者の定義が「親権者または後見人」となっていることから、施設入所児童等で保護者が行方不明又は連絡がとれない児童については、保護者同意が得られないことから法定予防接種ができない状況となっている。(保護者がいない場合には施設長等が親権代行する) 施設入所の際には、通常保護者から予防接種の包括同意を得ることとしているが、どうしても事前に同意を得ることができない場合がある。 【支障事例、制度改正の必要性】 予防接種を受けていない児童が施設等で集団で生活する場合、1人が感染症に罹患すると、他の児童に感染が拡大する懸念がある。 保護者が予防接種に反対している場合は、予防接種の必要性について保護者に説明する等、同意を得よう働きかけることができるが、保護者と連絡が取れない場合はそういったことが不可能。 そこで、保護者と連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合においては、施設長等の同意で予防接種が可能としてほしい。	予防接種実施規則第5条の2	厚生労働省	島根県 中国地方知 事会
225	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	法定予防接種の保護 者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、施設長等の同意で可能とすることを求める	予防接種実施規則第5条の2により、予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者の同意を得なければならないこととされている。 定期接種実施要領では、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の同意を得ることが困難であると想定される場合には、当該施設において保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えないとされているが、保護者が行方不明であるなど連絡が取れない入所児童については、必要な予防接種を受けることができないことから、施設長等の同意で接種を可能とすることを求める。	予防接種実施規則第5条の2 定期予防接種実施要領	厚生労働省	京都府 関西広域連 合、滋賀 県、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
5	地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	空き家の利活用にお ける旅館業法の規制 緩和	地方への移住促進と空き家の 解消を図るため、売買・賃貸する ことを前提としている空き家物件 への短期居住については、旅館 業法の許可の対象外とする。	【支障事例】 地方への移住希望者が、地域の文化・伝統、生活習慣を実体験するために、数日から数週間単 位の短期間で、お試しで移住を希望するニーズがあり、市として移住のための環境整備に取り組ん でいる。一方、本市には居住の用に適した状態の空き家が約2,000件存在する。 現行制度において空き家を短期間賃貸に供する場合、旅館業法上の簡易宿所営業とみなされる 可能性があり、同法に基づく施設構造基準、衛生措置基準など一般住宅とは異なる改修等が必要 となることから、改修費用や改修後の売買価値の低下等の問題により、短期間賃貸に供するこ とが困難になる。 また、宿泊営業を最終的な目的としていない空き家の所有者に対し、旅館業法の許可申請を課 すことも、空き家の利活用を妨げる要因となっている。 【制度改正の必要性と効果】 空き家は、過去に居住の為に利用されており、最低限度の衛生を確保する設備は備えられてい る。また、売買・賃貸を検討している者からの利用を想定すれば、通常の旅館業と異なり、不特定 多数の者が反復して利用することは考え難い。したがって、売買等の前提として空き家を短期間賃 貸させる場合については、旅館業法の許可は不要であると考えられる。 これにより、移住希望者のニーズに応えることが可能となり、移住・定住を促進するとともに、空き 家の解消にも繋がる。 【懸念の解消策】 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各自自治体において登録制度を創設することに より、対象を売買等を目的とした空き家に限定し、通常の宿泊営業目的の物件を除外することが可 能である。	旅館業法第3条第1項	厚生労働省	福井市
204	地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	都市農村交流等を目 的とした農家宿泊体 験における旅館業法 の適用除外	都市・農村交流を目的に農村が 「地域」で都市住民等を受け入れ て農家に宿泊させる農家民泊 (※)の場合、旅館業法の適用を 除外する。 ※教育等を目的として実施され る農林家で生活を体験させるた めの宿泊(ホームステイ)。農村 余暇法で定める「農林漁業体験 民泊業」ではない。	【支障事例】 農村余暇法の農家民宿は、あくまで「旅館業」であり、地域ぐるみの手作り感のある宿泊体験を提 供するに至っていない。一方で、教育旅行等を対象にし、農林業体験を伴う宿泊は「農家民泊」と して実施されている。農家民泊は旅館業法の営業許可を取得していないため、宿泊経費を徴収す ることができず、体験料として徴収している。例えば、シーツのクリーニング代等を受領すると宿泊 の対価を得ることとなり、旅館業法の営業許可が必要となる。しかし、旅館業法の営業許可を得る ことは、農林業体験の提供を主目的とした農家民泊の実施者にとって、申請行為自体の事務手続 き負担が大きいため、特定の者しか取り組むことができず、都市農村交流や子どもたちの一時 滞在型農山村交流・体験学習拡大の大きな障害となっている。市町村からの要望あり。 【提案実現の効果】 農家民泊実施者が「宿泊経費を得られるようになり、地域協議会(※)を中心に、農家民泊について 地域全体で継続した取り組みが可能となり、都市農村交流の発展が期待できる。 【懸念の解消策】 旅館業法第3条第1項の適用除外は、地域協議会が受け付ける教育旅行(公共性が高い)として 実施される農家民泊を想定し、旅館業法の営業許可を受け個人が自由に営業を行う農家民宿、民 間旅館とは競合しないと考える。また、同協議会が安全・衛生面に関するガイドラインを作成するこ とで、安全・衛生面に配慮した農家民泊を実施できるものとする。 ※農家民泊等の実施を通じて都市農村交流を推進するために、市町村、地元商工会、地元旅館 業組合及びその他協力団体等で構成する協議会(現在は任意団体)。事業実施に当たって、申込 受付、農家民泊実施者との調整などを行っている。	旅館業法第3条第1項	厚生労働省	群馬県 福島県 新潟県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
269	日 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	非農林漁業者が農林 漁業体験民宿業を行 う場合においても旅館 業法施行令及び施行 規則の特例措置が受 けられるよう適用要件 の緩和	旅館業法においては、特例とし て、農林漁業者が農林漁業体験 民宿業を行う場合に限り、客室 面積が33平方メートル未満であ っても営業を認めているが、農 林漁業者以外の者が「農山漁村 滞在型余暇活動のための基盤 整備の促進に関する法律」に規 定する農林漁業体験民宿業を行 う場合も、この特例措置が適用さ れるよう適用要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 非農林漁業者が簡易宿所を開設する場合は、旅館業法に基づき、簡易宿所営業施設の構造基 準(客室延べ床面積33㎡以上)を満たす必要があるが、農村余暇法では農林漁業者は客室延べ 床面積33㎡未満であっても農林漁業体験民宿の開設が可能となっている。 農山漁村においては、高齢化等により人材が不足している状況にあるため、農林水産省におい ては、非農業者等の農業参入を促進するため各種規制緩和を進めているが、旅館業法において は、客室面積に係る特例を農林漁業者のみに限定していることから、非農林漁業者が古民家等を 活用して農林漁業体験民宿業を行う上で障害になっており、非農林漁業者の参入が進みにくい状 況にある。 【支障事例等】 本県では、ある島に移住してきた方が漁業組合などと連携し、島のガイドとして魅力の発信に取り 組んでいるが、高齢化した居住者から空き家の活用について相談を受け、ゲストハウスとして体験 民宿を行うおとしたところ、当該島の空き家は小さいところも多く、体験民宿として活用するため には、客室要件を満たすことができなかったという事例がある。 【効果・必要性】 農林漁業者に限らず、多様な主体が古民家等を活用して、都市住民等に対し、農山漁村に滞在 しつつ、農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深める余暇活動の機会を提供することに より、都市農村交流等を通じた地域活性化を図ることが可能となる。	旅館業法第5条1項4号	厚生労働省	兵庫県、滋 賀県、関西 広域連合
191	日 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	近隣水道事業者との 受給水に係る認可変 更手続きの簡素化	給水区域及び給水人口を変更 する場合、事業変更の届出にお いて、給水人口及び給水量を記 載することとなっているが、小規 模な給水区域の変更に関し、「給 水人口及び給水量の算出根拠」 の提出省略。または、「水道事業 等の認可の手引き」において、前 回の水需要予測の結果を用いる ことのできるケースとして、「小規 模な給水区域の変更」の明文化 を求めるもの	【支障事例】 給水区域境付近の小規模集落などにおいては、地形的な条件等により、自ら整備するよりも近隣 水道事業者との受給水を行うほうが容易なケースがあるものの、このような小規模な給水区域の 変更においても、「水道事業等の認可の手引き」に規定されている4項目全てを満足できない場合 には、区域全体の給水人口や需要水量の推計に基づく「給水人口及び給水量の算出根拠」の提 出が必要となっており、この作成には概ね600万円程度の費用と相当の時間を要することなどか ら、水道事業者にとって負担が大きく、認可変更に踏み切ることためらう大きな要因となってい る。 【必要性】 提案が実現することにより、近隣水道事業者との受給水が進むことが見込まれ、建設費の大幅な 抑制や管破損事故時の迅速な対応、地域住民の安全・安心な生活環境の確保など、小規模集落 等に対する持続的な水道サービスの提供や事業者間の連携促進による広域化への発展などが期 待できる。	・水道法施行規則第8 条の2 ・水道事業等認可の手 引き(昭和60年6月厚 生省生活衛生局水道 環境部水道整備課事 務連絡)	厚生労働省	宇都宮市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
73	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	措置延長された者に対して一時保護(委託)措置を行えるよう弾力化	児童福祉法第31条第2項に基づき満18歳になった後も措置延長により児童養護施設等への入所又は里親への委託がなされている者について、法第33条第1項による児童相談所の一時保護(適当な者への一時保護の委託を含む。以下「一時保護(委託)」という。)措置を実施できるように弾力化することを求める。	【現行制度】 児童福祉法第31条第2項により、児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行えることとされている。一方、児童福祉法上の「児童」の定義が18歳未満であることから、法第33条の一時保護(委託)措置については、措置延長がなされている者であっても満18歳に達したことをもって行うことができない。 【制度改正の必要性】 次のように、昨今、18歳未満の入所児童等と同様に、満18歳を超えて施設入所又は里親委託されている者についても、児童相談所において一時保護措置を行う必要性が生じるケースが増えている。 ・措置延長された者が施設内で他児童との間の問題や施設への不応等を起こし、同一施設内に留めておくことが望ましくない状況となった場合に、一時保護を行い施設から早急に分離し対応すべきであるが、児童相談所として措置ができない。 ・施設側から、指導等に従わない入所児童の対応に苦慮して援助を求められた場合、一時保護又は他施設等への措置変更等を行うことが望ましいが、満18歳を超えている場合、児童相談所として措置ができない。 【懸念の解消策】 児童福祉法上の「児童」の定義を変えるのではなく、少なくとも措置延長がなされている者に対しては、満18歳未満の児童と同様に、児童相談所として、可能な限りの手段を尽くして児童の福祉(支援)を継続できるよう弾力的な対応ができるようにしてほしい。	児童福祉法第4条第1項、第31条、第33条	厚生労働省	島根県 中国地方知事会
166	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	児童相談所における児童福祉司の職員配置基準の見直し	児童福祉法施行令第3条に標準として規定されている児童相談所の児童福祉司の職員配置数は、「保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね4万から7万まで」に対して1人とされているが、昨今の児童虐待件数や継続的なケアが必要な案件の増加等の実態を踏まえた設定とするよう見直しを求める	【制度の概要】 児童福祉法第13条第1項により、児童相談所には児童福祉司を置かなければならないとされ、同法施行令第3条により、児童福祉司1人の担当区域が「人口おおむね4万から7万まで」を標準として定めるものとされている。 また、児童相談所運営指針において地区担当児童福祉司等の教育・訓練・指導を担当する児童福祉司(以下、「スーパーバイザー」)を5人に1人置くことが標準とされている。 【本県の実況、支障事例】 平成25年度の児童虐待の相談件数は1,283件と、平成12年度の295件と比較すると、4.3倍に増加している。これに合わせ、県において児童福祉司の増員を図ってきたが、児童福祉司1人当たりの児童虐待にかかる相談件数は約2倍の増加となっている。 また相談の中には児童福祉司による年度を超えた長期間のケアを必要とするケースも多く、平成25年度では相談件数の53.9%が継続的に関わっているものであるが、国において把握されている相談件数は当該年度に新規で発生した数であると考えられ、虐待相談全体の把握が十分でない。 こうしたことから、児童福祉司の数が十分に配置できず、本来、専任で配置すべきであるスーパーバイザーが、地区担当業務を兼務しており、本来の教育・訓練・指導業務を満足に行えないなど、児童虐待に対する対応が難しい状況となっている。 【制度改正の必要性】 以上から、施行令に定める標準の配置数では実際の対応に支障が生じており、各自自治体が当基準を標準として配置数を検討していることを踏まえれば、これまでの人口による基準に加えて、例えば、児童虐待相談の全数を把握した上で、児童福祉司一人あたり担当数の上限の基準を設けること等が必要でないかと考える。	児童福祉法第13条第1項 児童福祉法施行令第3条	厚生労働省	滋賀県 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 関西広域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
192	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	産後ケア事業の推進 に向けた法的位置づ けの付与及び各種規 制の緩和	世田谷区の独自事業として行 っている産後ケア事業の推進及び 全国への波及を目的として、現 在法的な位置づけのない産後ケ アセンターに児童福祉法等による 法的な位置づけを与えるほか、 センター設置にあたって障壁とな る各種法規制(建築基準法、旅 館業法)の規制緩和を行うことを 求める。	【具体的な支障事例】 世田谷区では全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しているが、育児不安等を抱える出 産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の 拡充が課題である。 一方で、産後ケアセンターの法的な位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令に よる規制等の確認を行いながら事業を進める必要があり、事務が煩雑となるほか、次のような事業 の性質からは必要ないと考えられる規制を受ける。 ①建築基準法第48条に基づく別表において第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる建 築物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるかが判断しない。 ②産後ケアセンターが福祉施設としての法的な位置づけを有していないため、旅館業法の適用を受 けることとなり、例えば、カウンター幅に係る規定や宿泊者名簿の備えが必要など、本来的には 必要ないと考えられる設備基準を満たさなければならない。 【支障の解消に向けた方策】 上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるな ど、法で定められた施設とするほか、次のような方策を検討されたい。 ①特定行政庁の判断で、法48条別表第2に列挙する建築できる建築物に「類するもの」として独自 に解釈する方法も考えられるが、全国的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行う。 ②他の児童福祉施設と同様、①の法的な位置づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないこと になると考えるが、法的な位置づけが得られないにしても、通知等により適用除外規定を定める。	児童福祉法第6条の3 第3項、第7条第1項 建築基準法第48条第1 項、第2項 旅館業法第6条	厚生労働省、国土交通 省	特別区長会
168	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	朝・夕の時間帯におけ る保育士配置定数の 緩和	26年の提案に対する対応策と して、27年度の間は、朝・夕の時 間帯で当該保育所において保育 する児童が少数である時間帯 に、保育士1人に限り、当該保 育士に代え保育施設における十分 な業務経験を有する者等を配置 することもやむを得ないとの特例 が示された。 ところが、本市では必ずしも保 育する児童が少数でない施設も あり特例が認められないこともあ ることから、28年度以降の措置 について継続して検討を求めると ともに、現場の状況を踏まえ、 その適用条件等について改めて 整理することを求める。併せて、 代替できる者の定義の明確化を 求める。	【本市の保育士不足の状況】 非正規職員である保育士の希望労働時間は、大半が9時から15時までとなっており、この時間帯 は正規職員もいるため、職員数は充足されている。一方、保育所では、11時間を超過する預かる児 童が多くなっており、朝・夕の保育士の確保が難しい状況となっている。 【懸念の解消策】 昨年の提案と同様に、保育士が不足している朝・夕の原則的な保育時間以外の時間帯において は、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人を、特例で示され たように代替できる者で対応できるようにすることで、懸念を解消したい。 【特例に係る課題認識】 今回示された特例を活用する上で、次の点から困難であると感じている。 ・特例措置が27年度限りであり、28年度以降の方向性が見えないこと。 ・当該保育所において保育する児童が少数である時間帯」とあるが、おおよその程度の状況を 指しているか判断しにくい。また、本市では朝・夕であってもそれなりの児童数を抱える施設もある が、そのような場合にも状況に応じ適用できるよう改めて検討してほしい。 ・保育士の代替者について「保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適 切な対応が可能なもの」とされているが、どのような者を指しているか判断しにくく特例措置の活用 に踏み出しづらい。	児童福祉法第18条の 4、第45条 児童福祉施設の整 備及び運営に関す る 基準第33条	厚生労働省	瑞穂市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
323	A. 権限 移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	<p>【制度改正を必要とする理由】</p> <p>平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたこと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていることから、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考えられる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認可権限は引き続き道府県に存置されている。</p> <p>一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。</p> <p>子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会
212	B. 地方 に対する 規制 緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	<p>27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。</p> <p>一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。</p> <p>単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。</p>	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにもかかわらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。</p> <p>一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにもかかわらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。</p> <p>【参考】</p> <p>保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。</p>	<p>(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱</p> <p>(認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県 中国地方知事会 宮城県 三重県 日本創生のための将来世代応援知事同盟

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
215	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	病児保育事業に係る 国庫補助の職員配置 に関する要件緩和	<p>病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。</p> <p>①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していなくても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。</p> <p>②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることも良いこととする。</p>	<p>【本県における状況】 人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、年間稼働日数が10日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。 (参考)年間利用人数の少ない保育所内施設の例(26年度実績) 施設(A)年間総数4名(4月・5月に2名ずつのみ、その他の月は0名) 施設(B)年間総数16名(5月に7名、6月に5名、その他の月は0名～2名で推移)</p> <p>【制度改正の必要性】 人口や子どもの少ない中山間地域等において、病児保育サービスを安定的に提供するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代替措置を講じることで事業を行うことを認めていただきたい。 これが実現できれば、職員を常時配置するのではなく、必要な時に、必要な人員を配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟な対応と適切な財政支援を行うことで、財政の効率化を図れるほか、事業者としても安定した経営を可能とし、病児・病後児保育の裾野を広げていくことにつながる。女性の活躍推進や地方への移住促進の観点からも重要な施策であると考え。</p>	<p>平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案)</p> <p>病児保育事業実施要綱(案) (27年度の要綱は現時点で未発出であるが、案が提示されている)</p>	内閣府、厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市
216	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の拡大	<p>看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金について、その支給対象期間を、「修業する期間に相当する期間」としながら現行では上限2年に制限している。当該現行の補助対象となる支給対象期間を「上限なし(3年目以降も対象)」に拡大すること。</p>	<p>【具体的な支障事例】 ひとり親の就業に資する資格取得に際しての生活支援給付金である高等職業訓練促進給付金の支給対象期間は、21年度には修業期間の全期間(上限なし)に拡充されたが、その後、24年度から上限3年、25年度からは上限2年に短縮されたことから、3年以上のカリキュラムが必要な資格に係る修業者数が減少している。(県内実績)23年度:6名、24年度:3名、25年度:0名 ひとり親家庭の経済的自立にとって、効果的な資格を取得することは重要である一方、低所得傾向にあるひとり親にとって、3年目以降の給付金の当てが無い中では、3年以上の修業を要する資格を取得するには生活の不安があり、意欲があっても資格取得を断念せざるを得ない状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、それに伴い、一般世帯と比べて年収が低くなっていることから、自立を促進するには安定した就業のための支援が必要である。 その中で、高等職業訓練促進給付金は就業支援の効果が高く、実際に、県内で当該事業を活用して資格取得したひとり親の多くが常勤雇用につながっている。 ひとり親に安定した修業環境を提供し、資格取得後には安定した雇用形態で就業できるよう自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要である。</p> <p>【本県における対応】 なお、本県では全期間を給付金の支給対象とすることの重要性に鑑み、26年度から県単独事業として、国庫補助の対象とならない3年目以降について、市町村を通じて支給することとした。(これにより、25年度に0名となった修業者が26年度は3名、27年度は5名と増加に転じた。)</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2項</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項</p>	厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
222	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	高等職業訓練促進給 付金等事業の支給対 象期間の拡大(上限2 年→3年)	看護師等の就業に結びつきやす い資格を取得するため養成機関 で修業する母子家庭の母又は父 子家庭の父に支給される高等職 業訓練促進給付金の支給対象 期間を、現行では上限2年に制 限しているところ、3年に拡大す ることを求める。	ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、一般世帯と比べて年取が低くなっている。ひとり親家庭に安定した修業環境を提供し、資格取得後には安定した雇用形態で就業することをもちえて自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要。 看護師等の資格は取得に3年を要するため、ひとり親にとっては、修業期間の3年目以降の生活の不安から、意欲はあっても資格取得を断念せざるを得ない状況にある。 なお、修業3年目には母子寡婦福祉資金の貸し付け(月68,000円)が受けられるものの、卒業後に多額の返済を抱えて就労しなければならないことに対する不安も強い。	母子及び父子並びに 寡婦福祉法第31条第 2項 母子及び父子並びに 寡婦福祉法施行令第 28条第4項	厚生労働省	京都府 関西広域連 合、滋賀 県、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、堺市
6	A 権限 移譲	土木・建 築	サービス付き高齢者 向け住宅に関する権 限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関 する法律第4条に基づく、高齢者 居住安定確保計画の策定権限 について、希望する市町村への 移譲を求める。 また、同計画を定めた市町村 に対する登録等の事務も、上記 権限の移譲を前提として、併せ て移譲を求める。	【制度改正の背景】 国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところであるが、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。 県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整備数には大幅な乖離がある(H26年度 目標数:366戸 整備数:781戸 ※福井市含む4市町計)。 【具体的支障事例】 各市町で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と逆行する現状がある(福井県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※内まちなか地区外:20棟588戸))。 【制度改正の必要性と効果】 県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなくサービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応じた登録基準の設定や市内中心地に限って床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高住の供給管理を実施できる効果がある。	高齢者の居住の安定 確保に関する法律 第4条、第5条、第7条 国土交通省・厚生労働 省関係高齢者の居住 の安定確保に関する 法律施行規則 第8条から第11条、第 15条	厚生労働省、国土交通 省	福井市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
25	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	サービス付き高齢者 向け住宅の要件緩和 (空家の有効活用)	既存の空き家をサービス付き高 齢者向け住宅として有効活用で きるよう、地域の実態に即して サービス提供者の常駐場所の要 件等の緩和を求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府にお いては、日本版CCRCの検討が進められている。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっている が、地方においては放置されている空き家対策が喫緊の課題となっていることから、既存の空き家 をバリアフリー化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方へ の移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一挙に解決することができる。そこで、より 地方の実態に即したものとなるよう、安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所 (サービス提供拠点)について、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型も認め ることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等) サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケ アの専門家が少なくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空き家 対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をバリアフリー化した上で、一群 のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存 の空き家の有効活用をさらに押し進めることが可能となる。 こうしたサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの利用にあたっては、介護保険の住 所地特例の対象となったことから、受入市町村の負担軽減につながる。</p>	高齢者住まい法(高齢 者の居住の安定確保 に関する法律)施行規 則第11条	厚生労働省 国土交通省	関西広域連 合 (共同提案) 京都府、兵 庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県
290	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	空き家を活用したサー ビス付き高齢者向け 住宅の整備促進に向 けたサービス提供者 の常駐場所の要件緩 和	既存の空き家をサービス付き 高齢者向け住宅として活用す る際、サービス提供者の常駐場所 については、歩行距離で500メー トル以内の所に設置することと されているが、地域によっては空 家が点在する場所もあること から、車で約10分程度まで拡大す ること。	<p>(提案の経緯・事情変更) 平成27年4月から、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住 宅として活用する際、状況把握及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所につい て、敷地又は隣接地に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能と なるよう基準の見直しが行われた。</p> <p>【支障事例等】 本県の但馬や丹波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以 内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向 け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する郡部においては、移動は車が中心であるた め、徒歩での巡回に代わり、車での移動が現実的である。</p> <p>【効果・必要性】 郡部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートル と移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態 に即した空き家の有効活用をさらに押し進めることができる。</p>	高齢者の居住の安定 確保に関する法律施 行規則第11条第1項	厚生労働省 国土交通省	兵庫県、和 歌山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
24	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	介護保険における住 所地特例の適用対象 の拡大	首都圏に住む出身地にゆかりの ある高齢者が、サービス付き高 齢者向け住宅に登録された空き 家等へ里帰りする場合に、必須 サービス(安否確認・生活相談) のみの場合も住所地利特例制度 の対象とすることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少克服・地方創生に向け、進学や就職で首都圏に出て行った、ゆかりのある高齢者の里 帰りを促進するため、「住所地利特例制度」の適用対象を拡大することを求める。 具体的には、 ・首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が ・実家等(サービス付き高齢者向け住 宅に登録された空き家等)へ里帰りする場合に ・必須サービス(安否確認・生活相談)のみの場合 も「住所地利特例制度」の対象とする。 ※住所地利特例が認められるサ高住 必須のサービス+食事提供や入浴介助等のサービス (制度改正の必要性等) 首都圏では、まだまだ高齢者が増加するが、施設整備が十分でないため、大量の待機者が発生 する見込みであり、新規建設をすると膨大なコストが発生する。 一方、出身地では、将来的には介護余力の発生が見込まれる。また、首都圏と比較し介護従事 者の割合が高く、雇用の受け皿として重要であるが、このままでは、介護従事者の職が失われ、人 口流出が加速するおそれがある。 そこで、首都圏に在住するゆかりのある高齢者の出身地への里帰りを促進し、介護余力の生じる 出身地の施設を有効活用することにより、首都圏での新規建設を抑えることができ、全国トータル で建設コストの節減が可能となる。 加えて、出身地の介護需要が維持され、若者をはじめとする介護従事者の雇用の場が確保さ れ、地域振興とともに地域経済の活性化に寄与する。さらには都会に住む高齢者が、医療・介護資 源が充実し自然豊かで食べ物がおいしい出身地でゆとりある生活を送ることができ、都会の高齢 者に潤いをもたらす。	介護保険法第13条 高齢者住まい法(高齢 者の居住の安定確保 に関する法律)	厚生労働省	関西広域連 合 (共同提案) 京都府、兵 庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県
188	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	介護保険制度におけ る住所地利特例の見直 し	都市部から地方への里帰りや、 移住を促進するため、介護保険 制度における住所地利特例制度の 適用対象に、一旦出身地等に住 所を定めた後に施設入所や在宅 サービスが必要になった場合も 含めるものとする。	【現行制度】 現在の介護保険における住所地利特例制度は、特定の自治体に居住する高齢者が、直接、他の自 治体に所在する施設に入所した場合に限り、当該特定の自治体が、当該高齢者が利用する介護 サービスに係る負担を行うこととなっている。しかしながら、高齢者が元気なうちに地方に移住し、 その後介護保険を利用するようになった場合は住所地利特例制度の対象外となっており、この場 合は移住先の自治体が負担することとなる。 【支障事例】 現行制度では、地方における介護職などの「しごと」の創生の一環として都市部の高齢者の地方へ の移住支援施策に取り組みば取り組むほど、地方の都道府県及び市町村財政に負担を与えること となる。 【支障の解消策】 進学や就職で都市部に出て行ったゆかりのある高齢者の里帰りや、都市部から地方への移住を 促進するため、住所地利特例制度の適用対象に、一旦出身地等に住所を定めた後に施設入所や在 宅サービスが必要になった場合も含めるものとする。住所を移してから施設入所するまでの期間に ついては、例えば、一定の年齢以降に地方に移住した者については、その後の期間にかかわら ず、施設入所した場合や在宅サービスを利用した場合には、住所地利特例の対象とすることを考えて いる。介護サービスに係る費用については、例えば、直前の住所地の保険者が一定割合で負担 し、将来的にはマイナンバー制度の導入に伴い過去の住所地の保険者も費用を按分して負担する 制度の導入などが考えられる。 ※全文は別紙参照	介護保険法第13条	厚生労働省	和歌山県 兵庫県、鳥 取県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
214	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	介護保険における住 所地特例の適用対象 の拡大	<p>都市部から地方への移住を推進するに当たっては、介護が必要となった場合に、移住前自治体における居住期間に応じて介護保険の「住所特例制度」の対象とするなど、介護費用を移住前の自治体が負担する制度的な仕組みを講じること。</p>	<p>【制度改正の必要性】 地方創生の中で、政府は高齢者が健康時から地方へ移り住む「日本版CCRC」の普及を図ることとしており、本県としても積極的に取り組む考えであるが、現制度においては、移住後に介護が必要となった場合、介護費用は全て受入れ自治体の負担となるため、「日本版CCRC」の普及の妨げとなる。 介護保険施設等に入所することにより移住する場合には、従前から住所特例が適用となるが、施設等以外への移住については、当該特例の適用がないため、介護サービスの給付については、移転後保険者の負担となる。 また、被保険者が元氣な時期に移住したとしても、移住者の高齢化が進むにつれ、その後に介護保険サービスを利用することが想定され、移転後の保険者にとっては、介護保険料の納付を受ける額よりも、給付費の額の方が大きくなると想定される。 さらに、住所特例を適用した場合の介護保険給付費の負担割合についても、東京都から鳥取県へ移転してくる場合、前住所地の保険者が全額負担することとなるが、東京都→広島県→鳥取県と移転してくる場合のように、1号(2号)被保険者となつてから移住を繰り返すなど、前住所が複数ある場合においては、施設入所の直前の住所地の負担が大きいものとなることから、負担の均衡を図るため、居住期間に応じた負担額とする措置が必要である。 地方創生は極めて重要な国全体の重要政策であるが、地方創生を推進(高齢者の地方移住)しようとした結果、地方財政に負担を強いることとなれば本末転倒である。 住所特例の拡充により、地方の創意工夫で地方創生の取組を進めるための環境整備を行うことが必要である。</p> <p>【県内の状況】 サービス付高齢者住宅等を整備している市町村においては、CCRCの取組について積極的に推進し地域の活性化につなげたいが、移住後すぐに介護保険利用者となると、市町村の持ち出しが多くなるので不安との声が上がっている。</p>	介護保険法第13条	厚生労働省	鳥取県
315	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	介護保険制度に係る 住所特例の見直し	<p>障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合に、現行では当該適用除外施設の所在市町村が保険者となるが、当該適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とするよう住所特例を見直す。</p>	<p>【支障事例】 介護保険適用の複数の施設に継続して入所する場合、現在入所する施設の所在する市町村ではなく、元の居宅等のあった市町村が保険者となる(介護保険法第13条)。 一方、障害者支援施設や救護施設等の介護保険適用除外施設を退所し、引き続き介護保険施設に入所する場合、現行の取扱いでは、適用除外施設の所在する市町村が保険者となる。(介護保険法施行法第11条) 適用除外施設は、介護保険施設以上に地域的偏在が大きく、また、入所者の高齢化が進行している現状から、適用除外施設の所在市町村における保険給付の負担が大きく、公平性に欠ける。 なお、本件については、茨城県救護施設協議会から「平成27年度県社会福祉に関する要望書」として、県に提出されている。</p> <p>【制度改正の必要性】 本提案は、上記支障事例による市町村間の不均衡の是正や財政負担の平準化につながるのと同時に、現状において適用除外施設の所在市町村の負担を考慮して実施している市町村間の協議が不要となることから、地域の実態に即した制度の実施につながるものであり、地方分権に資するものである。</p> <p>【懸念の解消策】 適用除外施設は障害者総合支援法や生活保護法等に基づく施設であるため、これらの施設を経由した場合に介護保険法の住所特例の適用の有無を把握することが事務的に困難になるのではないかの懸念が想定されるが、関係担当課や適用除外施設との連携により、該当者の有無を把握することは可能であり、事務上も特段の困難は生じないと考える。</p>	<p>介護保険法第13条</p> <p>介護保険法施行法第11条</p>	厚生労働省	茨城県 福島県 栃木県 群馬県 新潟県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
45	A. 権限 移譲	医療・福 祉	介護支援専門員業務に係る指導監査事務の都道府県から指定都市・中核市への移譲	現在都道府県で行っている介護支援専門員の業務に係る指導監査事務を、指定都市及び中核市に移譲し、指定居宅介護支援事業所に係る指導監査と一体的に行うことができるようにするもの。	介護保険法第69条の38の規定は、介護支援専門員の業務に対する指導監査について定めたものであり、都道府県知事の事務とされている。 一方で、指定居宅介護支援事業者の指定事務、指導監査事務等(介護保険法第79条～第85条)は、すでに指定都市及び中核市に移譲されている。 介護支援専門員の配置が必須とされている指定居宅介護支援事業所における不正事実は、当該事業所に勤務する介護支援専門員に起因するものがほとんどであると考えられるが、指導権限を有する者が異なることから、迅速に対応できないケースが生じている。 同事務を指定都市及び中核市において一体的に行うことで、より迅速かつ適切な対応が可能になる。	介護保険法第69条の38、第203条の2 地方自治法施行令第174条の31の4、第174条の49の11の2	厚生労働省	さいたま市
233	B. 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	訪問看護ステーションの 開業要件の緩和	訪問看護ステーション開業要件である看護師等の配置基準(現状では常勤換算2.5人)を過疎地域において緩和する。	【支障事例】 過疎地域においては、訪問看護ステーションから移動時間に片道1時間以上を要する利用者があり、車の運転等、訪問看護師の負担が大きい。また、訪問看護ステーション側からは、効率的な訪問看護の提供ができず、採算がとれないといった経営面の課題がある。 さらに、遠隔地に訪問看護を提供するサテライトの設置については、本県では、小規模な訪問看護ステーションが多く、設置が進んでいない(平成27年4月現在 2カ所)。 一方、訪問看護の利用について、訪問看護ステーションの効率等から、利用者の療養生活に合わせた訪問看護が受けにくい現状がある。 【規制緩和による効果】 訪問看護ステーションの人員基準を2.5人から緩和することで、過疎地域においても開業が可能となり、退職後にUターン、Iターンを考えている看護職の働く場をつくり、人の流れをつくるができる。 また、そうした看護職が自分のふるさとで、ライセンスを活かして、できることから、地域貢献をしたいという思いを後押しすることとなり、地域の活性化にも繋がる。 さらに、過疎地域に住む高齢者にとっても、自分の地域に在住する顔なじみの看護職からサービスを受けることで「住み慣れた地域で、自分らしく暮らす」オーダーメイドの療養生活を送ることが可能となる。加えて過疎地域では医療的なケアへの不安から医療機関や施設に入院・入所している高齢者も多いと思われるため、このサービスが定着することになれば、施設から在宅へという流れができ、地域包括ケアシステムの構築につながり、地域の安心につながる。	介護保険法第74条第1項、第2項、第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第60条	厚生労働省	徳島県 滋賀県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
260	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護の普 及に向け、単独の訪 問看護に準じた報酬 単価の見直し	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の報酬単価を単独の訪問 看護に準じた報酬単価に見直す こと。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が進展するなか、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けるためには介護保険サービスの 地域密着型サービスを充実させていく必要がある。 【支障事例等】 平成27年4月から適用の介護報酬改定の影響も踏まえても、定期巡回サービス（訪問看護利用 の場合）の月額報酬に比べ、単独の訪問看護を要介護1～4の場合は、4回以上の提供、要介護5 の場合は、5回以上提供すれば、単独の訪問看護の方が有利になるため、定期巡回・随時対応型 訪問介護の普及が阻害されている（単独の訪問看護の提供は月5～6回の提供が平均的な提供回 数）。 ※（例）要介護1～4、訪問回数4回の場合、定期巡回：29,350 訪問看護：32,560 【効果・必要性】 介護報酬上、訪問看護ステーションとの差が無くなることにより、当該サービスへの事業者参入 及びサービスの利用が促進される。	指定居宅サービスに 要する費用の額の算 定に関する基準（平成 12年厚生省告示第19 号）	厚生労働省	兵庫県、滋 賀県、京都 府、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合
261	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護の普 及に向け、オペレー ターの資格要件の緩 和等	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護におけるオペレーターの資 格要件を介護職員初任者研修 修了者（ヘルパー2級相当）に緩 和すること。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が進展するなか、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けるためには介護保険サービスの 地域密着型サービスを充実させていく必要がある。 【支障事例等】 介護者からの相談や、緊急通報に応じ、必要に応じて訪問スタッフに出勤を指示するオペレー ターの資格要件が、看護師、介護福祉士、医師、保健師等となっており、人材の確保が困難であ る。 事業所において、看護師、介護福祉士、医師や訪問介護のサービス提供責任者として従事した 者との連携が取れる体制があれば、基礎的な技術や知識を有している介護職員初任者研修修了 者でもよいと考える。 ※本県の指定状況（19事業所：神戸9、尼崎3、芦屋1、明石2、加西1、たつの市1、加古川1、姫路 市1） 【効果・必要性】 オペレーターの資格要件を介護職員初任者研修修了者とする、訪問看護ステーションとの連 携確保やオペレーター人材の確保が比較的容易になることから、当該サービスへの事業者参入が 促進される。	指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設 備及び運営に関する 基準 （平成18年厚生労働省 令第34号）第3条の4	厚生労働省	兵庫県、滋 賀県、京都 府、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
268	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	軽費老人ホーム(ケア ハウスの費用徴収基 準の見直しについて	「軽費老人ホーム(ケアハウス) の利用料等に係る取扱指針」に おける全額負担とする対象収入 階層の引き下げ及び預貯金等 の資産保有状況を勘案した「費 用徴収基準」への見直し。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年8月に介護保険の一定の所得以上の利用者負担の見直し及び資産等の勘案に伴う補 足給付の見直しが行われ、負担の公平化が図られる予定である。 一方、公費負担により運営されている軽費老人ホーム(ケアハウス)は、60歳以上の老人で家庭 環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者が、低額な料金で利用する 施設であるが、250万円以上の所得階層も約25%も利用しており、本来入居すべき高齢者が利用 しづらい状況にある。 【支障事例等】 軽費老人ホームには、要介護ニーズの高い入居者が多く、認知症高齢者の入居者が2割以上あ るが、特別養護老人ホームの全額負担とする対象収入階層が280万円以上であるのに対し、310 万円以上となっている。軽費老人ホームの利用料等は、取扱指針において、都道府県で定めるこ とができるが、県単独で対象収入階層を引き下げたとしても、利用者が他府県に離れることなどによ り事業そのものが成り立たなくなることが想定されるため、取扱指針の見直しを求める。 【効果・必要性】 対象収入層の引き下げや費用徴収基準が見直されることにより、費用負担の公平化が図られる とともに、軽費老人ホーム運営費補助の都道府県負担額についても低減することが想定される。	軽費老人ホームの利 用料等に係る取扱指 針 別表Ⅱ-1	厚生労働省	兵庫県、滋 賀県、大阪 府、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合
314	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	認知症初期集中支援 チームのチーム員た る医師の要件の緩和	(具体的措置) チーム員たる医師の要件につい て、認知症サポート医であれば 足りるとすること。 (理由) かかりつけ医を指導する立場に ある認知症サポート医であれ ば、初期集中支援チーム員たる 医師としてふさわしいと考えら れるため。	○平成26年介護保険法改正により、認知症総合支援事業が市町村の地域支援事業の包括的支 援事業として位置づけられ、平成30年度までには、全ての市町村で早期診断・早期対応を担う認 知症初期集中支援チームの設置が必要となった。 ○認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、地域支援事業実施要綱に より定められるが、平成27年3月に厚生労働省から示された実施要綱(案)の要件では、当該要件 を満たす医師を確保できない市町村が生じている。 <チーム員たる医師の要件(地域支援事業実施要綱(案)(平成27年3月27日)> 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症患者の鑑別診断等の 専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症 サポート医である医師1名とする。ただし、上記医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の 医師も認めることとする。 ・日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症患者の鑑別診断等の 専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サ ポート医研修を受講する予定のあるもの ・認知症サポート医であって、認知症患者の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの(認知 症患者医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。)	介護保険法第115条の 4第2項第6号 地域支援事業実施要 綱(案)別記5 3(1)ウ b②	厚生労働省	香川県 徳島県 高知県 愛媛県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
178	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	障害者総合支援法に 係る基準該当事業所 登録認可事務の改正 について	地域のサービス供給状況を考 慮して基準該当事業所の登録を 判断することが現行制度の原則 であるが、基準該当事業所の登 録は、所在市町村で登録を行 い、支給決定市町村で、サービ ス等利用計画により、地域の サービスの状況及び必要性等を 判断し支給決定を行うことがで きないか。	【制度の概要】 基準該当事業所は、都道府県条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関 する基準に定める事項のうち、その基準を満たすことが要件となっており、その認定・登録につい ては、現行制度では、基準該当事業所が所在している市町村ではなく、障がい者が基準該当事業所 を利用することを決定した市町村が行うこととなっている。 このため、所在市町村以外の利用者を多数受入れている基準該当事業所は、それぞれの市町 村に対し、登録申請を行っている現状である。 釧路市基準該当事業所 3か所 平均利用者数36人 認可市町村 13市町村(3事業所平均) 【支障事例】 現在、登録申請を受ける所在市町村以外の市町村は、都道府県条例の基準に基づき、申請書 類等の審査を行った上、登録を行っているが、基準該当事業所の状況や内容を現地で把握できる 状況ではなく、指導監査等も難しい現状である。 【制度改正の必要性】 以上のことから、基準該当事業所の状況を現地で把握することができる所在市町村で一括登録 を行い、利用市町村と情報共有の上、各支給決定障がい者が利用できるように、制度の改正を希 望する。	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律第30条第1項第2号 イ	厚生労働省	釧路市
189	A 権限 移譲	医療・福 祉	指定一般相談支援事 業者の業務管理体制 に係る届出の受理、 勧告・命令等	指定一般相談支援事業者の業 務管理体制に係る届出の受理、 勧告・命令等の権限の都道府県 (指定都市)から中核市への移 譲を求めるもの	【支障事例】 指定一般相談支援事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に 係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にある ことにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務 遂行が期待できる。	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律第51条の31、第5 1条の32、第51条の 33	厚生労働省	宇都宮市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
197	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	障害支援区分の医師 意見書の緩和	市町村が障害支援区分を認定 する際に、障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援する ための法律施行規則第11条の 規定により、医師意見書が必要 とされている。これを、知的障害 者の支援区分更新の際には、利 用者の負担軽減の観点から医 師意見書の提出義務を廃止し、 障害年金の申請・更新時の診断 書や県の療育手帳発行・更新時 の判定結果を活用し、認定調査 員による調査内容と総合的に判 断して支援区分を認定できるよう にすることを求める。	【具体的な支障事例】 障害者の中でも、身体障害者及び精神障害者の方は医療機関への通院を定期的または随時 行っている方がほとんどであるが、知的障害者の方は比較的健康で通院もされていない方が多 い。利用者(障害者)が、医師意見書を記入してもらったために医療機関を受診しても、医療機関 によっては1、2回の受診では意見書を書いてもらえない場合がある。それによって、障害支援区分 の認定に長期間を要し、サービスの利用が遅れてしまうといった支障が生じている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 地方の医療機関では、常勤の医師が少ないところも多く、利用者(障害者)が医療機関に予約をと り受診したにも関わらず、派遣された医師のため意見書を書けないと断られるケースがある。また、 精神科のある医療機関の数が少ないため、遠くまで足を運ぶケースや、精神科以外の医師に受診 するケースもあり、利用者に負担が生じている。 【懸念の解消策】 医師意見書の代替として、障害年金の申請・更新時の診断書や県の療育手帳発行・更新時の判 定結果を活用し、認定調査員による調査内容と総合的に判断することで、障害支援区分認定の正 確性を担保できる。 また、医師意見書を不要とする場合を、支援区分の更新時において、利用者が医師意見書の記 載を希望しない場合に限ることで、利用者の権利も守ることができる。	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律第21条 障害者の日常生活及 び社会生活を総合 的に支援するための法 律施行規則第11条	厚生労働省	三豊市
325	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	障害者総合支援法に 基づく市町村検査事 務の一部委託化	障害者総合支援法第10条に基 づく市町村の指導検査事務につ いて、介護保険法第24条の2の 規定と同様の「指定市町村事務 受託法人」制度を整備する。	障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、行財政改革に取り組む中では人員 の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やノウハウの蓄積、人材育成が難し く、実質的な取り組みに至っていない。 現時点では、同じく指導検査権限を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化 に努めているが、年々増加する福祉サービスに対して追いついていない。 この課題を解決する手段として、介護保険法に規定を持つ「指定市町村事務受託法人(以下「指定 法人」という。)」制度の導入が非常に有効であると考え。 現在、市が行う介護保険法の給付に係る指導検査は、その大半を指定法人に委託し、市職員と受 託法人が一体となって検査に臨んでいる。多くの自治体が受託法人への委託を活用しながら指導 検査を行っていることから、受託法人には他自治体での実績・経験を積んだ人材も多く、市におい ては担当職員が少ないため、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることによって、効果 的な検査が可能となっており、また、受託法人とともに指導検査を行うことで、職員のスキルアップ にもつながっている。 こういった状況に鑑み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村の人員面、 技術面の不足を補って効果的な指導検査を担保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図るこ ととしたい。	障害者総合支援法 第10条	厚生労働省	三鷹市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
160	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	特別支援学校高等部 における就労継続支 援B型事業利用に必 要な就労移行支援事 業の特例について	就労継続支援B型事業を利用 できる対象者は、「就労移行支 援事業を利用した結果、当該事 業の利用が適当と判断された 者」等と定められている。 特別支援学校高等部におい て、学校の各種実習や学校と事 業所との連携協議等により就業 に対する適性を確認することは 可能であるため、形式的に就労 移行支援事業の利用を義務付 ける現行法制度運用を、就労移 行支援事業を経なくても就労の 適性を確認できた場合には、就 労移行支援事業の利用を免除 する制度に改められたい。	【現行の制度】 就労継続支援B型事業を利用できる対象者は、「就労移行支援事業を利用した結果、当該事業の利用が適当と判断された者」等と定められており、特別支援学校高等部卒業生についても一律にこの原則を適用することとされている。 【支障事例】 特別支援学校高等部の生徒は卒業するまでにその進路を決めたいというニーズが強いが、特別支援学校の授業時間内においては、障がい福祉サービスを利用できないことから、夏季・冬季等の休暇期間による短期間の就労移行支援事業を利用している状況である。 結果として、相談支援計画に反映する職業訓練的な適性評価が得られるものであるか不安が残る反面、利用者が短期間の環境変化に適応できず混乱する例も見受けられ、このような利用方法では就労移行支援事業所にとって一過的な負担がかかりすぎている。 【制度改正の必要性】 特別支援学校では、主に自立に向けた生活面での教育を行っているため、日常の生徒指導の成果を活用し、就業にかかるアセスメントにおいて必要に応じて就労移行支援事業者の協力を得て、実施することで十分な効果が期待でき、利用者、就労移行支援事業者への負担も軽減できるものと考え、訓練給付費の支給削減という効果も期待できる。 【制度の解消策】 学校の各種実習や学校と就労移行支援事業所との連携協議等により就業に対する適性を確認することは可能であるため、形式的に就労移行支援事業の利用を義務付ける現行法制度運用を、就労移行支援事業を経なくても就労の適性を確認できた場合には、就労移行支援事業の利用を免除する制度に改められたい。	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律 障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律に基づく指定障害福 祉サービス等及び基 準該当障害福祉サー ビスに要する費用の額 の算定に関する基準 等の制定に伴う実施 上の留意事項につい て(平成18年10月31日 障発第1031001号厚生 労働省社会・援護局障 害保健福祉部長通知) 第二 3(5)就労継続 支援B型サービス費	厚生労働省	岐阜市
262	日 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	障害者総合支援法に 基づき施設外におい て支援を行う場合の 要件の緩和	施設外就労により就労している 施設利用者について、月の利用 日数のうち最低2日は事業所内 における訓練目標に対する達成 度の評価を行うこととされている が、「最低2日」の要件を撤廃す ること。	【提案の経緯・事情変更】 現状の要件では、施設外で就労する日数が少なくなり、工賃向上や一般就労への移行促進の妨 げとなる可能性があるとの支障がある。 【支障事例】 達成度評価に関しては、サービス管理責任者や同行する支援職員、利用者の共通理解のもと実 施することとなっているが、サービス管理責任者が派遣先に直接出向き、現地で確認することによ り、一層適切な評価が可能となると考えられる。 現場では、できるだけ業務時間を増やし、工賃向上に結びつけたいと考えているため、2日間を弾 力化してほしいとの意向を持っているが、現行制度ではそれができない。 なお、昨年11月に開催された社会保障審議会(障害者部会)の中でも、2日間の制限は撤廃すべ きだとの意見が出されている。 【効果・必要性】 施設で就労する障害者の工賃向上や一般就労への移行が促進される。	「就労移行支援事業、 就労継続支援事業(A 型、B型)における留 意事項について」の一 部改正について(障障 発0331第3号 平成 27年3月31日)5(2)① ア	厚生労働省	兵庫県、滋 賀県、大阪 府、和歌山 県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
94	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	社会福祉法第7条第1 項の規定による地方 社会福祉審議会の調 査審議事項の見直し	地方社会福祉審議会の調査審 議事項(社会福祉法第7条第1 項)については、「精神障害者福 祉に関する事項」が除かれてお り、同事項を含めた障害者福祉 に関する事項全般を調査審議す ることができないため、地域の実 情に応じて調査審議事項を決定 できるよう、規定の見直しを行う こと。	【支障事例】 地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「児童福祉及び精 神障害者福祉に関する事項を除く」とされているが、そのうち児童福祉に関する事項については、 「条例で定めるところにより、同審議会で調査審議できる」(同法第12条第1項)との特例規定があ る。 最近の障害者施策の流れとして、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ地域移 行に向けた取組(グループホームの整備)や権利擁護の取組(成年後見人制度の利用促進、障害 者虐待の防止)など、身体障害、知的障害、精神障害の3障害が一体となった施策が多くなって いるため、本県の審議会においても個別の障害に限った意見ではなく、3障害を網羅的に見た意見 が多くなっている。しかしながら、精神障害に関する事項が除かれているため、精神障害者福祉を 含めた障害者福祉に関する事項全般の議論ができない状況である。 また、障害者の高齢化や障害を持つ児童への対応などでは、障害者福祉、高齢者福祉、児童福 祉に係る施策について、社会福祉審議会において横断的かつ一体的に議論することも求められて いる。 【制度改正の必要性】 本県では、上記の支障事例を踏まえ、同審議会において、精神障害者福祉を含めた障害者福祉 に関する事項全般を調査審議することを検討しているため、地域の実情に応じて調査審議事項を 決定できるよう、社会福祉法第7条第1項の規定の見直しが必要である。 なお、児童福祉法第8条第1項の規定により都道府県児童福祉審議会は必置とされているのに 対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項の規定では、地方精神保健福祉 審議会は必置とされていないことから、地方社会福祉審議会の調査審議事項から除かなければな らない理由はないものと考ええる。	社会福祉法第7条第1 項	厚生労働省	九州地方知 事会
95	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	社会福祉法第11条第 1項の規定による地方 社会福祉審議会に係 る専門分科会の設置 の弾力化	地域社会福祉審議会には「身体 障害者福祉専門分科会」が必置 (社会福祉法第11条第1項)と なっており、精神障害福祉を含 めた障害者福祉全体に関する事 項を調査審議するための専門分 科会等が設置できないため、設 置の弾力化を図り、地域の実情 に応じた専門分科会の設置が可 能となるよう、規定の見直しを行 うこと。	【支障事例】 本県では、社会福祉審議会に、専門分科会として民生委員審査専門分科会及び身体障害者福 祉専門分科会(社会福祉法第11条1項)を設置するとともに、児童福祉専門分科会及び高齢者福 祉専門分科会(同条第2項)を設置している。 精神障害に関する議論では、その障害特性に特化したものだけでなく、障害者の高齢化や、親亡 き後の問題、さらには地域移行の問題など、3障害共通の課題が多いが、現行法において同審議 会で精神障害者福祉に関する事項を含む障害者福祉に関する事項全般を議論することができな い上に、専門性が求められる個別分野に関して議論を行う必要があっても、精神障害者福祉に関 する専門分科会を設置することができない状況である。 【制度改正の必要性】 専門分科会の設置について、弾力化を図り、地域の実情に応じて専門分科会の設置を可能とす るため、同法第11条第1項の規定の見直しが必要である。	社会福祉法第11条第 1項	厚生労働省	九州地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
79	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	民生委員の任期の始 期又は終期の設定の 条例委任	民生委員の任期の始期につ いて、民生委員法第10条の規定 により任期3年と、昭和28年法 律第115号の改正附則第3項の 規定により改正時の民生委員の 任期の終期を昭和28年11月3 0日と定められているため、一斉 改選が12月1日となっている が、この任期の始期又は終期の 設定を条例委任する。	【支障事例】 ①豊田市民生委員児童委員協議会からは一斉改選の時期を4月に変更するよう国に働き掛けて いくよう要望を受けており、同協議会としても県及び全国の協議会に対して働き掛けていくことにな っている。 ②民生委員のなり手を探す場合に、地域の役員をやっている人や3月末で退職する人など4月1日 からであれば引き受けられるというパターンが数件あり、民生委員の欠員及びなり手不足の要因にな っている(平成27年4月1日現在、民生委員の定数:569人、うち欠員4人)。 ③年度途中で民生委員の交替がなされるため、就学援助対象者など4月から関係性を築いてきた ものが途中で切れてしまうため、民生委員活動への支障が出るとともに、住民にも混乱を与えてし まうことがある。 ④会計年度との相違があるため、年度契約をするボランティア保険で交替する民生委員に係る保 険料で無駄になってしまう部分が発生する。 ⑤地区協議会の役員改選が年度途中でなされることになるため、各地区協議会において補助金に 係る手続が煩雑になる。 ⑥市、社会福祉協議会、自治会などの各団体の任期が4月～3月がほとんどであるため、民生委 員を当該団体の役員とした場合、改選のときは当該団体の役員の任期の途中で交替しなければなら ないなどの支障がある。 【制度改正の必要性・効果】 上記の支障事例の解消を図ることができる。 【解消策】 一斉改選が12月1日となっているが、地域の実情に応じて、この任期の始期又は終期を規定で きるように条例委任する。 【効果】 民生委員のなり手不足の解消、業務負担の軽減につながる。	民生委員法第10条及 び昭和28年法律第1 15号の改正附則第3 項	厚生労働省	豊田市
80	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	生活保護受給世帯に 対する代理納付事由 の対象拡大	生活保護法第37条の2(保護方 法の特例)において、「保護実施 機関は、保護の目的を達成す るために必要があるときは、(中 略)被保護者が支払うべき費用 であって政令で定めるものの額 に相当する金銭について、被保 護者に代わり、政令で定める者 に支払うことができる。」という規 定を置き、代理納付事由を政令 (生活保護法施行令第3条)に定 めているが、その列挙事由を追 記する。	生活保護受給世帯の中には、病 気や障がいを抱えていたり、支 援してくれる家族や知人が近く にいないなど、様々な事情を抱 えており、自分では支給された 保護金品から公共料金を支払う ことができない人達がいる。こ のような人達は、生活保護受 給世帯として最低生活を保障し ているにも関わらず、ライフ ラインの供給が停止される。 ライフラインは最低生活を送る ために必要不可欠であり、代 理納付が可能となれば、健康で 文化的な最低限度の生活をす ることが可能となる。 よって、下記の項目について代 理納付の追記が必要である。 ・ライフライン(電気・ガス・水 道)	生活保護法第37条の 2、生活保護施行令第 3条	厚生労働省	豊田市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
180	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	生活保護適正化に係 る実施機関の調査権 限の強化	実施機関の調査に対する回答 義務について、現行法上は官公 庁等に限られているが、不正受 給事案の早期発見や生活保護 制度のより適正な運営を可能と するためには民間事業者の協力 が必要不可欠であるため、金融 機関や就労先等の民間事業者 にも拡大することを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 生活保護費は自治体財政の中で大きな割合を占めており、税金の使途の適正化の観点からも更 なる取組が求められているところ、生活保護の不正受給の防止の徹底を図るためには、受給者の 収入状況等を可能な限り正確に把握する必要がある。 この点に関し、税・所得に関する情報については、官公庁に調査への回答が義務付けられている ため、確実に得ることができるが、そもそも税や所得の証明に表れてこない収入を有する場合は存在 し、これらをどのように把握するかが課題となっている。 例えば、金融機関や被保護者の就労先等の民間事業者が保有する情報については、調査に対 する回答が義務付けられていないため正確な把握ができておらず、不正受給につながったり、正確 な保護費算定が行えなかったりと、生活保護業務の適正な運営において支障が生じている。 【見直しによる効果】 当該規定の見直しにより、生活保護のより一層の適正化を図ることができる。	生活保護法第29条第 2項	厚生労働省	京都市
181	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	徴収金と保護金品の 相殺に当たっての受 給者からの申出(同 意)の省略	現行法上、受給者の申出(同 意)がある場合に限って、徴収金 と保護金品の相殺が可能となっ ているが、最低生活の維持に支 障がない範囲内において同意を 不要とすることを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 徴収金については、生活保護法の改正により、受給者の申出(同意)に基づき保護金品との相殺 が可能となったところであるが、自らに不利益な処分を受けることについて同意を示さないことは、 通常想定される。 現行法の規定では、同意を得られない場合には、徴収金についての相殺が行えず、納付書の利 用など他の方法による納入指導を行う必要があり、収入未済の拡大を招く可能性があるところ、財 源の確保に支障をきたすおそれがあるほか、市民の税負担における不公平感を招くとともに、生活 保護制度への信頼を失すおそれがある。 【見直しによる効果】 当該規定の見直しにより、生活保護制度のより一層の適正化の推進、徴収率の向上による財源 の確保、市民の税負担に係る公平性の確保、滞納債権の減少による納入指導等の業務負担の軽 減等を図ることができる。	生活保護法第78条の 2	厚生労働省	京都市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
300	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	被保護者の遺及年金 受給に係る自治体の 代理受領	生活保護受給者が公的年金の 遺及分を受給した際、その受給 分を自治体が本人に代わって受 領できるよう、生活保護法を改訂 することを求める。	【制度改正の必要性】 無年金の生活保護受給者が、実施機関の指導により年金の裁定請求を行い、本来受給の年金 を遺及して受給する場合、生活保護法第63条に基づき、受けた保護金品に相当する金額の範囲 内において、実施機関に返還しなければならない。 しかし、遺及年金の受給の有無は本人の申告に基づくものであり、実施機関がその事実を把握 することは難しい状況にある。一定期間経過後に受給の事実が判明し、被保護者に同法第63条 に基づく費用返還を請求しても、既に費消している場合が少なくない。また、その費消が悪意のもの になされたかみなされるならば、不正受給案件となる。 さらに、平成29年4月に年金受給資格期間の短縮化がなされることから、遺及年金を受給する 被保護者が増加することが見込まれる。 同法第63条に基づく費用返還請求を的確に実施できる体制を整えるのは、生活保護の適正実 施にも資する内容であるとともに、自治体職員の事務負担軽減にも資するものである。 【支障事例】 本市では、平成26年度、生活保護受給者による遺及年金の受給ケースが、315,075,733円(296 件)であった。受給の理由は、①未手続、②年金事務所の不適正処理、③障害年金の受給(初診 日に遺及)等が挙げられるが、これらは年金調査員の活用やケースワーカーの指導等により発覚 する場合が大半であり、制度として遺及年金の受給が情報提供されていない。そのため、発覚して いない遺及年金の受給も十分に考えられる。	生活保護法第63条及 び第78条	厚生労働省	千葉市
301	日 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	生活保護法に基づく 費用返還請求権及び 費用徴収権の破産法 上における非免責債 権化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条 に基づく費用徴収権を、破産法 第253条において非免責債権と して明記するか、若しくは破産法 第163条第3項に規定する偏頗 行為の否認の例外として明記す などの改正を求める。	【制度改正の必要性】 資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに 保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機 関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補正性が適用されないとなると、受 給者間での不平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となること が懸念される。 【支障事例】 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用 償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴 され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。	破産法第163条第3 項及び第253条 生活保護法第63条及 び第78条	法務省、厚生労働省	千葉市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
36	A. 権限 移譲	雇用・労働	ハローワークの全面 移管	全てのハローワーク(公共職業 安定所)及び都道府県労働局の 職業安定部(ハローワーク業務 の統括部門)の事務・権限を都 道府県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 職業安定法の目的(第1条)を一層推進するためには、都道府県自身が地域の実情に応じ、産業 振興、人材育成、福祉などの施策と連携して雇用施策を運用することが効果的。例えば、愛知県で は、県で造成した「産業空洞化対策減税基金」を活用した企業誘致や、「アジアNo1航空宇宙産業 クラスター形成特区」など、産業政策とリンクした職業紹介等を一体的に実行することで、より効果 的な推進が可能。 また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すぐに地方 移管が可能。 【現行制度の支障事例】 国は、H27年1月の閣議決定で、現行制度上の取組(一体的実施、求人情報のオンライン提供 等)を積極的に進めるとしているが、これらに県が別途人員・予算を措置することで、二重行政が生 じる懸念がある。 ○本県の一体的実施「あいち労働総合支援フロア」に係る予算等 人員:26人、予算:207,260千円 ○県内のハローワーク箇所数:16か所2出張所 【懸念の解消策】 ① 雇用保険との財政責任と運営責任の不一致については、国が示す基準のもと、都道府県がこ れまでと同様に執行することは可能。 ② 職業紹介の全国ネットワークの維持は、国が全体のネットワークを維持し、都道府県は一定の セキュリティの基でアクセス許可を受けることで可能。 ③ 全国一斉の雇用対策は、都道府県と厚生労働省との連絡調整により一体的実施は十分可 能。 ④ ILO条約については、国が統一基準のもと、地方への地方自治法に基づく助言・勧告、是正指 示を行い条約の趣旨を満たすことは可能。	職業安定法第5条第3 号 厚生労働省組織規則 第762条	厚生労働省	愛知県
129	A. 権限 移譲	雇用・労働	ハローワーク業務の 都道府県への速やか な移譲	職業安定、労働保険、労働基 準等の労働行政及び職業訓練 は、地域の雇用・就労ニーズに 応じた一元的、総合的な対応が 可能な地方に移管することが適 当であることから、以下の業務に ついては、本県を含む「一体的 取組」の成果を検証したうえで、 速やかに都道府県への移譲を 行うこと。 ●職業安定法に基づき公共職業 安定所が行う無料職業紹介業務 ●雇用保険法に基づく雇用保険 の適用・認定・給付等 ●国以外の者が行う職業紹介事 業、労働者の募集、労働者供給 事業及び労働者派遣事業の監 督(地方自治体が行う無料職業 紹介事業の監督)	【制度改正の必要性】 本県の雇用情勢は、平成27年3月の有効求人倍率が1.21倍と全国平均を上回っているもの の、業種により求人への偏りが生じており、正社員の有効求人倍率も0.59倍と全国を下回っており、 安定的な雇用を創出するため、企業の人材ニーズを踏まえた支援等の施策展開が必要。 新規学卒者の内定状況が好調な一方、なお残る未内定者に対する支援、生活困窮者への住居・ 生活資金等の生活基盤の確保等も併せた就労による自立支援、東日本大震災による避難者に対 する生活から就労までの総合的な支援、仕事と育児の両立等に係る支援による女性の就労促進 等、求職者に対するきめ細かな支援が必要。 これらの課題に対し、ハローワークが行う職業相談・紹介、求人・求職の実態・ニーズに関する情 報を県等の施策に反映することで、本県における就労支援の更なる強化を図り、県民サービスや 利便性の向上に繋げることが可能となる。 平成25年度より開始した、県と労働局の一体的実施による「トータル・ジョブサポート」において は、平成26年度、山形市において105人(計画100人)、酒田市において67人(計画60人)、7月 に新たに開設した新庄市において12人(計画12人)、同じく米沢市において47人(計画14人)の 就職に繋がりが、いずれも計画と同等以上の成果を挙げており、ハローワーク機能が完全に地方に 移管されることで、施策面のより一層の充実と、機能の向上が期待できる。 国は、先に閣議決定した「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、本県を 含む地方の「一体的実施」等の取組の成果と課題を検証したうえで、ハローワークの地方移管を速 やかに実現するべきである。	・厚生労働省設置法第 4条第1項第54号、第 23条、第24条 ・職業安定法第5条第 3号、第8条、第17条、 第18条 ・厚生労働省組織規則 第792条、第793条 ・雇用保険法 第15条、第19条、第20 条、第21条、第24条、 第25条、第26条、第30 条、第31条、第32条、 第33条、第37条、第37 条の3、第37条の4、第 39条、第40条、第44 条、第47条、第51条、 第52条、第53条、第56 条の3、第58条、第59 条 ・職業能力開発促進法 第26条の7	厚生労働省	山形県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
221	日 地方 に対する規制 緩和	雇用・労働	ハローワーク求人情報の委託訓練機関等への提供	委託訓練及び認定職業訓練を行う民間機関について、職業紹介の許可を受けた機関でなくても、オンライン提供を受けた地方自治体からハローワークの求人情報を提供できるようにすることを求める	都道府県が民間教育訓練機関等に委託して行う「委託訓練」及び事業者等が行う「認定職業訓練」については、職業紹介の許可を受けた機関を除き、ハローワーク求人情報提供の対象外となっている。 訓練を就職へ直結させるには、職業訓練実施機関でも求人情報を提供できるようにすることが効果的であり、訓練受講者等が訓練機関で求人情報の端末を検索できるようになり、受講者・求職者の利便性も向上することから、オンライン提供を受けた地方自治体から、「委託訓練」や「認定職業訓練」の実施機関に対しハローワークの求人情報提供を可能とすることを求める。	ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(民間職業紹介事業者等)7、ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約(地方自治体等)7	厚生労働省	京都府 滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
88	日 地方 に対する規制 緩和	雇用・労働	職業紹介行為の事業所要件の廃止	地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合における、事業所で行うこととされている職業紹介行為を、事業所以外でも実施できるよう事業所要件を廃止すること。	【規制の概要】 地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合、職業安定法に基づき、事業所ごとに届出又は許可が必要とされるとともに、それぞれの事業所には、事業所ごとの基準資産額、専属の職業紹介責任者の配置などが要件とされている。 【制度改革の内容】 職業紹介行為を地方公共団体が直接または民間職業紹介事業者に委託して行う場合は、出張相談や合同説明会等、事業所以外でも実施可能とする。 【支障事例】 地方公共団体が実施する出張相談会や合同企業説明会では、相談者や来場者に企業名を挙げた具体的な求職先の紹介ができない。このため、求職者は事業所に赴き求職の申し込みをしない限り、職業紹介を受けられない。都道府県が実施する出張相談会は、事業所から離れた市町村で定期的に実施することも多く、求職者にとって身近で相談する機会が確保されているにも関わらず、求人情報の提供等の職業紹介を受けるためには、住居から遠く離れた事業所まで改めて出向く必要があり、求職者の利便性を著しく損ねている。 また、合同企業説明会において、企業と求職者の双方が面接を希望した場合であっても、事業所での登録を行ってからの実施となり、迅速・円滑な就職支援の障害となっている。 【改革による効果】 地域の実情や求職者のニーズに応じた職業紹介(出張相談、合同会社面談会等)が臨機に実施可能となり、求職者と求人者双方の利便性の向上及び地域におけるマッチング機能の強化が期待される。	職業安定法第30条、第31条、第32条の14、第32条の15、第33条の4第2項	厚生労働省	九州地方知事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
303	B 地方 に対する規制 緩和	雇用・労働	都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすること	都道府県が合同企業面接会を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)には、都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とすることを求める。	<p>【提案内容】</p> <p>少子化が進む中、若者が安心して結婚・出産・子育てをするためには、安定した職につき働き続けることを支援していくことが重要である。さらに、今年度より学生の就職活動期間が短くなることから、短時間で効率的・効果的に若年求職者を中小企業とマッチングさせていくことが不可欠である。このため、都道府県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、都道府県が合同企業面接会を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)には、都道府県が届出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介を可能とする。</p> <p>さらに、国はその検証を早期に行い、都道府県が合同企業面接会を開催する場合には、事業所に関する要件等を適用しないこととするなど、ハローワークと同様の基準で職業紹介ができるようにする。</p> <p>【既存制度の概要】</p> <p>○職業安定法 第33条 無料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>○無料職業紹介事業許可基準 事業所に関する要件 無料職業紹介を行う事業所は、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であること ※なお、有料職業紹介を行う事業所も同様の要件である。</p> <p>【支障事例】</p> <p>大阪府の届出による職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所以外で合同企業面接会を実施する場合には、ハローワークとの合同開催が必要となることから、事前調整に時間を要する。そのため、求職者や企業のニーズがあっても数多く開催することができないという支障があり、早期に就職したい者や人材確保に悩む企業にとっても不利益が生じる。</p>	職業安定法第33条 無料職業紹介事業許可基準	厚生労働省	大阪府 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
108	A 権限 移譲	雇用・労働	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法における「指導、援助等」権限の都道府県への付与	労働時間等の設定の改善に関する指導、援助等については、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県の行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、当該事務の権限を都道府県へも付与する。	<p>【支障事例】</p> <p>県の各労働事務所において、日々、事業所訪問を行い、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」等の普及啓発に努めている。労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項には、国の責務として「指導(=行政指導)」、「援助」、「広報」、「啓発活動」について規定され、同条第2項には県の責務として「広報その他の啓発活動」は規定されている。</p> <p>県の責務として「指導、援助等」は規定されていないため、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」上の「指導、援助等」をどこまで行ってよいか疑義があり、現在、踏み込んだ対応を行っていない。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>法律上、明確に地方公共団体の責務と位置付けられることで、法律の根拠に基づく行政指導を行うことができる。(つまり、事業所に対し訪問理由を明確に説明することができる。単なる普及啓発から一歩踏み込んだ対応をすることができる。労働局や労働基準監督署よりも頻繁に訪問することが可能であるため、各事業所の実態に合った指導を行うことができる。等のメリットがある。)</p> <p>「援助」について、法律上、明確に地方公共団体の責務と位置付けられることで、予算措置(=財政的援助)も含めた対策を検討することができる。</p>	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項	厚生労働省	栃木県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
219	日 地方 に対する規制 緩和	その他	労使関係総合調査 (労働組合基礎調査) の都道府県への委託 による実施の見直し	労使関係総合調査(労働組合基 礎調査)は、都道府県知事に委 託することとされているが、都道 府県の事務負担の軽減を図るた め、民間委託に切り替えるなど、 制度及び調査方法の抜本的な 見直しを図ること。	【制度改正の必要性】 労使関係総合調査(労働組合基礎調査)については、各都道府県の労政主管課が国からの委託 を受けて調査を実施している。県内労働組合の組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を 調査するものであるが、労働組合へ調査票の発送、紙ベースとオンラインの2種類の回答の集約、 回答がない労働組合には督促の電話など、事務作業に多くの時間を費やしている。 事務作業量は多いが作業内容は単純であり、都道府県が業務を受託して実施しなければならない 合理的な理由に乏しい。 なお、労使関係総合調査事業に係る委託要綱に基づき本業務委託を任意に厚労省官房統計情報 部長と都道府県知事が契約しているが、都道府県側が交渉することは実質的に困難であり、国か ら提示された委託金額・内容等の条件を受け入れざるを得ない状況である。	統計法第19条に規定 される「一般統計調 査」として、総務大臣 の承認を得て、毎年実 施。 労使関係総合調査事 業に係る委託要綱第3 条	厚生労働省	鳥取県、中 国地方知事 会、滋賀 県、兵庫 県、和歌山 県、徳島県
77	日 地方 に対する規制 緩和	その他	マイナンバー制度にお ける照会項目の拡大	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等 に関する法律において、情報連 携が必要な事務について別表第 2で整理がされている。 別表第2の項番38に記載され ている事務を処理するために情 報連携できる特定個人情報、は、 住民票関係情報に限られてい る。 しかし、当該事務を処理するに 当たっては、生活保護関係情報 や地方税関係情報の連携が必要 となるため、これらの特定個人 情報も利用できるよう緩和をお 願いする。	【番号法での規定】 ・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定め る学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定 個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 ・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象とな る者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保 護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる 程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者 の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの 判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の 主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も 必要となる。	・行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律第19条 ・行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律別表第 二の主務省令で定め る命令第24条 ・学校保健安全法第2 4条 ・学校保健安全法施行 令第9条	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	豊田市 山都町

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
98	日 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるため 、各計画等策定手続きに関し、 以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり 、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会
326	日 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるため 、各計画等策定手続きに関し、 以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり 、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	山口県 広島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
287	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	公営住宅の目的外使 用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象 となる社会福祉事業等は、グ ループホーム事業等が認められ ているが、対象事業に老人福祉 法第5条の2に規定する「小規模 多機能型居宅介護事業」等を追 加するとともに、事後承認とする よう規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版CCRC構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。 【支障事例等】 兵庫県の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。 小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよう「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,856人となる見込みである。 兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興県営住宅の敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、倍率が1倍以上の住戸は事前承認は容易でないとの見解だったことから、駐車場を用途廃止の上、福祉施設を建設したため、事前相談(平成24年3月)から事業開始まで2年10ヶ月を要した。 3人に1人が自宅での介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を営む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。 【効果・必要性】 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」ような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。	公営住宅法第45条第 1項の事業等を定める 省令第1条、第2条	国土交通省 厚生労働省	兵庫県、和 歌山県、鳥 取県、徳島 県

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
46	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農業用施設設置を目的とする権利移動を実施する際、農用地区域への編入手続を軽微な変更手続と同様に扱うこと	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農用地区域外の土地を農用地区域に編入する場合のうち、農業用施設の設置を目的とする権利移動を実施する場合については、政令で定める軽微な変更として取り扱うこととする。	【地域の実情を踏まえた必要性】 市として、農用地区域への編入に当たっては、農振法第10条(農振整備計画の基準)の趣旨にかんがみ、優良農地や農業用施設等について、編入することが必要又は望ましいとの基本的考えのもと、農用地区域外の土地に農業用施設を設置する場合も農用地区域へ編入を行っているが、農業の生産性向上などを目的としているにも関わらず、市町村単独で行える軽微な変更とはされず、手続に長期間を要している。また、農業用施設の整備予定地に農用地区域内外の土地が混在している場合、手続が一体的に進まず、事業計画者の大きな負担となる。 このため、農用地区域外の土地を農業用施設用地に指定する場合の農用地区域への編入手続についても、政令で定める軽微な変更と同様に扱うこととし、手続の簡素化を図ること。 【具体的な支障事例】 平成24年9月、農業用施設(JAの農業用集出荷施設)の移転について相談を受け、農用地区域内の軽微変更として手続を開始したが、計画地の一部が農用地区域に指定されていなかったことから、まず、当該場所を農用地区域に編入することとなり、平成25年10月に当該場所の農用地区域への編入が完了した後、農業用施設用地への用途変更(軽微変更)の申出をしてもらい、平成26年1月に用途変更が完了した。 しかし、建築材料費の高騰などの影響により、集出荷場の建設計画の変更が生じ、変更後の計画が固まったのは、平成27年3月となってしまった。	農業振興地域の整備に関する法律第8条、第11条、第13条第4項 農振法施行令第10条	農林水産省	さいたま市
174	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	市町村農業委員会が農地に該当しないと判断した土地を除外するために市町村の農用地利用計画の変更に係る都道府県知事の同意義務付け等の廃止	農振法施行令第10条に定める軽微な変更により、森林・原野化して市町村農業委員会が農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地を除外するために市町村農業委員会が農地法第2条第1項に規定する農地を除外することにより、速やかに農用地区域から除外することができるようにする。	【支障事例、必要性】 県内の中山間地域には、耕作放棄地が存在し、一部は山林化しているが、地域によっては、既に山林となった土地や元々山林だった土地まで現在も農用地区域とされている。 山林化した土地の農用地区域からの除外については、農振整備計画に関する基礎調査を実施し、市町村全体の農用地区域の状況を確認した上で、行うこととされているが、基礎調査は市町村の人的、金銭的負担が大きいために敬遠されており、除外は進んでいない。 また、手続上、通常どおり都道府県の同意、縦覧等が必要とされ、除外には2か月以上の時間がかかってしまう。 市町村農業委員会が農地に該当しないと判断し、市町村が農振整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれなく、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれないと農振地域制度に関するガイドラインに照らして「農用地区域に残置しておくことが適当であるとはいえない」と判断した場合には、軽微な変更として直ちに除外できるようにすべきである。 【メリット】 過大となっている農用地区域の適正な規模へ見直しが進むことにより、農用地区域とすべき土地の現状の規模について、正確に把握することが可能となることで、農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止・解消の推進に係る施策をより確実に実施することができ、まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる農林水産業の成長産業化に資する。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条 農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について	農林水産省	長野県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
71	A 権限 移譲	農地・農 業	農地または採草放牧 地の賃貸借の解除等 の許可権限の移譲	農地法第18条第1項及び第3項 の規定により都道府県が処理す ることとされている事務・権限を、 中核市市長へ移譲する。	【制度改正の経緯】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第4次一括法)第36条により大都市の特例として、農地法第18条第1項及び第3項の規定により都 道府県が処理することとされている事務が、指定都市又は指定都市の長に適用があるものと改正 されました。 【支障事例】 過去に、市街化区域の農地を転用する際に残存小作権がついていることが判明し、合意解約を求 めたが離作料の金額面で容易に合意に至らなかったことから、農地法18条第1項の手続きについ て説明したことがあります。その際は、都道府県知事の許可が必要な旨を説明したものの、許可ま での期間が長いことから、やむなく合意解約に至りましたが、当事者からは許可までの期間を短縮 できないのかと意見がありました。 【制度改正の必要性】 農地法第18条第1項の許可申請は、申請受理後に相手方の見解を聴取し、農業委員会の事実認 定と意見を記載した意見書を都道府県知事に送付するようになっています。その後、都道府県知 事が都道府県農業会議の意見を聞くこととなっていることから、許可まで長期間を要することとな ります。このことから、中核市市長へ権限を移譲することにより、期間が短縮され、申請者の利益に つながります。 【懸念の解消策】 賃借人からの解約申出等で、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該 当するか否か判断をする事案が想定されます。 事例が少ないことが想定され、難しい判断になることが想定されますが、都道府県関係部署の助 言や、都道府県農業会議の意見を聞くことで適正な判断が可能であると考えます。	農地法第18条第1項 及び第3項、第59条の 2 (第4次一括法第36条)	農林水産省	大分市
156	A 権限 移譲	農地・農 業	農地又は採草放牧地 の賃貸借の解約等の 許可	農地又は採草放牧地の賃貸借 の解約等の許可事務の都道府 県から中核市への移譲	【制度改正の必要性】 農地賃貸借の解約等の許可申請がされた場合の手続については、農業委員会が窓口となり、申 請書の記載事項及び添付書類を審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、申請が適法なも のであるかどうか審査のうえ、申請の却下又は許可若しくは不許可についての意見を決定し、都道 府県知事に送付する。都道府県知事は、農業委員会の意見書等を参考にして、農業委員会と同様 の審査を行う。 農地の賃貸借の解約等の許可は、当事者の実態にまで踏み込んで検討しないと判断ができない 場合もあり、実質的に許可判断を行うのは農業委員会であり、許可の諾否は、法令や通知(農地 法関係事務に係る処理基準について(平成12・6・1 12構改B404 農林水産事務次官通知))に基 づき判断されるものであり、許可権者によって判断基準が変わるものではない。 また、権限移譲により許可事務の処理期間の短縮化が図られることから、許可事務の権限を移 譲することが適当である。	農地法 第18条第1項及び第3 項 第59条の2	農林水産省	岐阜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
173	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	2a未満の農業用施設 等の設置に係る農地 転用許可の撤廃	耕作を行う者が、そのその他の 農地の利用増進のため又は2a 未満の農業用施設を設置するた めに農地等を転用することを目 的として、他者の農地等に権利 を設定し、又は移転する場合は 、あらかじめ市町村農業委員 会へ届け出ることとし、農地法第 5条の許可を不要とする。	【支障事例、必要性】 耕作の事業を行う者が所有している農地を、そのその他の農地の保全又は利用増進のために転 用する場合や2a未満の農業用施設を設置するために転用する場合は、農地法施行規則第32条第 1号の規定により、農地法第4条の許可は不要とされている。 しかしながら、耕作の事業を行う者が、2a未満の農業用施設等を設置するために、他者の所有 する農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、農地法第5条の許可が必要とされており、許 可申請のための書類の提出が農業者の負担となっている。 本県の規制緩和対象施設(法第5条許可、農業用倉庫は2a未満)の許可実績(農振農用地内の 件数) H26 農業用倉庫12件(3) 農地への通路14件(1) H25 農業用倉庫9件(2) 農地への通路16件(4) 農業用水路1件(1) 【メリット】 申請書に添付する書類(事業計画書、資金証明、工事工程表、その他必要な書類)が大幅に削 減され、農業者の負担軽減につながる。 現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る 期間が短縮される(参考ですが、市街化区域が指定されている本県のある農業委員会では、概 ね、5営業日で届出の受理通知を行っているとのこと)。	農地法第5条、農地法 施行規則第32条第1 号・第53条	農林水産省	長野県
207	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農振法ガイドラインに おける農振法施行規 則第4条の4第26号の 2計画の明確化	農振法施行規則第4条の4第26 号の2計画に関して、農業振興 地域制度に関するガイドラインに おいて「農業集落地域において 設置することが通常適当である と認められる非農業的な土地利 用需要に対応するものとするこ とが必要」とされているが、その詳 細な取扱いが明確にされておら ず、具体的かつ過去の運用実例 を反映し、当該ガイドラインの明 確化を図ること。	【具体的な支障事例】 農振法施行規則第4条の4第26号の2の制度を活用した農村集落の活性化を進めるため、多くの時 間と経費を費やした。特に集落維持型住宅、日常生活関連施設、地域振興のための工場等(いず れも地域の就農者や他市町村からの住民を呼び込むもの)について、農水省の担当者からは、ガイ ドラインに記載の「農業集落地域において設置することが通常適当であると認められる非農業的な 土地利用需要に対応するものとする必要がある」「積極的に非農業的な土地利用を図ることにより 都市化の進展を促進させるような土地利用～なまじまい」と示されたが、その規模感や通常適当で あると認められる範囲等について、具体的な判断基準が示されなかった。 また、同じ制度でありながら、非農用地予定区域に整備可能な施設等についての考え方が、他の 地域※と近畿とで違いがあった。 ※他地域では、26号の2計画において大規模な地域振興のための工場を設置した。 【具体的な効果】 ガイドラインの明確化を図ることで、優良農地や農産業を守りつつ、迅速かつ適切な判断が可能と なる。	農業振興地域の整備 に関する法律施行規 則第4条の4第26号の 2 農業振興地域制度に 関するガイドライン第 13 3(5)⑦	農林水産省	近江八幡市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
273	A 権限 移譲	農地・農 業	耕作放棄地再生利用 緊急対策交付金に係 る交付事務の権限移 譲	耕作放棄地再生利用緊急対策 に係る交付金を都道府県・市町 村への交付金とし、事務手続の 権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、耕作放棄 地の発生防止・解消などが求められている。都道府県と市町村は、H26年度から農地中間管理機 構を活用した取組みを進めているが、耕作放棄地の解消にいたっていない。 【支障事例等】 「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に交付金を交付し、都道府県協 議会が地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっている が、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手 続が煩雑であるため、各協議会の負担が大きくなっている。 これまで本県では耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(H21～)を活用して延べ59の取組主体 が事業を実施しており、計画承認から実績報告までの手続きを経ていたが、そのたびにJA中 央会常農振興部長の決裁が必要であり、文書の往復等のため、事務処理に時間を要している。 また、年間各2回の監査、幹事会、総会においては農政環境部長、JA中央会会長、農業会議会 長の決裁が必要であり、同様に事務処理に時間を要している。 【効果・必要性】 都道府県・市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関や農地中間管 理機構との連携が可能となり、耕作放棄地の解消に向けた総合的な取組みが可能となる。 また、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域の特性に応じた指導も 可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができ、地方の耕作放棄地を有効活用し、地 方創生の推進につなげることができる。	耕作放棄地再生利用 緊急対策実施要綱	農林水産省	兵庫県、滋 賀県、大阪 府、和歌山 県、徳島県
206	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	農業振興地域の指定 基準の変更を伴う地 区計画制度の見直し	市街化調整区域内の市街化区 域縁辺部において、市町村長が 対象区域に農業振興地域の農 用地を含んで地区計画を定めよ うとすると、農林水産大臣及 び都道府県知事に協議を行い、 協議が調った場合に限り、当該 地区計画の区域内について、都 道府県知事は、農業振興地域の 整備に関する法律に基づく農業 振興地域の指定を行わないこと とすること。	【現行制度の概要】 市街化調整区域内の市街化区域縁辺部の土地利用の変化が著しい地区について、市街化の傾 向が強まったことから、農林漁業との健全な調和を図った上で、都市的土地利用を行おうとした場 合、現行制度下では、区域区分の見直しによるみ対応できるとされている。 【制度改正の必要性】 都市計画法第15条第2項により、区域区分に関する都市計画は、都道府県が決定するとされて おり、本県では、通常5年毎に広域の都市計画区域全体の見地から、複数の市町村と調整の上で 都道府県が見直しを行っている。しかし、都道府県が決定主体であるため区域区分の見直しには 長期間を要しており、基礎自治体が推進するまちづくりのウィークポイントとなっている。 今後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定や「地域再生関連法」の改正等を踏まえた地域活 性化の実現のためには、このウィークポイントの克服が、基礎自治体にとって生き残りにおける ツールとしても必要であると考えことから、市街化調整区域内の市街化区域縁辺部において、市 町村長が対象区域に農業振興地域の農用地を含んで地区計画を定めようとするときに、農林水産 大臣及び都道府県知事に協議を行い、協議が調った場合に限り、当該地区計画の区域内につい て、都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定を行わな いこととすることを提案する。	都市計画法第12条の5 都市計画運用指針 農業振興地域の整備 に関する法律第6条	農林水産省	近江八幡市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
2	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	「長期利用財産処分 報告書」を提出するに 当たった提出書類 の明確化、手続の簡 素化	農業集落排水施設を財産処分 し、公共下水道に接続するため 「長期利用財産処分報告書」を 提出しようとしていますが、なに をもって報告書を受取できるか 詳細に基準を明示していただく とともに、事前協議の短期化、及 び受取が簡潔になるよう緩和し ていただきたい。	【支障事例】 現在、本市において右記法令により、農業集落排水施設を公共下水道に接続するよう、岡山県を 通して「長期利用財産処分報告書」を提出することとなっております。これは、施設（農業集落排水 施設の処理場等）が、「長期利用財産（10年以上）であり、地域活性化等を図るために行う財産処 分であれば、補助事業者（市）による長期利用財産処分報告書の提出、農林水産大臣による受理 により承認行為となる」となっており、それに基づき行うものです。この報告書を提出するにあたり、 地域活性化等を図るということで、処理場の後地利用の計画を防災倉庫、防火水槽等で利用する こととしています。 しかし、提出書類について明示されていないと思われるもので、届出の過程で提出するよう不 備を指摘され、書類作成・協議に時間がかかっております。たとえば、防災倉庫にはどのようなもの をいくつ置くのか等利用計画書の作成を求められることや、地域防災計画への掲載を求められるこ となどです。（詳細は別添のとおり） 【懸念の解消策】 申請に必要な提出書類について、受理可能となる基準を詳細に明示されることにより、地方公共 団体が適切に届出事務を行い、補助対象財産を有効活用することに資すると思われれます。また、 事前協議の時間も短期間で終了すると思われれます。 本市における農業集落排水施設は、老朽化しており汚水処理費、及び維持管理費の負担が年々 増しております。その中で、近隣まで整備された公共下水道に接続することは、本市にとって効率 的で、必要不可欠な事業であり、是非とも早急に成し遂げたいと思っております。	補助金等に係る予算 の執行の適正化に關 する法律第22条 補助事業等により取得 し、又は効用の増加し た財産の処分等の承 認基準について（平成 26年6月25日26経第 370号）	農林水産省	倉敷市
35	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農地防災事業に係る 土地改良法に基づく 手続の簡素化（要件 の緩和）	農家に事業費負担を求めない農 地防災事業に係る土地改良法 手続について、地方自治体によ る申請制度の拡充や3条資格者 （事業の施行に係る地域内にあ る土地の農家等）同意手続の省 略など、法手続の簡素化に資す る見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 大規模災害が懸念される中、農村地域の国土強靱化を推進するためには、地方自治体が自主的 に取り組むことが可能な事業制度の拡充が必要である。また、農家に事業費負担を求めない農地 防災事業であっても、通常の土地改良事業と同様に、3条資格者に限り同意が必要となっている （土地改良法第85条の2第6項により事業を行う場合を除く。）が、農地以外での効果もあるなど、 地域全体で効果享受するものであり、行政が主体となって事業化に取り組む側面が強いもの と思われる。このため、特に農家に事業費負担を求めない農地防災事業において、3条資格者の同 意の必要性を検討する余地もあると思われることから、こうした場合にあっては、3条資格者の同 意手続を省略する措置を設けるなど、事業施行の迅速化等に向けた見直しを進めていただきた い。 【支障事例等】 農地防災事業は、農地に加え、宅地・道路・一般公共施設等にも防災効果が生じるものである。例 えば、湛水被害が生じている地域で排水施設を整備した場合、農用地の被害防止とともに、地域 内の宅地等の浸水を防止する効果もある。 したがって、農地防災事業については、市町村を始めとする地方自治体が積極的に関与し、迅速 に事業を行うことが望ましいが、土地改良法第85条の2第1項により市町村自らの発意による事 業であっても、基本的には3条資格者の同意が必要となっている。また、同条第6項の3条資格者 の同意を要しない手続の規定では、受益面積6,000ヘクタール以上等、国営土地改良事業を念頭 に置いたものと思われるため、市町村の発意により都道府県が事業を実施することは困難な状況 にある。	土地改良法第85条の 2	農林水産省	愛知県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
148	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	土地改良法52条に基づき換地を行う場合の権利を有する者の取り扱い変更	農地の基盤整備事業により土地改良法52条に基づき換地を行う場合に限っては、地区内に相続手続き未了農地があって、複数の相続権利者が存在したとしても、複数ではなく1名の登記名義人として取り扱うこと。ただし、相続権利者の法定持分は維持する。	【具体的支障事例】 換地を伴う基盤整備では、登記名義人が死亡している土地で事業を実施する場合は、相続登記後に換地処分を行うが、近年、相続登記が未了の農地が多数生じており、事業の迅速な実施に支障が生じている。また、登記名義人や相続権利者に所在を確認できない者も増えており、地区の設定や効率的な事業実施に支障をきたしている。 具体例として、現在、事業実施を計画中の地区では、地区内の土地の登記名義人が150人(生存69人、死亡して相続手続き未了81人)であって、権利を有する者が996人(生存69人+相続権利者927人)存在する場合、2/3以上を権利者会議に出席させて意思確認すること自体が困難で、事業が実施できない(分母だけが肥大化し、換地計画の議決ができなくなる)。 【制度改正の必要性】 現行制度では、運用上、相続手続き未了で相続権利者多数の土地をやむなく地区から除外する等に対応している。相続手続き未了の土地は1名の登記名義人のものとして取り扱い、その土地の相続権利者全員の同意をもって1名の同意とすることとなれば権利者会議に出席すべき人数が100人(分母150人の2/3)となるので、事業に同意する権利者の意思(分子)が尊重できるようになる。 【懸念の解消策】 運用上、意思確認が可能な相続権利者の中に整備へ反対するものが存在する土地は事業地区内に含めないものとするなどで反対者の意思を侵害することはない。土地改良法は1949年の施行であり、当時は家督相続制度(1947年の民法改正で廃止)により円滑な相続がなされた農地が多かったと思われるが、現在の社会情勢に合わせた緩和が必要。	土地改良法52条	農林水産省	長崎県
104	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農業用施設等の災害復旧事業制度に係る事務手続きの簡素化	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費の補助制度について、甚大な災害を受けた際に可能となる補助率増高申請等を国に行う場合に、添付が義務付けられている書類(字切図及び高率補助該当調査表)を簡素化する。	【制度の概要】 農地及び農業用施設の災害復旧事業の補助制度において、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条による補助率増高申請や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条による特別措置適用申請を行う場合には、関東農政局監修の「農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き」(以下、手引きという)により、字切図及び高率補助該当調査表等を添付する事が義務付けられている。これらの添付書類は、手引きに詳細なルールが記載されており、作成に労力を要するものとなっている。 【支障事例】 千葉県では、東日本大震災や平成25年台風26号の際等に、本制度を活用したところであるが、添付書類の作成に要する事務量が膨大となり、他の業務を抱える現場においては非常に負担となった。 例えば、東日本大震災の際に、県内のある市では、190件の申請を行うこととなり、資料作成を外部へ委託せざるを得なかったため、840万円(延べ200名以上)を要した。 【支障事例の解決策】 特に作成に労力を要する字切図は、手引きによれば、受益地の範囲及び関係耕作者の確認をする資料であるが、既存の図面(関係事業の計画平面図等)に受益範囲を明示したもので代用でき、また高率補助該当調査表については、手引きによれば、関係耕作者の実数を確認する資料であるが、申請者(市町村等)であれば受益者の特定は容易であり、土地改良法第29条第1項による組合員名簿や土地原簿等により代用できると考えられることから、特に大規模災害等で被害件数が多い場合は、これらの書類について既存の資料での代用を認めて頂きたい。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き	農林水産省	千葉県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
98	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合は、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合は、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	山口県 広島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
121	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	多面的機能支払に係 る交付金の改正	多面的機能支払に係る3交付金 (農地維持支払・資源向上支払 (共同活動)・資源向上支払(長 寿命化))の経理の統合	【改正の必要性】 多面的機能支払については、①農地維持支払交付金、②資源向上支払(共同活動)交付金及び ③資源向上支払(長寿命化)交付金の3交付金で構成されている。 交付金の経理区分については、下記のとおり2種類で区分することとなっている。 1:①農地維持支払交付金・②資源向上支払(共同活動)交付金 2:③資源向上支払(長寿命化)交付金 実際の共同活動においては、例えば ①の農道の路面維持と③の舗装工事 や ②の水路の軽微な補修と③の長寿命化のための補修 など 活動の区別が曖昧なものがあり、経理区分を行うことが難しい場合がある。 これらのことから実施集落より、経理事務について簡素化を図るため、経理の区分を統合し一本化 することが望まれている。 【支障事例】 金額の大きな補修の工事発注ができなく、各年度ごとに細切れの工事発注となるため、経済的に 不利となったり、効果の発現が遅れる。 経理の区分が曖昧な活動について、農林水産省に確認をとる必要があるため、着手まで時間を要 する。	農業の有する多面的 機能の発揮の促進に 関する法律第3条、多 面的機能支払交付金 実施要領第18(3)、 第28(4)	農林水産省	奈良県
109	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農地中間管理事業に係 る事務手続きの簡 素化	1農用地利用配分計画の認可申 請に係る添付資料について、認 定農業者及び認定就農者につ いては計画認定書の写しのみと し、併せて土地の登記事項証明 書は、農地台帳の写しに代替す る。 2市町村による農用地利用配分 計画案の作成については、農業 者等による協議の結果を重視 し、農用地利用配分計画の縦覧 を廃止する。 3機構が貸し付けた農用地につ いては、農用地等の利用状況の 報告等を廃止する。 4機構の農地中間管理事業に係 る業務委託について、都道府県 知事の承認を廃止する。	【制度改正の必要性】 農地中間管理事業については、従来事業に比べ手続きが煩雑で、担い手への権利設定までに多く の時間を要している。また、機構から市町等への業務委託に際しては、県の承認を要するなど非効 率的である。そのため、別紙のとおり規定を見直し事務を簡素化することで、事業の推進を図る。 【支障事例】 1～3について(1、3:事務手続きの煩雑さ 2:事務手続き期間の長さ) H27年度当初に農地中間管理事業の推進についての市町キャラバンを実施し、県内全25市町に 県及び機構の担当者が出向き、各市町毎に推進上の課題について検討したところ、全市町が①事 務手続きの煩雑さ(提出資料の多さ等)と、②事務手続き期間の長さ(貸付希望者が機構に農地を 貸付け、機構から借受希望者へ権利設定されるまでの期間)を課題として挙げた。 市町、市町農業公社等は、農地中間管理事業だけではなく、農業経営基盤促進法に基づく賃借権 の設定等(従来事業)について、相談窓口となり、その後の事務手続きを行っている。 面的な農地集積を図るため、市町等は農地の貸付希望者や借受希望者に対し農地中間管理事業 の活用を誘導しているものの、①、②の理由で、結果としてユーザーである農地の貸付希望者や借 受希望者の多くが従来事業での権利設定を選択している。〔参考〕26年度の本県における農地の 権利設定の状況:○農地中間管理事業での権利設定:450件、○従来事業:約5,800 + 1,000~ 2,000件) 4について 機構の農地中間管理事業に係る業務委託の都道府県知事の承認については、毎事業年度ごとに 必要となるが、予算措置による補助事業の計画協議で機構の業務委託について審査は十分に可 能である。	農地中間管理事業の 推進に関する法律施 行規則 第11条第2項 第2号の1から8 農地中間管理事業の 推進に関する法律第 18条、第19条、第21 条、第22条	農林水産省	栃木県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
171	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農事組合法人が行う ことができる事業種類の 拡大	農事組合法人が行うことができる 事業の種類に、地域に密着した 「生活サービス事業」を加える。 (株式会社への組織変更不要) また、農事組合法人が自家用 有償旅客運送を行うことができ よう、道路運送法上の規制緩和 を求め。 ※地域に密着した生活サービス 事業の例 ①地産地消の食料品や生活用 品などの宅配や販売 ②農家世帯などの高齢者の病 院等への送迎 ③農家世帯などの子どもの一時 預かり ④生活道路や農家世帯などの 民家等の除雪請負や補修 ⑤新聞配達 等	【支障事例、必要性】 農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激 減など、生活面で多くの課題を抱えている。 こうした中、農山村集落の担い手農家で構成する農事組合法人の生活サービス事業参加が住民 の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向 にある中、収益向上や周年安定雇用を狙って、事業主体が撤退した生活店舗を活用した事業展 開、公共交通機関の空白地帯における高齢者等の送迎支援、民家除雪など生活サービス事業参 入に関心を示しているが、農協法により農業以外の事業実施が制限されているため、実施できな い状況となっている。 株式会社組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続き の煩雑さに加え、農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維 持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意に は、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能な「従事分量 配当」ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれること となるため、サービス事業参加を検討する上で大きな障害となっている。 また、自家用有償旅客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた柔軟 な対応ができない状況にある。 【代替措置】 本来事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の 割合に制限を設ける。 【メリット】 農山村集落における生活サービスの提供 農事組合法人の経営の多角化、安定化	農業協同組合法第72 条の8 道路運送法施行規則 第48条	農林水産省 国土交通省	長野県
67	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	「持続性の高い農業 生産方式に係る技術」 の認定要件の見直し	エコファーマーの認定対象とな る持続性の高い農業生産方式 の技術について、新たな農業技 術の進展に合わせ、規定技術を 追加するなど認定要件の見直し (施行規則の改正)を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 エコファーマーの認定対象となる「持続性の高い農業生産方式の技術」は、現在、3区分17技術 (有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学合成農業低減技術の3区分)が規定されている (持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条)。 しかし近年、「食の安全」や「食の多様化」が求められる中、本県では、環境にやさしい農業の普 及と拡大を進めているところであり、エコファーマーをはじめ、有機農産物や特別栽培農産物などの 栽培に取り組む農業者も増えつつあり、化学合成農薬を使用しない又は削減した病害虫防除・被 害軽減技術が実践されているなど、規定の技術以外の技術が普及定着している。 このため、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術について、農業技術の進展に合 わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。 なお、化学合成農薬低減技術については、平成18年と19年以降は見直されていない。 【具体的な支障事例】 富山県内において、化学合成農薬の使用削減技術として、食品添加物やでんぷんを原料とした 新しいタイプの農薬(商品名:アカリタッチ、粘着くん等)を使用してダニやアブラムシの防除(虫体を 被覆し気門封鎖することで殺虫)に取り組む農業者がみられる。 これらの農薬は、その成分から人畜や生態系に及ぼす影響が少なく環境にやさしい持続的な農 業につながるものであるが、施行規則で規定されている技術(化学合成農薬低減技術)に該当しな いことから、エコファーマーの認定が困難となる状況が見受けられる。 【期待される効果】 エコファーマー認定取得者の拡大、持続的な農業生産方式の面的拡大、環境負荷の低減	持続性の高い農業生 産方式の導入の促進 に関する法律第2条 同法施行規則第1条	農林水産省	富山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
147	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	野菜生産出荷安定法 施行規則の見直し	野菜生産出荷安定法施行規則 の共同出荷割合の見直し	<p>【具体的支障事例】</p> <p>野菜の価格が下落したときに価格差の補給を受ける野菜価格安定制度があるが、その制度を受ける産地は、一定の産地要件を満たす必要がある。しかし、市場に出荷せず契約企業に出荷する大規模生産者が新たにできたため、JAへ出荷する割合が相対的に低下し、野菜指定産地の要件の1つである共販要件を下回る産地がでてきた。しかしながら、対象産地のJAへの出荷量自体は増えており、消費者への安定供給の役割は果たしている。指定産地の継続のため、野菜生産出荷安定法施行規則第2条で定められている共同出荷割合を産地規模(出荷量)に応じて定めるよう見直しをほしい。</p> <p>また、市場に出荷しない大規模生産者が「大規模生産者登録」をした場合は、その実績を共同出荷数量にカウントできるので、「大規模生産者登録」を推進しているが、野菜価格安定制度に加入するメリットがない大規模生産者は、登録がすすんでいない。「大規模生産者登録」をしていなくても、出荷実績の提供を受けた場合は、産地の出荷量から大規模生産者の出荷量を除くことを認めて欲しい。</p> <p>大規模生産者登録の要件 対象野菜を出荷する生産者、法人等のほ場が野菜指定産地の区域であり、かつ、おおむね2haの作付面積を有すること。 (野菜生産出荷安定法第11条第2項、施行規則第6条より抜粋)</p> <p>【制度改正のイメージ】</p> <p>産地規模(出荷量)に応じた共販率要件とし、例えば、産地規模(出荷量)が6,000t以上の産地は、共販率を1/3、8,000t以上の産地は1/4とする。その場合でも、共販量は2,000t以上確保でき、計画出荷は確保できると考えられる。</p>	野菜生産出荷安定法 施行規則第2条	農林水産省	長崎県
112	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	鳥獣被害防止緊急捕 獲対策における捕獲 個体の確認方法の変 更	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策 における捕獲個体の確認につ いて、市町村担当者が捕獲現場 に直接赴き、当該捕獲鳥獣を 実際に確認する方法(現場確認)を 基本とされているが、これを市町村 担当者ではなく、市町村長が任 命、又は指名することとしている 「鳥獣被害対策実施隊」の隊員 でも行うことができるようにする こと。	<p>【支障事例】</p> <p>鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲実施の確認については、市町村の担当者が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現地確認)を基本とされ、現地確認が困難な場合は、写真や捕獲個体又はその部位による確認など、確実に確認できる方法を事業実施主体等が適切に定めると規定されている。</p> <p>しかし、写真や捕獲個体又はその部位では個体確認についての精度が保たれないことから、本県では市町村の担当者が捕獲現場に直接赴き確認することを基本としている事業主体が多く、特に小規模な事業主体で現場確認を基本としているところが多い。しかしながら、マンパワーに限られている市町村職員が対応することは負担が大きく、基本としている現場確認が困難な場合がある。</p>	鳥獣被害防止緊急捕 獲等対策実施要領 (別記3)第2 2(2)	農林水産省	佐賀県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
205	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	鳥獣被害防止総合対策交付金における事業実施主体の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業(ソフト事業)の事業実施主体は、地域協議会のみと規定されているが、同交付金の整備事業(ハード事業)と同様に、地域協議会だけでなく、その構成員が事業実施主体となるよう実施要領を見直す。	【支障事例】 サル被害対策では、年間を通してサルの群管理(行動範囲の把握や追い払い)を実施する必要があるため、交付金の活用できない年度当初から交付金の交付決定前までの期間について、市町村が独自財源で事業実施している地域がある。県では、地域の負担軽減のため、交付金の活用を推奨しているが、交付決定の前で事業主体が異なることから、調査・追い払い従事者の人材確保が困難であるという理由で、交付金が活用されない例がある。 【提案実現の効果】 野生鳥獣対策は、地域協議会で合意形成を図った上で、関係機関が連携して実施することが重要だが、具体的な取組については、地域の実情に合わせて、地域協議会の構成員である市町村や生産者団体等による実施ができるよう規定を見直すことで、より効果的に対策を実施できるようになる。この提案が実現すれば、深刻化・広域化する野生鳥獣被害に対して、地域ぐるみでの被害対策が一層推進され、農林業等の被害軽減や営農意欲の向上、地域の活性化等につながると考えられる。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領	農林水産省	群馬県 茨城県 栃木県
274	A 権限 移譲	農地・農業	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県等への移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」を国から都道府県への交付金とし、事務権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 昨年の提案募集の閣議決定のなかで、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。国が進める地方創生では、農山漁村の所得を確保し、移住・定住を進める取り組みを進めており、地方も多面的機能を持つ中山間地域の活性化が求められている。 【支障事例等】 「米の支払い直接交付金」は、国が交付事務を行っているが、平地と中山間地等の条件不利地、大規模稲作農家などの専業と兼業農家、農地中間管理機構を活用している農業者が否かに関わらず助成単価が一律であり、需要に応じた主食用米生産や水田の維持管理につながっていない。本県では、生産調整見直し後の米づくりのためにも、酒米の山田錦と一般のうるち(主食用米)品種に差を設けたり、県の安心ブランド米や有機栽培のものなど、品質・付加価値の高いものなどに誘導したいと考えているが、10a以上の米作付面積があることや、生産数量目標を守っていること等のみが要件化され、品質や銘柄、酒造好適米、特別栽培米であることなど、県や地域段階で推進すべき米生産への助成に対応できない。 米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。 【効果・必要性】 各地域の特性にあわせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。	経営所得安定対策等 実施要綱2の(1)の⑤ 及び⑦	農林水産省	兵庫県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
275	A 権限 移譲	農地・農 業	経営所得安定対策等 に係る「水田活用の直 接支払交付金」交付 事務の国から都道府 県等への移譲	経営所得安定対策に係る 「水田活用の直接支払交付金」 を都道府県への交付金とし、対 象作物及び交付単価を決定し、 農業者に交付する事務を移譲す ること。	【提案の経緯・事情変更】 昨年の閣議決定では、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標 設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。 国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、地方は、 担い手育成や農業の生産性の向上が求められている。 【支障事例等】 本県の水田への作付面積では、野菜が麦や大豆、飼料作物よりも大きく、水田活用を進めるため の最も重要な作物となっているが、近年野菜の作付け面積は減少している。 (H22年 9,720ha → H25年 9,540ha (△180ha)) そのため本県では、県や地域段階の産地交付金も活用し、野菜の作付けを推進しているものの、 戦略作物には野菜が入っておらず、取り組むことができない。 例えば、兵庫県の淡路地域はレタスやタマネギの産地だが、比較的冷涼な気候に適する大豆は 適作とは言えない。麦についても、播磨地域では、比較的良質な生産物が収穫できているが、但馬 地域では、湿潤地帯が多いため、適地も限られており、水田の裏作に麦を組み合わせ交付金を受 け取ることが難しいのが現状であり、戦略作物助成が受けられないまま地域の特産物の作付に励 む生産者があるアンバランスが生じている。 【効果・必要性】 都道府県への交付金化が実現されれば、地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図る ことができる。また、本年度より、本県独自の取組としてスタートした「農業施設貸与事業」と野菜作 付拡大の交付金を組み合わせることにより、新たな水田の担い手の確保にも寄与すると考えられ る。	経営所得安定対策等 実施要綱6の(1)及び 8	農林水産省	兵庫県
153	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	指定生乳生産者団体 制度の弾力的運用	指定生乳生産者団体制度につ いて、ミルクプラントを直接設置 運営している生産者団体に限 って、一部委託販売が出来るよう 制度の弾力的運用を行っていた きたい。	指定生乳生産者団体制度では、原則全量委託販売となっているが、生産者自らが3t/日を上限に 製造加工する場合はこの限りでは無いとなっており、一部委託販売が認められている。 一方、現行の制度では、酪農生産者団体が自ら設置運営するミルクプラントであっても、一旦指定 団体に全量委託販売し、その後指定団体からミルクプラントが中間経費を加えた額で買い戻す 必要がある。 本県にも存在する生産者団体が運営するミルクプラントは、中小規模の工場が多く、経営が厳しい 状況がある中、中間経費を加えた買取額では経営を圧迫する状況にあり、制度を脱退すると、生 産者が加工原料乳生産者補給金の交付を受けられなくなる等の支障が発生している。 よって、ミルクプラントを直接設置運営している生産者団体に限って、生産者が自ら製造加工する 場合と同様の取扱を行ったうえで3t/日の上限を撤廃し一部委託販売が出来るよう、制度の弾力 的運営をお願いしたい。	加工原料乳生産者補 給金等暫定措置法第 3条、第5条 「指定生乳生産者団 体が行う生乳委託販 売の弾力化について」 (平成10年4月16日付 け10畜A第881号農林 水産省畜産局長通知) (別紙1)第1条	農林水産省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
157	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	卸売市場整備基本方針における中央卸売市場再編基準の見直し	<p>第9次卸売市場整備基本方針において、「第2 1(5)中央卸売市場(食肉卸売市場を除く。)であって、次に掲げる指標のうち3以上の指標に該当するものは、再編に取り組むこと」とされているが、そのうち、以下の指標について見直しを行うこと。</p> <p>指標①の開設区域内の需要量について、水産物の卸売市場経由率を考慮した指標の設定に見直すこと。</p> <p>指標②の水産物の基準数値について、実態に即し、地方の実情や、市場の環境等を考慮した取扱数量の設定に見直すこと。</p>	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>生産者から、県所管の地方卸売市場より国所管の中央卸売市場の方が、安定した価格や確実な入金など信頼感があるとの声がある。また、岐阜は近隣に名古屋市場があるため、名古屋市場に荷が集中し、取扱数量が減少する可能性が高く、ブランドイメージが損なわれる。</p> <p>実際、地方に転換した尼崎市、室蘭市の取扱数量の減少率は岐阜市の減少率を大きく上回っている。(別添資料「近年、地方に転換した市場の取扱数量一覧表」参照、H25のH21に対する割合)</p> <p>【制度改正(案)及び効果】</p> <p>開設区域内の需要量について、指標①は人口に1人当の需要量をかけ開設区域内に十分な水産物を供給できているかを図る指標だが、「卸売市場をめぐる情勢について(農水省作成資料)」のとおり、水産物の市場経由率は53.4%(H24)で、指標①に市場経由率を掛けられた量を供給できればその役割を果たしていると考ええる。</p> <p>現在:開設区域内人口×1人当需要量⇒提案:開設区域内人口×1人当需要量×卸売市場経由率</p> <p>指標②の水産物の基準数値35,000tについては、第8次卸売市場整備基本方針から35,000tのままで10年近く変更されていないことは、少子高齢化や魚離れ等による消費量の減少が続く中、実態とかけ離れている。</p> <p>中央卸売市場の平均は約35,000tだが、平均を上回る市場はほとんど政令指定都市である。政令指定都市以外の平均は約23,000tとなり、岐阜市が海なし県で漁港が無く、水産物の入荷は海に面した市場とは違う点も考慮して約20,000t程度が妥当な基準数値と考える。(別添資料「H26青果水産取扱高一覧表」参照)</p>	卸売市場整備基本方針第2 1(5)	農林水産省	岐阜市
158	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	中央卸売市場における仲卸店舗の消費者への定期的な開放	<p>市場のPRや活性化を図るため、仲卸店舗の消費者への定期的な開放が図れるよう、「中央卸売市場における業務運営について(H12.3.31 12食流第746号)」で記載のある仲卸業者の市場内での小売行為の明確化を図ること。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>取扱数量の減少等により、場内業者の経営状況は厳しい環境にある。開設者としては市場を多くの市民にPRし、知ってもらい、市場を活性化させたい。その手法の1つとして、定期的な市場開放を検討している。</p> <p>イベント的な開放については、「第9次卸売市場整備基本方針」や「卸売市場流通の再構築に関する検討会」において方向性が示されており、現在当市場も、関連棟を毎月第1土曜日に一般開放しているが、水産の仲卸業者からも「仲卸店舗も一般開放できないか。」との要望が挙がっている。仲卸業者は、まず、月1回の開放から始め、順調なら、週1回の開放も考えている。</p> <p>しかし、仲卸店舗での小売については、H12.3.31の12食流第746号「中央卸売市場における業務運営について」の「2仲卸業者 (3)市場内での小売行為」において、「仲卸業者が市場内の店舗を利用して一般消費者に対して小売活動を恒常的に行うことは、原則として卸売市場法の目的外の使用に該当する行為」となっているが、具体的な取扱い(原則の例外)は明確にされていない。</p> <p>地産地消も含めた市場PRや地域活性化を図るため、仲卸店舗において消費者向けに臨時的な開放を継続して行うことにより、最終的に場内業者の経営改善、取扱数量の減少に歯止めを掛けたいが、それができない状況にある。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>仲卸業者による月1回、週1回の臨時的な開放が継続してできることで、地産地消も含めた市場のPRや地域活性化が図れるように、「中央卸売市場における業務運営について」の「2仲卸業者 (3)市場内での小売行為」の範囲の明確化を図っていただきたい。</p>	中央卸売市場における業務運営について第1 2(4)	農林水産省	岐阜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
276	A 権限 移譲	農地・農 業	六次産業化・地産地 消費に基づく総合化 事業計画の認定権限 の都道府県への移譲	六次産業化法に基づく「総合化 事業計画」の認定権限を、国から 県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国が進める地方創生のなかで、六次産業化は所得と雇用の確保の点で期待されており、本県でも、昨年度から様々な分野の事業者と連携して新商品開発等に取り組む「農」イノベーションひょうごを進めている。 【支障事例】 六次産業化法に基づく「総合化事業計画」は、農林水産省（各地方農政局地域センター）が認定しており、都道府県の関与ができず、必ずしも地域の実情にあっていない計画の認定がなされているため、計画が円滑に実行されていない事例が散見される。 例1) A営農組合 全国的なそばの販売価格の下落により、地域の生産量が大幅に減少した結果、そば粉、そば（麺）の加工が困難になるとともに、直売による販売も低迷したため、計画の取消が行われた。 例2) B生産組合 当初計画していた米粉使用菓子について、他と差別化した商品開発ができず、生産・販売コストを考慮すると採算が見込めないことから計画の取消が行われた。 こうした例からも、地域の実情に精通し、原料供給体制・販売体制の実効性等について総合的に判断できる都道府県に権限を移譲すべきである。 なお、生産・消費が複数県にわたることが想定されるが、関西では関西広域連合が存在しており、府県をまたがる調整を行うことは可能である。 【効果・必要性】 県内の生産、流通、販売状況など地域の実情に精通した県が審査するとともに、計画の実行・目標達成に向けた指導・助言を県と地域の六次産業化サポートセンターが連携して行うことで、計画の実効性をより高めることが可能となる。	六次産業化法第5条1 項、5項	農林水産省	兵庫県、京 都府、徳島 県、京都市
68	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	補助公共事業の変更 手続きの簡素化	農林水産省（林野庁及び水産庁を除く）が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業については、当該事業の補助要綱により、農林水産大臣が定める軽微な変更以外は、農政局との協議が必要となっている。協議が必要なもののうち「地区ごとの重要な事業内容の変更」について、農政局との協議の廃止を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 農山漁村地域整備交付金事業と同様に、農政局への協議を廃止し、円滑な事業実施に資するようにする。 （平成17年度創設、地域再生基盤強化交付金や平成22年度創設の農山漁村地域整備交付金等では、地域裁量で個別事業地区の予算の執行について、すでに弾力的かつ機動的な運用が可能となっており、これに準じた扱いにしようとするもの。） 【具体的な支障事例】 H24年度は実施地区の11%（18地区）が補助事業であったが、平成27年度は73%（88地区）が補助事業を活用しており、補助事業を実施する地区が増えてきている。 平成24年度の交付金事業実施地区では、補助事業であれば協議が必要となる事業の内容変更が約25回あったが、農政局協議が不要ことから、円滑な事業実施が可能であった。しかし、補助事業では、事前に農政局へ協議し承認を得る必要があることから、補助事業の増加に伴い協議案件も増えることが想定され、個別地区における事業の円滑な進行に支障がでるおそれがある。 【期待される効果】 地方による予算の機動的な運用が可能となり、事業の円滑な進行により地域の基盤整備に資する。	農林畜水産業関係補 助金等交付規則第3条 第1項 土地改良事業関係補 助金交付要綱	農林水産省	富山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
277	A 権限 移譲	土地利用 (農地 除く)	大臣権限に係る保安 林指定、解除の権限 の都道府県知事への 移譲	大臣権限の保安林(重要流域内 における法第25条第1項第1号 から第3号まで)の指定、解除に ついて、当該権限を都道府県知 事に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 大臣権限の保安林の指定及び解除については、都道府県知事が国から委託を受けており、指 定、解除に必要な専門的知識を有している。大臣権限と知事権限でこれらの手続きにあつての 基準に差異はない。 提案募集に係る閣議決定においては、一の都道府県内で完結する一級河川の全区間の都道府 県に移譲された場合などは、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除 の権限を都道府県に移譲することとなったが、そもそも河川管理者と同一にする必然性はなく、例 えば一部流域が一部他府県にかかっている一級河川においては、多くの区間が流れている都道府 県が流域の保全を行うべきであると考え。 【支障事例等】 解除申請の標準処理期間は、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、林野庁が申請書を 受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定 通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6か月の事例も)を 要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースもある。 また、林野庁本庁で事務をしているため、現場の状況等の把握や確認を迅速に行うことができ ず、都道府県に写真などの資料提供を求められるほか、他の解除案件が集中すると、時間がか かってしまうことが想定される。 【効果・必要性】 国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じ た事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。	森林法第25条、第26 条	農林水産省(林野庁)	兵庫県、大 阪府、鳥取 県、徳島県
13	A 権限 移譲	土地利用 (農地 除く)	複数府県に跨がる重 要流域内民有林の保 安林の指定・解除権 限の移譲	重要流域内の民有林の保安林 の指定・解除権限について、府 県への移譲を基本とし、複数府 県に跨がるものは、関西広域連 合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた 施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(水循環基本法第5条)従来から河川管理者と当該権 限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安 林の指定等について、府県への移譲を基本とすべきである。また、複数府県に跨がる流域に係る 民有林の保安林の指定等については、関係府県が揃って手を挙げれば移譲すべきである。関西で は、広域行政の責任主体である関西広域連合により国や府県間の意見調整等を図ることが可能 である。 【支障事例】 現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承 を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされてい るが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から 予定通知があるまでに1年6か月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1 年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を 知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状 況を説明するための詳細な資料が必要となっている。 【懸念の解消】 国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令 等で重要流域に係る保安林の指定、解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大臣権限 と知事権限の指定、解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。	森林法第25条、第26 条	農林水産省(林野庁)	関西広域連 合 (共同提案) 大阪府、兵 庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
154	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	林業関係事業補助金 等交付要綱の改正	補助金において、内示後「交付 決定前着手届」の提出により、工 事に着手したい。	【制度改正の必要性】 交付金については、農山漁村地域整備交付金実施要領第6に基づき、内示後「交付決定前着手 届」の提出により、工事の着手が可能となる。 しかし、補助金については内示後補助金申請をして、国からの交付決定後でなければ着手ができ ない状況である。 昨年度においては、補助金と交付金の決定日に21日間の差があり、工事進捗の遅延につながる 状況となっている。(今年度においては24日間の差) また、H27.3.28付けで標準工期の改正があり、昨年度よりも標準工期が延長となっている。(金額に より延長期間が大きく、例えば3千万の工事で30日延長となった。) このことにより、早期着手・早期完成を目標としているため、補助金についても交付金と同様、「交 付決定前着手届」ができるよう、要綱等の改正をお願いしたい。	林業関係事業補助金 等交付要綱 農山漁村地域整備交 付金実施要領 第6	農林水産省(林野庁)	長崎県
321	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	複数年契約を行う大 規模な木造公共施設 等への支援	大規模な木造公共施設等の整 備については、木材調達や工事 に複数年を要することから、複数 年での契約の場合でも補助対象 となるよう制度を見直すこと	大規模な公共施設の木造・木質化を行う場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年 での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており 補助対象とならない。 本県では、南越養護学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産 スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。 支障事例としては、本県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が 終了しないことから申請を断念した事例がある。 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計審査として、複数年度の事業が認め られているものもあり、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。	「森林・林業再生基盤 づくり交付金実施要領 の運用について」第4 の1	農林水産省(林野庁)	福井県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
99	B 地方 に対する規 制緩和	その他	林業・木材産業改善 資金貸付事業計画承 認制度及び承認計画 に基づく月別資金管 理計画書の提出制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受けて貸付事業計画を定める 手続及び国の承認後の月別資 金管理計画書の提出を廃止する ことにより、事務の簡素化(事務 改善)を図る(実績報告等につ いては継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の 承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、 自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続 きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担とな る上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わら ず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改 めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等 は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金 管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国から の新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。林業・木材産業改善 資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付 事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「林業・木材産業改善 資金助成法の施行に ついて」(H15.6.11農林 水産事務次官通知)	農林水産省 (林野庁)	九州地方知 事会
194	B 地方 に対する規 制緩和	その他	林業・木材産業改善 資金貸付事業計画承 認制度及び承認計画 に基づく月別資金管 理計画書の提出制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受けて貸付事業計画を定める 手続及び国の承認後の月別資 金管理計画書の提出を廃止する ことにより、事務の簡素化(事務 改善)を図る(実績報告等につ いては継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の 承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、 自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続 きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担とな る上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わら ず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改 めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等 は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金 管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国から の新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。林業・木材産業改善 資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付 事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「林業・木材産業改善 資金助成法の施行に ついて」(H15.6.11農林 水産事務次官通知)	農林水産省 (林野庁)	山口県 中国地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
100	B 地方 に対する規制 緩和	その他	林業就業促進資金貸 付事業計画承認制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受ける制度を廃止することによ り、事務の簡素化(事務改善)を 図る(実績報告等については継 続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の 承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、 自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続 きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等につ いて国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している 貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等 は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素 化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国から の新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業就業促進資金に ついても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内 容の資料をもって足りるとすべき。	「林業労働力の確保の 促進に関する法律の 施行について」 (H8.5.24農林水産事務 次官・労働事務次官通 知) 「林業労働力の確保の 促進に関する法律に 基づく林業就業促進資 金制度の運用につ いて」(H8.5.24林野庁長 官通知)	農林水産省 (林野庁)	九州地方知 事会
195	B 地方 に対する規制 緩和	その他	林業就業促進資金貸 付事業計画承認制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受ける制度を廃止することによ り、事務の簡素化(事務改善)を 図る(実績報告等については継 続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の 承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、 自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続 きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等につ いて国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している 貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等 は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素 化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国から の新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業就業促進資金に ついても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内 容の資料をもって足りるとすべき。	「林業労働力の確保の 促進に関する法律の 施行について」 (H8.5.24農林水産事務 次官・労働事務次官通 知) 「林業労働力の確保の 促進に関する法律に 基づく林業就業促進資 金制度の運用につ いて」(H8.5.24林野庁長 官通知)	農林水産省 (林野庁)	山口県 中国地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
101	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。沿岸漁業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	農林水産省 (水産庁)	九州地方知事会
196	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。沿岸漁業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	農林水産省 (水産庁)	山口県 中国地方知事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
87	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	漁業近代化資金融通法における国による関与の廃止又は簡素化	二重行政化を避ける為、漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手續を「廃止」若しくは「届出」等に簡素化すること、又は漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を引き上げること(いずれも国の承認手続き省略に繋がるもの。)	【支障事例】 現在、10 ³ から20 ³ 未満の漁船を建造する場合、1億円から2億円程度の資金が必要である場合が殆どであり、実際に宮崎県では約半数の申請が法で定める貸付限度額(9千円)を超え、国の承認が必要となっている。この場合、県単独で手續を進める場合と比べ、最低でも1ヶ月の期間が追加が必要となり、その他の融資機関、保証機関の審査、県の利子補給の審査期間も含めると融資までに長期間を要する状況となっている。 一方、漁船建造には漁期との関係や造船所の建造計画があり、申請手續が長期にわたると融資前の事前着工を漁業者(借受者)が余儀なくされることがある。この場合、県では原則利子補給対象としていないが、真にやむを得ない場合は事前着工承認申請書を提出してもらい条件付(国の承認がないときは利子補給の対象としない)で承認しているが、条件付の着工承認であることや造船業者への手付金の支払が必要な場合もあるなど、漁業者(借受者)にとってはリスクがあるものとなっている。 本制度資金は、漁業者(借受者)への貸付金は信漁連からであり、県の利子補給財源も県独自の資金となっている為、国庫からの支出は一切生じないものである。また、国の承認は、県が通常利子補給する際の書類に県の意見書を付しているのみで、国も県と同様に「償還の可能性」について審査していると思われる為、事務手續が重複していると考えられる。 以上のことから、本県では融資の迅速化や漁船の代船建造円滑化のため国の関与の簡素化が必要と考える。	漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号の括弧書及び第1号口、同法施行令第4条第1号	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会
89	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	沿岸漁業改善資金の融資に係る保証方法の見直し	中小漁業融資保証法により、融資機関が融資する場合に漁業信用基金協会による機関保証を受けることができるが、これを都道府県直貸方式の場合であっても、保証可能にすること。	【現行制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、都道府県が国の補助金を受け資金を造成し、沿岸漁業従事者等の漁業経営又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無利子で貸し付ける制度資金である。 沿岸漁業改善資金助成法により、本資金の貸付けを受ける者に対しては、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならないとされている。本県の場合、沿岸漁業の経営を開始するために必要な資金(漁業経営開始資金)を借し付ける際のみ、保証人に加え融資対象物件を担保として徴求しているが、それ以外は保証人の設定のみである。 【支障事例】 現在、法務省で検討されている民法改正(債権関係)の中で、保証人保護の方策の拡充が検討されている。この拡充により、保証人になろうとする者は、公正証書で保証債務を履行する意思を表示しなければならず、借受人は保証人の確保が難しくなるとともに保証人設定の手續が今まで以上に煩雑になる可能性がある。 漁船などの物的担保については、担保の設定や管理に関する事務を、行政機関(都道府県)が行うことは難しい。 【懸念の解消策】 中小漁業融資保証法第1条により、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等を保証の対象としているが、沿岸漁業改善資金は、都道府県直貸方式の資金のため、機関保証の対象外となっている。上記、民法改正が行われれば、保証人確保が難しくなる可能性もあり、中小漁業融資保証法第4条における保証対象の見直しを行っていただきたい。 なお、県の直接貸付を機関保証の対象とする制度の見直しに当たっては、地方に過度な事務負担を強いることがないよう、十分留意した改正としていただきたい。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項 中小漁業融資保証法第4条	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
90	B 地方 に対する規制 緩和	その他	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業に係る提出書類の簡素化	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業について、進達事務の効率化と漁業者の負担軽減を図るため、農林水産大臣に対し一覧表方式により届出・報告が行えるよう見直しを行うとともに届出に係る添付書類のうち、漁船原簿謄本を不要とするよう措置すること。	【現行制度の概要】 小型するめいか釣り漁業等の届出漁業を営もうとする者は、省令に基づき農林水産大臣に操業期間ごと及び船舶ごとに定められた様式に指定された添付書類(漁船原簿謄本等)を添えて届出を行い、また、操業期間終了後は漁獲成績報告書を提出している。 これら関係書類は、県を経由して提出することとなっていることから、県は漁業者から提出を受けた内容を十分確認のうえ、水産庁に進達を行っているところである。 【支障事例】 本県においては、届出漁業のうち小型するめいか釣り漁業の本県届出件数は500件以上で、届出や報告に伴う内容確認と進達は同時期に行うため、多大な事務作業となる。 【制度改正の効果】 届出や漁獲成績報告書の提出にあたり、一覧表形式による提出方式を導入し、また、添付書類のうち漁船原簿謄本については、県が漁船情報を管理していることから、これを不要とすることで、県の進達事務の効率化と漁業者の負担軽減(漁船原簿謄本交付手数料)を図ることができる。 【類似事務の状況】 沿岸くろまぐる漁業は広域漁業調整委員会指示に基づく承認制となっているが、これら承認申請と漁獲成績報告書の提出は、一覧表方式を導入しており、加えて、添付書類となっている漁船原簿謄本は省略が可能となるよう措置がなされている。(広域漁業調整委員会は水産庁所管)	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第19条、第22条	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会
217	B 地方 に対する規制 緩和	その他	漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可の廃止	漁業法及び水産資源保護法に基づき各都道府県が定めている漁業調整規則において、他県にまたがらない一県で完結する河川等における内水面漁業調整規則の改正は、各県の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう農林水産大臣の認可を不要とし、届出とすること。	【具体的な支障事例】 内水面における禁漁区域等の設定については、内水面漁業調整規則の改正が必要であるが、改正の手続きには国の認可が必要である。その手順は、①水産庁担当者による内容確認、②事前協議(公文)、③事前協議了解通知、④内水面漁場管理委員会諮問・答申、⑤規則改正認可申請、⑥認可となり、早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない。 規則改正が必要な千代川大口堰周辺については、平成23年以降、毎年委員会指示を発令して周年禁止としているが、遊漁者の違反が年数回繰り返されている。規則違反の場合は、警察に通報し違反者の指導や検挙を行っているため、抑止効果が高い。一方、委員会指示違反の場合は、直罰規定がなく、罰則をかけるにはその前段として知事の裏付け命令が必要であり、処分までに時間を要し、両者の間には抑止力に大きな差がある。 (参考) 平成19年「東郷湖シジミ採取の大きさ規制等」に関する規則改正の手続きには7ヶ月を要した。現在、「千代川大口堰周辺の水産動植物採捕禁止区域の設定」に係る水産庁担当者による内容確認として資料を提出中。 【制度改正の必要性】 広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものとは考えられないため、水産庁で認可を行う必要性は低いと考えられる。	漁業法第65条第7項 水産資源保護法第4条第7項	農林水産省(水産庁)	鳥取県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
229	A 権限 移譲	その他	漁港区域内の里道・水路に係る管理権限の漁港管理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路について、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から市町村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国有のままで、境界確定等の管理事務は、国有財産法施行令の規定により、法定受託事務として都道府県が行うこととされている。 一方、漁港施設内の里道・水路は、臨港道路の底地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。 さらに、里道、水路の境界確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わるため、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。 このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与するのが適切であり、市町村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の視点から、個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	国有財産法施行令第6条第2項第1号のイ 国有財産特別措置法第5条第1項	農林水産省(水産庁)、財務省	京都府 関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
91	B 地方 に対する規制 緩和	その他	水産多面的機能発揮対策事業交付金の第1四半期交付額の上限撤廃	事業執行に支障が出ないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行うこと。	【支障事例】 国の交付金は、全国一律に第1四半期に25%を上限に概算交付され、年度内の第4四半期には協議会が確実に実施した費用のうち、交付決定額の90%を上限として請求することとなり、残額は、年度が変わった第5回の交付により精算している。 一方、事業の実施にあたっては、海域の状況や現地の実情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に藻場対策のために必要な作業は4～6月に集中しているため、第1四半期により多くの活動費が必要となっている。 【懸念の解消策】 事業執行に支障がでないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行っていただきたい。なお、上記の支障事例等については国に業務量を説明の上、全額概算交付をお願いしたが、実現しなかったため、今回、第一四半期の上限撤廃を提案するものである。	水産多面的機能発揮対策事業交付要綱	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
124	A 権限 移譲	その他	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条の改正	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)に委任されている指示・命令・調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)まで委任されている事項(JAS法由来事務)と保健所設置市までに委任されている事項(保健・衛生事項)とがあり、同一事業者に対して、都道府県・指定都市と保健所政令市がそれぞれ食品表示法に基づき権限を行使するが生じるため、食品表示に関する消費者庁、農林水産省の権限はすべて保健所政令市まで移譲することで、食品表示法の一体的な執行が可能になる。</p> <p>【現状での支障事例】</p> <p>食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルギーの表示の指導・処分の権限は保健所政令市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)にある。</p> <p>同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルギーの表示に誤りがあった場合、表示した事業者が保健所政令市内の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルギーは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。</p> <p>また、都道府県と市のそれぞれが、指導にするか、処分まで至るか判断するため、同一食品について、その判断が分かれる場合もありうる。</p> <p>さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応できないもの(市の窓口を紹介)とがあり、疑義事案の資料提出、報告も都道府県と市あてそれぞれにならざるを得なくなり、負担となる。</p>	食品表示法第15条 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	内閣府(消費者庁)、農林水産省	岡山県

経済産業省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
32	A 権限 移譲	その他	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	<p>【提案にあたっての基本的な考え方】</p> <p>経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。</p> <p>【制度改正の必要性等】</p> <p>各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。</p> <p>府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分であれば、処分の効果は限定的となる。</p> <p>現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生の都度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に網をかけていくことが重要である。</p> <p>一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことができる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。</p> <p>なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。</p>	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する法律施行令第19条	経済産業省 内閣府(消費者庁)	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
54	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	コージェネレーション設備に係る緑地率等の緩和	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、コージェネレーション設備を追加すること。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できるため、省エネ、省CO2に非常に効果的であることに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも資するものである(コジェネのエネルギー効率は約75%~80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%)。</p> <p>太陽光発電施設と同様、コジェネの設置実績も蓄積され2014年3月末時点で累計1,000万kW(原発10基分)を超えた。環境負荷低減技術も低NOx化を始めとし、騒音対策、振動対策等多岐に渡り実施されている。</p> <p>長期エネルギー需給見通し(案)(平成27年6月経済産業省長期エネルギー需給見通し小委員会事務局作成)では、2030年のコジェネの発電電力量は電源構成の11%(1,190億kwh程度)の導入促進を図るとしており、コジェネの推進は必須である。</p> <p>埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその重要な柱として位置付けている。そのため、工場立地法施行規則第4条(緑地以外の環境施設)にコジェネ設備を追加し、緑地面積率・環境施設面積率に算入することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>市街地に立地する食品工場(神奈川県内)では、敷地が狭く、近隣の住民対策上もコジェネを設置できる場所が限られているため、コジェネに必要な面積(約70㎡、発電能力300kw)を確保できず、設置を見送ったケースがあった。</p>	工場立地法施行規則 第4条	経済産業省	埼玉県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
175	A 権限 移譲	産業振 興	工場立地法第4条の2 の緑地面積率等に係 る地域準則の条例制 定権限等の町村への 移譲	工場立地法第4条の2の緑地面 積率等に係る地域準則の条例 制定権限等の都道府県から町 村への移譲	工場立地法に基づく特定工場の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限については、都道 府県から市まで移譲されているが、企業立地促進法の特例が適用される場合を除き、町村には権 限がない。 このため、周囲の環境と調和のとれる範囲で町村独自の企業支援施策を講じることができない状 況にある。 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を展開するた め、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲を求める。 なお、昨年の提案募集で新潟県聖籠町からの提案に係るやり取りの際に経済産業省から「条例制 定権限を移譲する場合は、併せて必要不可欠」とされた経緯も踏まえ、工場立地法に係る事務(届 出受理、審査、必要な場合には勧告、変更命令、罰則適用)についても、併せて移譲を求める。	工場立地法第4条の 2、第6条、第7条、第 8条、第9条、第10条 等	経済産業省	全国町村会
106	A 権限 移譲	産業振 興	工場立地法における 緑地面積率等に係る 地域準則の条例制定 権及び届出等の事務 の町村への移譲	工場立地法の緑地面積等に係 る地域準則の条例制定権限及 び届出等の権限を都道府県から 町村へ移譲する。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地面積等の緩和を行う場合に は、基本計画への区域の位置付けを県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済 産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。こ うしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講じることが町村では困難となっている。 市と比較すると、スピード感に欠けることから、町村の条例制定権の拡大を求めるものである。 市の場合、周辺環境との調和をより向上させる必要がある区域については、工場立地法により緑 地面積率等を独自に設定することが可能であるが、町村の場合、現行制度では緑地面積率等の 独自設定は不可能となっている。 現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であ るが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権 の拡大が必要である。	工場立地法第4条の 2、第6条～第10条	経済産業省	栃木県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
291	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	開発許可に係る技術 基準の緩和(緑地帯 その他の緩衝帯の配 置)	都市計画法第33条第1項第10号 に規定する緑地帯その他の緩衝 帯の設計基準について、工場用 地を目的とする開発行為であっ て、工場立地法第4条第1項の 規定に基づき公表する工場立地 に関する準則第4条に規定する 環境施設の配置基準を満たす設 計がなされている場合は適用を 除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定 されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定に より、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。 一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割 合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められている ものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。 工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第 28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針は あるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・ 幅員を特定された上で求められる。 しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成 されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法 に係る適用除外規定を設けることを提案する。 【制度改正の効果】 現在、開発許可による造成を念頭に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周 辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定される が、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要がある。制度改正 が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	都市計画法第33条第 1項第10号、都市計 画法施行令第28条の3、 都市計画法施行規則 第23条の3、工場立 地法第4条第1項第1 号、工場立地に関す る準則第2～4条	国土交通省、経済産業 省	栄町
302	A 権限 移譲	産業振 興	企業立地促進法に基 づく基本計画の協議 申請及び企業立地計 画・事業高度化計画 の認証に係る権限の 移譲	企業立地促進法に基づく基本 計画の作成にあたり、指定都市 の市域内のみを対象とする基本 計画については、これまで都道 府県と連名で行っていた協議申 請を、指定都市単独で申請がで きるようにすることを求める。 あわせて、事業者が各種支援 措置を受けるために必要な「企 業立地計画」及び「事業高度化 計画」の承認権限を、都道府県 から指定都市に移譲することを 求める。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画にお いては、指定都市のみが事務局となり、基本計画を作成しているケースが見受けられる。 計画の策定にあたり、インフラ整備や農地転用等の企業立地に関する手続き等、都道府県が実 施する事業も検討する必要があるため、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会における協 議を経て作成している。協議会の委員に都道府県が加わっていることで、計画策定について都道 府県が関与できる機会は確保されている。 また、事業者が同法に基づく各種支援措置を受けるためには、「企業立地計画」または「事業高 度化計画」を都道府県知事に提出し、その承認を受ける必要がある。しかし、承認事務については 都道府県単独で行われて市町村に情報提供がなされないため、県市の情報共有について問題が ある。 【支障事例】 昨年度末で基本計画の期限が終了するため、新規計画の策定に向けて県と協議を行ったが、原 案の作成から国への協議提出まで約9か月を要した中で、うち相当の時間を県との事前調整(計 画内容の説明、県担当部署への意見照会)に費やしている。 また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認過程において、基本計画を策定した指定 都市側との協議の場が制度化されていない。市域内における企業支援施策を推進するため、これ らの計画の承認を基本計画を策定した指定都市に権限移譲し、企業の事業計画等の情報一元化 を図る必要がある。	企業立地の促進等に よる地域における産業 集積の形成及び活性 化に関する法律第5 条、第14条及び第16 条	経済産業省	千葉市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
123	A 権限 移譲	産業振 興	中心市街地活性化法 における大規模小売 店舗の立地に係る特 例区域指定権限等の 中核市への移譲	現在、都道府県が持っている 大規模小売店舗立地法に関する 届出の事務処理と中心市街地 の活性化に関する法律の大規 模小売店舗立地法の特別区域 (特例1種、特例2種)の設定に 関する事務処理や権限を県から 中核市に移譲してもらいたい	【支障事例】 今後、松山市の中央商店街で再開発に関する協議会を設立し、当市も協力して当該事業を進めて いく予定であり、その他の区域でも再開発の相談を受けている。 再開発では、商業施設の建設は必要不可欠であり、中心市街地の活性化に関する法律(以下、 法という。)にある第一種特別区域、第二種特別区域の指定が有効であると考えているが、指定ま では、①協議会を設置して市が指定区域案を作成し、住民に対し説明会を行った上で、指定要 請を県に提出し、②県が審議会で意見を図る等している。 法第37条6項等で都道府県等は、特別区域案の作成に当たって必要なときは公聴会等の住民等 の意見を反映させる措置を講じる旨記載されているが、県の方針で住民への説明会は市で行うと されており、説明会を開いたうえで、県へ指定要請を行っているものである。現在、当市では3カ所 が第2種特別区域となっているが、要請した区域案と全て同じであり、効率が悪く、迅速に進めてい きづらい。 例えば、平成26年度に第2種区域を指定要請した際には、要請から県の指定まで2か月強か かった(2月24日要請→5月1日指定)が、当市に権限が移譲されていれば、協議会で県の審議会 と同様の議論を行うなど工夫することで、1カ月短縮することができた。 【必要性・解消策】 再開発と特例手続きを当市で一括して進めていくことで効率的な事業実施が可能であり、ひいて はコンパクトシティの実現にもつながるため、特例区域の指定に係る権限を中核市に移譲してほし い。特例の実施は基本計画にも記載し、同意を得ているのであるから、中核市で実施して問題ない ものとする。 なお、その前提として、本則である大店法の届出等も中核市への移譲も併せて求める。	中心市街地の活性化 に関する法律 第37条、38条、39 条、65条 大規模小売店舗立地 法第5条、6条、8条、 9条等	経済産業省	松山市
324	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	大規模小売店舗立地 法における店舗面積 当たり日來客数及び 自動車分担率の原単 位の緩和	店舗面積当たり日來客数と自動 車分担率について、東京都の特 別区内における原単位の扱い を、既成市街地でも適用できるよ う、指針の基準を見直す。	【改革すべき指針の根拠条文】 大規模小売店舗立地法第4条第2項2号イ駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺 の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 【指針改正の内容】 駐車需要の充足等交通に係る事項①駐車場の必要台数の確保について、注2)「東京都の特別区 内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の「自動車分担率」 については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。」を都市計画法による既成市街地部 分にも適用する。 【指針の改正の必要性】 本指針の基準によれば、既成市街地における公共交通が充実した駅前地区であっても、東京都の 特別区以外では、より多くの駐車台数確保が必要のため、効率的な再開発が進まない要因の一つ となっている。 本指針には、「地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行う ことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需要調整的な運用を行うこ とはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはなら ず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要で ある。」と明記されるも、緩和の基準には「東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合」と、区域 のみが示されているため、前述した地区であっても地区特性に適した対応がなされず、運用の公平 性、透明性が確保できていない。 結果として、大規模小売店舗立地法の目的(第1条)である国民経済及び地域社会の健全な発展 並びに国民生活の向上に寄与することが進まないことから、本指針についても、より地域の事情を 反映した弾力的な運用が進められるよう基準の見直しが必要と考える。	大規模小売店舗を設 置する者が配慮すべ き事項に関する指針 (平成19年2月1日経済 産業省告示16号) 注2)「人口」とは、立 地市町村の行政人口 をいう。(「C:自動車分 担率」について同じ。) なお、東京都の特別区 内に当該店舗が存在 する場合は、「日來客 数」については「人口 40万人以上」の、「自 動車分担率」について は「人口100万人以上」 の原単位を用いるもの とする。	経済産業省	三鷹市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
64	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法上の許可を受ける義務の廃止	LPガス新型バルクローリ※1について、民生用は液石法※2の充てん設備の許可を受け、工業用は高圧ガス保安法(高圧法)の移動式製造設備の許可を受けて使用されているが、適用される技術基準は同等であり、一部の規定は液石法が優先して適用されることから、高圧法の許可を不要とする。 具体的には、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 ※1 LPガスをタンクに充てんするためのポンプを有するタンクローリで、一定の安全装置等を備えるもの ※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	【提案理由、規制緩和の必要性】 LPガスの新型バルクローリは、主に民生バルク貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。一方、工業用(工場等への供給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要とされている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルクローリは液石法の規制の下で安全に使用されており、十分保安が確保されている。 このため、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 【具体的な支障事例】 事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20,100円(許可申請及び完成検査)及び申請書の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。 【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減	液石法 第37条の4第1項 高圧ガス保安法 第5条第1項(又は第14 条第1項)	経済産業省	富山県
65	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	高圧ガス保安法におけるコールドエバポレータに係る第二種貯蔵所届出義務の廃止	高圧ガス保安法の「第二種製造者」として届け出た「一定規模のコールドエバポレータ」については、同法の「第二種貯蔵所」としての届出は不要とする。 具体的には、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、コールドエバポレータについて第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 次の規模に該当するコールドエバポレータは、事業者が「第二種製造者」(高圧ガス保安法第5条第2項第1号)、「第二種貯蔵所」(第17条の2第1項)の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と比較し、第二種貯蔵所に追加的に適用される規制が帳簿の記載・保存義務(第60条)のほかはなく、両方について届け出ること、事業者にとって手続きが煩雑であり、負担が大きい。 このため、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、第二種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。 ■処理能力 1日30m ³ 以上100m ³ 未満(比較的安全な不活性ガスの場合は1日30m ³ 以上300m ³ 未満) ■貯蔵量 300m ³ 以上1,000m ³ 未満(不活性ガスの場合は300m ³ 以上3,000m ³ 未満) 【具体的な支障事例】 事業者は、第二種貯蔵所の届出に関する書類(A4紙ファイル1冊分)の作成が負担となっている。 【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減	高圧ガス保安法 第5条第2項第1号 第17条の2第1項 第60条	経済産業省	富山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
201	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	高圧ガスの製造等の 許可等に係る事務・権 限(特定製造事業所 等に係るもの)の指定 都市への権限移譲	「平成26年の地方からの提案 等に関する対応方針」(平成27 年1月30日閣議決定)において、 指定都市の区域内における高圧 ガスの製造等の許可等に係る事 務・権限(特定製造事業所等に 係るものを除く。)を都道府県か ら指定都市に移譲するとされ、法 令整備が進められているが、特 定製造事業所等に係るものにつ いても指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 高圧ガスの製造等の許可等に 係る事務・権限の移譲は、「消防 法に基づく危険物の保安業務と 一体的に事業者への指導監督を 行うことによる、保安体制の充 実」を目的としており、近年、 重大事故が発生している特定製 造事業所等に係る事務・権限を 移譲対象から除外することは、 本来の目的に逆行しているとし か考えられない。経済産業省産 業構造審議会保安分科会高圧ガ ス小委員会(平成27年3月12 日開催)では、移譲対象から除 外する理由として、「爆発等の危 険のある高圧ガス、危険物及び 毒劇物等が多数の設備機器に大 量に集積されており、しかも、 それら設備機器が近接して設置 され、生産プロセス上相互に密 接な一体関係に置かれているこ とから、災害発生時には、その 被害が市域を越えて広域的なも のとなる恐れがあるため。」と されているが、指定都市は現在 もコンビナート地域に所在する 危険物製造所等の設置の許可等 の事務及び災害対応を行っている こと、及びコンビナート地域にお ける災害発生時は、石油コンビナ ート等災害防止法に基づき災害 の拡大防止等が図られることか ら、当該理由に矛盾が生じてい る。なお、被害が市域又は県域 を越えて広域的なものとなった 場合でも、消防相互応援協定や 緊急消防援助隊の制度により現 在も対応している。 また、特定製造事業所等の施設 の多くは、消防法及び高圧ガス 保安法の規制を受ける施設(高 危険施設)であり、申請窓口を一 本化して事業者の負担を軽減す るという地方分権の基本的な考 えから外れるものである。	改正後の高圧ガス保 安法第79条の3	経済産業省	指定都市市 長会
294	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	動物生態調査用遠隔 測定発信器に係る火 薬類取締法の規制緩 和	野生動物対策を効果的に進める ために、一定量以下の火薬類を 使用する動物生態調査用遠隔 測定発信器について、無許可譲 受での購入を可能とする、又は、 届出制とする等の取扱いとする。	【具体的な支障事例】 野生動物調査用に用いられる首 輪型の遠隔測定発信器は平成24 年度の経済産業省での検討を 経て、火薬を使用した発信器は、 火工品として火薬類取締法の規 制対象とされた。 他方、神奈川県では、通常の有 害鳥獣対策では対応が難しい高 標高域でシカが高密度で定着し 、シカの採食による林床植生の 著しい衰退や、植生が消失した 場所での土壌流出が深刻化して いることから、森林が持つ水源 涵養機能の喪失等、従来の農林 業被害を超える社会的リスクが 非常に高まっており、クマ等の 人里出没等の問題にも影響して いる可能性がある。こうした状 況の下、広域で野生動物の行動 を調査することがますます重要 になっている(環境省が所管す る法律、ガイドライン等や農林 水産省の「野生鳥獣被害防止マ ニュアル」でも科学的データに 基づく野生動物の保護及び管理 の重要性が示されている)。 しかし、火薬類取締法において 発信器の譲渡又は譲受に許可が 必要となっているため、譲渡の 許可申請を行い、許可を受けて から発信機を発注して納品され 使用可能となるまでには、概ね 3ヶ月以上を要し、迅速な調達 が困難であり、特にクマの人里 への執着が多発するなど突発的 な場合の対策等に支障を来すお それがある。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では基本性能の高さ、脱落 回収の作動の確実性から、脱落 装置に火薬を用いた発信器を採 用している。動物の出没状況に 応じて臨機応変に対応し、一連 の作業を円滑かつ迅速に実施す るためには、発信器について無 許可譲受で購入可能とする、又 は、届出制とする必要がある。	火薬類取締法第17条 第1項	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
74	A 権限 移譲	環境・衛 生	・採取計画の認可事 務等の都道府県から 市町村への移譲	県等が所管する砂利採取法に 基づく権限のうち、砂利採取計 画の認可事務等について、市町 村がその役割を適切に担えるよ う権限移譲を求めるもの。	富山県は、南部に北アルプス・立山連峰といった山々を有し、山に積もった雪は、春先に雪解け 水となり、地表や地中に流れ入ります。 このような地理的要因もあり、本県は豊富な地下水資源を有しており、昭和60年には環境庁（現 在の環境省）が、きれいな水で、地域住民等による保全活動がなされている名水や故事来歴を有 する名水を選定した「昭和の名水百選」と、平成20年に選定された「平成の名水百選」にそれぞれ4 か所ずつ、合わせて8か所が選ばれています。 このような環境のなか、陸砂利採取を地域の実情が勘案されないまま認可されれば、貴重な地下 水脈の毀損や、泥水の混入等による飲用地下水、海洋の汚染等がすすみ、生活・環境などの面 で悪影響が出るのが懸念されます。 砂利採取法第36条では、採取業者から砂利採取計画の認可（変更含む）の申請があった時及び 採取業者に処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務が課され ていますが、本県では防災上問題がある場合にのみ県と関係市町村が協議することができることとさ れており、その他の理由では県が行う認可・不認可について、市町村が関与する余地がない状況 です。 このような状況のなか、いったん問題が発生してしまえば採取前の環境に戻すことは難しく、市内 では、採取の認可が下りた場所から地下水が漏れ出し、溢れかえっているというような事例も発生 しています。また、採取した場所を埋め戻す際、ダイオキシンなどで汚染された土壌を使用していた 場合、土が締まっておらず、降雨や水田の再開などで汚染物質などが地下水に流入し、健康被害 が発生し、通報のあった時には手遅れである。といった問題が懸念されます。 このことから、地域の実情にあわせて適正な砂利採取が行われるよう、今回の提案募集で権限 の移譲を要望するものです。	砂利採取法 ・採取計画の認可 《法第16条》 ・認可の基準《法第 19条》 ・変更の認可等《法 第20条第1項・同2項 ・同3項》 ・認可採取計画の変更 命令《法第22条》 ・緊急措置命令等 《法第23条第1項・同2 項》 ・廃止の届出《法第 24条》 ・認可の取消し等《法 第26条》 ・報告の徴収《法第 33条》 ・立入検査等《法第 34条2項》 ・都道府県知事への通 報等《法第36条第3 項》 ・聴聞の特例《法第 38条第1項》 ・国等に対する適用	経済産業省	滑川市
76	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	特定計量器(質量計) 定期検査の規制緩和	特定計量器(質量計)定期検査 周期(2年に1回)の規制緩和に ついて	【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】 特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前 提とした昭和26年当時から現在の計量法に至るまで継続されている。 実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わなければならない 状況である。 平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品と なっており、計量器の信頼性が高まっており、昭和26年当時とは状況は大きく異なっている。実際、 本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以下(うち全てが平成17年以前に製造の計量 器)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保 されていると考える。 また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手 段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの 規制緩和が必要ではないかと考える。	計量法第19条1項 計量法第21条1項	経済産業省	郡山市 太子町 田川市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
161	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	特級基準分銅の検査 証印有効期間の延長	基準器検査規則第21条の二の ハにより、有効期間が3年に定め られているが、一級基準分銅の 有効期間と同様、5年と緩和して いただきたい。	【制度改正の必要性】 基準器(特級基準分銅)は基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められて いるが、校正施設(産業技術総合研究所つくばセンター(※))への輸送等に多くの費用(搬送委託 の場合は5万円程度、直接持込の場合は6万5千円程度)が必要であること、検査期間も1~2ヶ月 を要すること、また、輸送による振動や損傷等のリスクがあること等、支障が生じている。 ※平成26年4月から、大阪でも実施していた法定計量業務がつくばセンターに集約されたため、検 査を受ける際は、全都道府県のどの自治体であってもつくばセンターへ輸送や直接持込を行うこと となっている。 加えて、特級基準分銅の使用頻度は、年間2回程度と少ない。 経済産業省の計量制度検討小委員会の平成20年の報告書においても「取引又は証明における 当事者同士が計量に関する技術的知見を有していたり、JCSS35の校正証明書や民間による第 三者認定・認証制度など取引相手の正確計量についての確認手段が充実してきていることや、 ハードウェアの性能が向上し、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する可能性が低いことを 踏まえ、計量器毎の使用実態を見つつ、国や地方公共団体の関与を真に必要なものにする」と記 載されているとおり、手入れ等の管理を万全にしていれば、有効期間が延長されたとしても合格基 準を満たす可能性が高い。実際に、岐阜市においては、これまで不合格となった実績はなく、自治 体の計量業務の適切な実施の観点から見て、過度な規制ではないかと考えられる。 特級分銅に比べ使用頻度の高い一級基準分銅の有効期間は5年であることから、これと同様に 有効期間を5年に緩和していただきたい。	計量法第104条第2項 基準器検査規則第21 条の二のハ	経済産業省	岐阜市
107	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業・小規模事 業者ワンストップ総合 支援事業の都道府県 への移譲	各都道府県の中小企業・小規模 事業者ワンストップ総合支援の 体制整備に必要な「よろず支援 拠点」及び「コーディネーター」選 定等の事務を、必要となる人員、 財源とともに、中小企業庁から各 都道府県へ移譲する。	【制度改正の必要性】 中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、地域 の実情に応じて、長期的な視点に立ちながら重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ま しい。 支援の質を一定以上にすることが必要だとすれば、国の要領等やコーディネーター等を対象とした 研修会等を国が実施することで都道府県間のレベルの統一等は可能と考える。 【支障事例】 所謂小規模基本法、小規模支援法の趣旨に基づく、小規模企業の持続的な発展や県、市町で策 定中の地方創生総合戦略の着実な推進のためには、各種支援機関同士の緊密な連携により、国 のみならず県、市町の施策を多くの企業に有効に活用してもらうことが重要である。 栃木県においては中小企業支援の中核的な役割を担う(公財)栃木県産業振興センターが事業を 受託しているが、当該センターと「よろず支援拠点」の2つの総合的支援窓口があることや、地方公 共団体の関与がないため、地域で実施している各種支援事業と連動した効果的・効率的な運営が できていない。 「よろず支援拠点」には市町との連携に関するノウハウが無く、連携が必要な際には、県の関与が 必要であり非効率的である。また、「よろず支援拠点」の支援情報等が県にないため、商工団体等 と連携して実施するセミナー開催等について、事前に県の事業との棲み分けができない。 中長期的な視点に立った、県、市町、商工団体等支援機関の連携による伴走型支援体制を構築 する中、国の方針によってその存立が左右される「よろず支援拠点」を位置づけることが難しい。 【財源スキーム】 経産省→県(交付金)→よろず支援拠点(委託費)	中小企業・小規模事業 者ワンストップ総合支 援事業公募要領	経済産業省(中小企業 庁)	栃木県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
292	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業・小規模企 業者ワンストップ総合 支援事業(よろず支援 拠点事業)の移譲等	県が行っている中小企業支援事 業の更なる強化を図るため、国 が実施している中小企業支援事 業(よろず支援拠点事業)の移譲 又は国・県で協調した事業の実 施を求める。	【具体的な支障事例】 県が中小企業支援センターに設置する「ワンストップ相談」の窓口と、国が設置する「よろず支援 拠点」の窓口が分かれていることで、どちらにどのような相談をすべきかが不明確で相談者にとつ て分かりにくい状態となっている(別添参照)。 また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろず支援拠点に配置し ている「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず 別々に任用しているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じ ている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 権限移譲等により、都道府県の実施する事業と連携し、地域の実情を適切に反映することで、よ り効果を上げることが期待される。また、「マネージャー」と「コーディネーター」の業務を可能とす る、「よろず支援拠点」における相談管理のための「相談カルテ」を支援機関の実情に合わせてカス タマイズ可能なものとして、相談案件の一体的管理を可能とするなど、運用を改善した上で、都道 府県支援センターで長期的に取り組むことが出来るようにすれば、サービスの面でも、支援スキル の浸透の面でも、より実効をあげることが出来る。	中小企業・小規模事業 者ワンストップ総合支 援事業公募要領	経済産業省 (中小企業庁)	神奈川県
183	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	セーフティネット保証 (5号:業況の悪化して いる業種)の認定要件 への「利益率減少」の 追加等及び指定業種 の見直し	中小企業への支援を充実し、 地域の維持・発展を図るため、 円安による原材料の高騰等にも 対応するよう、認定要件に「利益 率減少」を加えるとともに、とりわ け事業基盤が比較的脆弱な小 規模企業については、認定要件 の更なる緩和を求める。 併せて、指定業種の見直しを 求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を対象としたセーフティネット保証(5号) の認定に当たっては、「売上高が前年同期比5%以上減少している」又は「原油等について、仕入 価格が20%以上上昇しているにも関わらず製品価格に転嫁できていない」ことが要件となっ ているが、売上高の減少に歯止めがかかっている、又は持ち直しているものの、円安による原材料(原油 等以外も含む。)の高騰や人件費の増加等の影響で、利益率が悪化している中小企業も少なく ないと考えられる。 また、指定業種数が見直し等により減少しており(※)、この結果、本市では、京都ならではのもの づくり産業(伝統産業関連業種)のうち、清酒製造業(日本酒)や絹・人絹織物業(西陣織)等が指定 から除外され、資金繰りに窮するなど、衰退の危機にさらされている事業者もある。 ※全業種(1133業種)を指定対象とする措置が終了した平成24年11月1日時点:686業種 →平成27年4月1日時点:254業種(△432業種、△63.0%) 【見直しによる効果】 当該認定要件の緩和及び指定業種の見直しにより、中小企業への支援が充実され、地域の維 持・発展に寄与することができる。	中小企業信用保険法 第2条第5項第5号 特定中小企業者認定 要領4(5)	経済産業省	京都市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
270	A 権限 移譲	産業振 興	小規模支援法に基づく経営発達支援計画の認定、変更等に係る経済産業大臣権限の都道府県への移譲	小規模支援法(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)に基づき (1)商工会・商工会議所が作成する「経営発達支援計画」に関する認定・公表、変更、取り消しの権限を都道府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に係る事務権限(補助要件の設定、公募、審査・採択、補助金交付等)を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 小規模事業者に対する支援は、三位一体改革の中で国の地方への関与が見直され、都道府県が関係機関等との連携・協力の下に地域の特性や実情に応じた支援施策を展開しているところであるが、平成26年9月に施行された改正小規模支援法では、「経営発達支援計画」の認定等の事務は国の役割とされ、審査の過程で都道府県への参考意見の照会はあるものの、都道府県が直接関与出来ない仕組みとなっている。こうした仕組みの導入を契機に、今後、国の関与の強化や都道府県を介さない補助金の拡大なども懸念される。 【支障事例等】 経営発達支援計画の認定審査は、国が審査会を開催し外部有識者による評価が行われているが、書面審査にあたる外部有識者や民間のコンサルタント等は各地域の実情を熟知しているとは必ずしも言えない。 第1回認定作業が当初は平成27年3月末の予定で進められていたが、大幅にずれ込み、平成27年5月末においても認定時期が明確に示されていない。 また商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング調査等を支援する、小規模事業推進対策推進事業における「改正小規模支援法に基づく伴走型支援に関する補助金」については、未だその詳細が示されていない状況である。 【効果・必要性】 各都道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行うことにより、全国一律の基準により計画の認可が左右されることなく、より地域の特性や実情を反映した支援計画の策定が可能となる。 各都道府県が商工会等に交付するスキームとすることで、地域特性や小規模事業者の実情に応じた補助事業の要件設定が可能となり、より効果的に小規模事業者が支援できる。	小規模支援法第5、6条 改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に関する補助金	経済産業省(中小企業庁)	兵庫県、滋賀県、京都府(1)のみ、和歌山県、関西広域連合
293	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業再生支援に関する事務の移譲等	県が、創業から再生まで、企業の成長段階に応じた一貫した支援を主体的に実施するため、国が行っている中小企業再生支援事業の移譲又は県の関与の拡大を求める。	【具体的な支障事例】 小規模企業を含む中小企業が、地域で事業を持続し、成長発展していくためには、企業の発展段階に応じ、地域の実情を適切に反映したきめ細かな支援を実施していくことが不可欠であり、再生支援業務についても、県が、地域の実情や再生支援に至るまでの支援の経緯も踏まえながら主体的に関与することが望ましい。 しかし、例えば、法律や平成25年の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」上、中小企業再生支援について国と地方公共団体が相互に連携して取り組むこととなっているが、県の職員が参加して行う協議会の全体会議は、通常年1回の開催であり、会議で配布される支援先の情報も会議終了後直ちに回収される状況である。 また、協議会が持つ支援先企業の情報について、協議会事務局職員以外の県支援センター職員には一切開示がされず、県及び県支援センターは主体的に支援に関与できない状況となっている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 県及び県支援センターとの実質的な連携を確保し、支援先に関する情報を共有し、県支援センターが主体性を発揮できる仕組みとした上で、支援手法によって協議会事業と支援センター事業で役割分担する(例えば、債権者調整は協議会、経営改善は支援センターなどとする)ことや、プロジェクトマネージャの選任のプロセスへの県の実質的関与を強化することで、県支援センターの一貫した支援の範囲を拡大することが出来る。 なお、金融検査上や税制上の取扱いを維持した上で、再生支援を一層推進していくため、国において金融検査マニュアルなどの整合が図られた適切なマニュアルを整備し、都道府県と共有するべきであると考え。	産業競争力強化法第127条、第128条	経済産業省(中小企業庁)	神奈川県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
313	A 権限 移譲	産業振 興	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	創業から創業後のフォローア ップまで一貫した支援を、地方が、 地域の実情に応じて、主体的・ 効果的に行えるよう次のとおり提 案する。 ① 創業支援事業計画の認定権 限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金 に係る権限及び交付事務に係る 財源を都道府県へ移譲	地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組みが必要であり、創 業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支 援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対 し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援 に取り組める環境にない。 そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で 積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業と の一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した 創業支援を行うことができる。また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、 (公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に 努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度か らは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催 や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。 しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関 係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少する とともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して 同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の 交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた 募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能 であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。 以上ことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び 財源の都道府県への移譲を提案する。	産業競争力強化法 第113条、114条、137 条3項 創業・第二創業促進補 助金	総務省・経済産業省	香川県 徳島県
52	A 権限 移譲	産業振 興	創業支援に関する事 務・権限の都道府県 への移譲	経済産業局等が行っている創業 支援に関する事務・権限を都道 府県へ移譲し、集中させること。	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町 村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを有 する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップでより効果的・効率的に行 える。 創業支援については、国と都道府県がそれぞれ創業者等への支援事業を展開しており、典型的 な二重行政となっている。本県では、創業支援の取組として、平成16年に創業・ベンチャー支援セ ンター埼玉を開設しており、平成26年度までに2,235社の起業実績を上げている。国と都道府県に 分かれている創業支援を都道府県が一元的に行えば、こうした創業支援の実績を活用し、日頃の 市町村や商工団体とのネットワークを生かして、より効果的な支援を行うことができる。 【支障事例】 身近な県で創業に向けた助言等を受けている創業者にとって、国の補助金を利用して資金確保 するために国側の手続の窓口に向かなければならないことが二度手間になっている現実がある。 また、国の補助対象事業に適合させるため、創業・ベンチャー支援センター埼玉等とは異なる 助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。 創業・第二創業促進補助金(H24～25は地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、 25年度までは各都道府県ごとにその関係機関等が地域事務局を務めていたが、26年度からは経 済産業省が委託した民間企業1社が事務局になったので、都道府県との関係が希薄化している。	経済産業省組織規則 第231条19号等 創業・第二創業促進補 助金募集要項	経済産業省、経済産業 省(中小企業庁)	埼玉県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
230	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	地域団体商標の申請 手続の簡略化	地域団体商標の周知性に係る 出願人所在地以外の都道府県 については情報提供のみを行 い、照会を廃止する	地域団体商標については単一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を満たさないこと から、出願人の所在地以外の都道府県へも、特許庁により周知されているか照会されている。 しかし、他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添付されている 回答要領に記載されている報道、記事掲載等の実績等の周知性を回答するには、地方新聞紙な どのメディア報道実績や事業者が配布しているパンフレットやチラシ等の広報物の回付状況を調査 する必要があるが、当該実績があったとしても周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄 区域内で活動しているかも不明なため対応が困難であることから情報が無いとして回答するしか ない状況である。 実態としては、出願者自身等において周知性を証明していることから、一斉照会を廃止し、出願 人の所在地以外の都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所在地である都道府県のみ回 答するものとする。各都道府県への照会と各府県における対応、とりまとめ作業を省力化し、 手続きの迅速化を図る。	商標法第7条の2 商標法第77条第2項 特許法第194条2項 調査事項に対する回 答要領2(1)	経済産業省(特許庁)	京都府 兵庫県、鳥 取県、徳島 県
116	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	原子力発電施設地 域共生交付金の交 付対象事業への弾 力的な充当	当交付金は県が作成し、国の 承認を受けた地域振興計画に基 づき交付されるものであるが、入 札減少が生じ、執行額が事業 ごとの計画額を割り込んだ場合 には、他の事業に充当できず、 交付限度額どおりの交付を受け ることができない。 原子力発電施設地域共生 交付金交付規則第3条第3項に 規定する大臣の承認が必要な地 域振興計画の柔軟な変更等によ り、交付金が地方の実施事業に 十分活用できるような制度とし てほしい。	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入 札減少が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交 付限度額どおりの交付を受けることができない。 (当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるもので あり、本県の場合、核燃料サイクル交付金では基金を造成しているのに対し、共生交付金は当該 年度での実施事業費を申請している。 共生交付金もサイクル交付金と同様に、基本的には、入札減少などの発生により、その年度の その事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地 域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 現在のところ、地域振興計画書に位置付けた個別事業ごとの交付金充当額に変更は生じていな いが、今後、事業最終年度に入札減少が発生し、個別事業ごとの事業費に充当できず、個別 事業間での流用ができなければ、サイクル交付金と同様に、交付限度額(25億円)どおりの交付を 受けることができない懸念がある。) 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当する ことにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の原子力発電施設の長 期的な運転の円滑化に資することができる。	原子力発電施設地 域共生交付金交付 規則第3条	経済産業省(資源エネ ルギー庁)	愛媛県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
117	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	核燃料サイクル交付 金の交付対象事業へ の弾力的な充当	当交付金は県が作成し、国の 承認を受けた地域振興計画に基 づき交付されるものであるが、入 札減少が生じ、執行額が事業 ごとの計画額を割り込んだ場合 には、他の事業に充当できず、 交付限度額どりの交付を受け ることができない。 核燃料サイクル交付金交付規 則第3条第3項に規定する大臣 の承認が必要な地域振興計画 の柔軟な変更等により、交付金 が地方の実施事業に十分活用 できるような制度としてほしい。	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入 札減少が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交 付限度額どりの交付を受けることができない。 (当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるもので あり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を造成し、その基金を取り崩す ことによって、地域振興計画に定めた事業を実施している。 基本的には、入札減少などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画 額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降 の同事業に充当することができることになっている。 しかし、平成22年度の伊方町の防災行政無線整備事業に要する財源は、平成21年度に交付申 請し交付決定を受け積み立てたものであり、22年度に入札減少が発生したが、単年度事業で あったため、翌年度以降に活用することができず、国へ返還した経緯がある。 本制度は60億円を限度として交付されるものであるが、本県では、この入札減少金を返還して おり、限度額どりの交付を受けることができない見通しであるため、地域振興計画の変更承認等 により、サイクル交付金を活用する予定事業の中であれば、交付申請内容と異なる事業への充当 も可能となるような制度とし、交付限度額全額の事業への充当ができるようにしていただきたい。) 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当する ことにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の 設置及び運転の円滑化に資することができる。	核燃料サイクル交付 金交付規則第3条	経済産業省(資源エネ ルギー庁)	愛媛県
98	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続に関し、 以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する状況があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり 、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>山口県 広島県</p>

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
34	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	土地区画整理事業計 画決定及び変更に伴 う意見書の取扱いの 見直し	土地区画整理事業の事業計画 の意見書については、都道府県 都市計画審議会に付議しなけれ ばならないが、指定都市の区域 内で完結する事業に係る意見書 については、指定都市の都市計 画審議会(指定都市では設置が 必須)の付議と改めるよう求める もの。	【制度改正の必要性・支障事例等】 道府県都市計画審議会の事務局である道府県の関係部署への事業内容の説明や資料のやりと り等について、市域の実情に精通した市の部局と比較すると多くの労力を費やしている。また、道 府県都市計画審議会の場合は、開催頻度が年2回前後と少ない上、開催時期の設定においても 指定都市側には基本的に調整の余地は無く、道府県の定めた開催日までタイムラグが生じるケー スがある。 【見直しによる効果】 市域の実情に精通した指定都市の都市計画審議会が審査することになる利点や、事務の簡素 化(都道府県と指定都市と連絡調整が不要)による時間の短縮が見込まれる。また、市の都市計 画審議会の場合は開催時期を調整できるため、タイムリーな審議ができる。	土地区画整理法第55 条第3項、第136条の 3、地方自治法施行令 第174条の39	国土交通省	指定都市市 長会
228	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	土地区画整理事業計 画決定及び変更に伴 う意見書の取扱いの 見直し	政令指定都市の土地区画整理 事業において、提出された意見 書を都道府県都市計画審議会 でなく政令指定都市の都市計画 審議会に付議する旨法改正する	政令指定都市が土地区画整理法第52条第1項の規定により事業計画を定めようとする際に、利 害関係者から意見が提出された場合は、同法第136条の3、同法施行令第77条、地方自治法第 179条の39により適用される土地区画整理法第55条第3項の規定により、政令指定都市の長 は、都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。 一方で、都市計画については、指定都市は都市計画法第15条により都道府県と同様の策定権限 を持ち、同法第19条により、指定都市の都市計画審議会の議を経て計画を決定するものとなっ ており、政令指定都市が都道府県都市計画審議会に付議する都市計画の案はない。 それぞれの地方公共団体で都市計画審議会を置いているならば、土地区画整理事業計画に対し 提出された意見書を付議するのは、都道府県都市計画審議会ではなく政令指定都市の都市計画審 議会とするべきである。 【支障事例】 都道府県都市計画審議会に付議するには、指定都市からの意見書に関する考え方の聴取や追加 資料の作成と確認依頼、意見書検討委員会での審議、委員への根回し(なぜ指定都市の事業を審 議するのか等の説明も含む)等の業務が生じ、照会等のやりとりや、委員への説明に一ヶ月の調 整期間を要している。	土地区画整理法第55 条第3項、136条の3、 地方自治法施行令第 174条の39	国土交通省	京都府 関西広域連 合、兵庫 県、徳島 県、京都市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
218	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	道路に関する都市計 画の「軽易な変更」の 対象拡大	都市計画法第21条第2項の都市 計画の変更について、政令第14 条で定める省令第13条の規定に より道路に関する都市計画の軽 易な変更の対象が定められてい るが、この対象を拡大し、手続き の簡素化、時間短縮を図る。	【制度改正の必要性】 道路(県管理の国道)に関する都市計画の軽易な変更については、省令第13条第3号に定められて いるとおり、線形の変更による位置又は区域の変更は、中心線の振れが100m未満、かつ、変更 となる区間の延長が1,000m未満のものに限られている。 しかしながら、一般に、航空写真等を元に都市計画決定した後、詳細な調査や測量を行った結 果、線形の変更を行う必要が生じることは、区間の延長に関わらずしばしば起こりうる。そして、詳 細な調査等に伴う変更については、国土交通大臣の協議において、議論となるものではなく、実際 に、過去5カ年(平成21年度～25年度)の協議で、計画の本質的な変更を求めるような意見が出さ れたことはない。 このことから、変更となる区間の延長が1,000m以上のものであっても、詳細な調査や測量に伴うも のなど、軽易な理由によるものについては、国土交通大臣への協議は不要とすべく、省令で定める 軽易な変更の対象を拡大し、変更となる区間の延長による縛りを廃止すべきと考える。 【具体的な支障事例、制度改正の必要性】 鳥取県では、本条件に該当する変更手続は、手続き中の案件が1件、今後予定している案件が1 件あるが、これらについて、現行制度では、標準事務処理期間である事前調整60日間、協議・同意 30日間を要することとなること、制度改正が実現すれば、手続きの簡素化、時間短縮が図られ る。 また、線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが100m未満、かつ、変更区間延 長が1,000m以上のものうち、詳細な調査や測量に伴う軽易な理由によるものは、中国5県におい て、過去5カ年の間に6件あった。	都市計画法省令第13 条第3号イ	国土交通省	鳥取県、中 国地方知事 会、関西広 域連合、滋 賀県、京都 府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、徳島県
12	A 権限 移譲	土地利 用(農地 除く)	複数府県に跨がる都 市計画区域の指定権 限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区 域の指定権限について、関西広 域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 土地利用・整備・保全の推進については、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公 共団体が自主的かつ主体的に取り組む“地方創生時代の体系へ”見直しているが、二以上の府県 の区域にわたる都市計画区域については、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているが、二以上の府県 の区域にわたる都市計画区域については、国土交通大臣が関係府県の意見を聴いて指定すること となっている。これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思わ れる。 しかし、現在、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見 調整等を図ることが可能である。 したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨 いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連 合へ移譲すべきである。 なお、府県境を越えて一体的に発展している地域として、関西広域連合域内では、大阪府豊中市と 兵庫県尼崎市、大阪府枚方市と京都府八幡市など、複数存在する。今後においても、同様の事例 が府県境を越えて開発され発展することも想定されうる。本権限が移譲され、複数府県に跨がる都 市計画区域についても地方が主体となって指定できることとなれば、一体的で調和のとれたまちづ くりを効率的に進めやすくなる。 【懸念の解消】 区域指定に当たり国の関与が必要というのであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様 に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。	都市計画法第5条第4 項	国土交通省	関西広域連 合(共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
318	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	一の市域内で都市計 画区域が完結してい る指定都市の都市計 画決定案件(国同意 不要分)に係る都道府 県協議の廃止	都市計画法第19条第3項におい て「市町村は、都市計画区域(中 略)を決定しようとするときは、あ らかじめ、都道府県知事に協議 しなければならない。」と規定さ れているが、一の市域内で都市 計画区域が完結している指定都 市においては、適用しない旨を 追加する。	【支障事例】 指定都市が都市計画決定を行うにあたり、従前は都道府県との同意協議が必要とされていたところだが、都市計画法第19条第3項の改正により、現在は都道府県と同意なし協議を行うこととなっている。しかしながら、同意なし協議においても公文書の取り交わしを行っており、実情として協議に要する期間は同意あり協議と変わらず手続きに時間を要することとなっている。特に、他の都市計画区域との関連性がなく、広域の見地からの調整を要しないものについても同様の手続きを行っており、同意から協議への変更が、都市計画手続きの迅速化、事務の効率化につながっていない。 【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項に基づく都道府県協議は、その案件の内容によらず都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定に関し、全て必要とされている。 しかし、他の市町村又は他の都市計画区域との関連がなく、一の市町村の中で完結し、他の市町村に影響がない都市計画については、広域の見地からの調整の必要性は存在しないものと考えている。また、都市計画区域マスタープラン(以下「区域マス」という。)まで決定権が移譲されている指定都市においては、適合性を図るべき都道府県が定める都市計画は存在しないと考える。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたということは、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができる」という制度を設けることで支障はないと考える。	都市計画法第19条第 3項	国土交通省	指定都市市 長会
332	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利用(農地 除く)	一の市域内で都市計 画区域が完結してい る指定都市の都市計 画決定・変更案件(国 同意不要分)に係る都 道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項におい て「市町村は、都市計画区域(中 略)を決定しようとするときは、あ らかじめ、都道府県知事に協議 しなければならない。この場合に おいて、町村にあつては都道府 県知事の同意を得なければなら ない。」と規定されているが、一 の市域内で都市計画区域が完 結している指定都市において は、適用しない旨を追加する。	【制度改正の必要性】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「区域マス」という。)の決定権限が指定都市に移譲されることになっていることを鑑みると県知事への協議を廃止しても問題ないと考えており、都市計画手続きの迅速化につながる。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに概ね2か月間程度の事前協議の後に原則4週間の本協議期間を要することとされている。本協議の回答を待って、都市計画法17条縦覧手続に入ることから、手続の迅速化といった点で、事務効率に支障が生じている。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。指定都市は、一般の市町村とは異なり、人口及び産業の集中を背景とする。大都市特有の複雑多岐な行政需要を充足するため、各種の事務事業の総合的・計画的実施を図ることが求められている。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたということは、区域マスを含めた都市計画決定の権限に関して、都道府県と同様の権限を有することであるので、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができる」という制度を設けることで県協議を廃止した場合も支障はないと本市としては考えている。	都市計画法第19条第 3項	国土交通省	横浜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
291	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	開発許可に係る技術 基準の緩和(緑地帯 その他の緩衝帯の配 置)	都市計画法第33条第1項第10号 に規定する緑地帯その他の緩衝 帯の設計基準について、工場用 地を目的とする開発行為であっ て、工場立地法第4条第1項の 規定に基づき公表する工場立地 に関する準則第4条に規定する 環境施設の配置基準を満たす設 計がなされている場合は適用を 除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定 されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定に より、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。 一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割 合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められている ものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。 工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第 28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針は あるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・ 幅員を特定された上で求められる。 しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成 されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法 に係る適用除外規定を設けることを提案する。 【制度改正の効果】 現在、開発許可による造成を念頭に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周 辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定される が、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要が生じる。制度改正 が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	都市計画法第33条第 1項第10号、都市計 画法施行令第28条の3、 都市計画法施行規則 第23条の3、工場立 地法第4条第1項第1 号、工場立地に関す る準則第2～4条	国土交通省、経済産業 省	栄町
186	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	傾斜基準の見直し(宅 地造成等規制法と土 砂災害防止法の基準 統一)	宅地造成等規制法上「擁壁を 要しない」とされる基準と、土砂 災害防止法上「急傾斜地」とされ る基準が異なるため、法改正を 行い、統一することを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 基準にずれがあるため、例えば、高さが5m以上で勾配が30度以上35度以下の崖地部分につ いて、宅地造成等規制法上は「災害を防止するために必要な措置が講ぜられている(＝擁壁を要しな い)」と判断されたにもかかわらず、土砂災害防止法上は「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特 別警戒区域」に指定されることが起こり得る。 このような場合、市民にとっては安全なのか危険なのか判別しがたく、混乱をきたすおそれ があり、基準のずれについて説明を求められても、宅地造成工事規制区域の指定主体である市と して、責任ある回答が困難な状況である。 【見直しによる効果】 基準のずれが解消されることにより、上記の混乱の発生等を未然に防止することができ、安全性 の面において統一的な対応が可能となる。	土砂災害警戒区域等 における土砂災害防 止対策の推進に関す る法律施行令第2条第 1号イ 宅地造成等規制法施 行令第6条第1項第1 号	国土交通省	京都市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
141	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	都市公園における運 動施設の敷地面積に 関する規制緩和	都市公園法施行令第8条の基準 について、法第4条と同様に参 酌基準とすることを求める	【制度改正の経緯】 本県では、平成24年に開催した「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会)」を契 機に、障がい者スポーツを含むスポーツに対する県民の関心が一層高まったところであり、これら の成果を次代に継承、発展させるため、平成25年3月「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」を制定 するとともに、その理念を具現化するため平成27年3月に「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策 定したところである。また、平成27年2月に暫定版を策定した「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」にお いても、スポーツによる地域振興と障がい者スポーツの推進等を主要施策に位置付けているところ である。 施策の推進に当たって中核となる本県の都市公園「岐阜メモリアルセンター」については、県内ス ポーツの先導的な役割を果たす施設であり、体育館、野球場、陸上競技場等11施設を配する総 合運動場として整備してきた。 【具体的支障事例】 施設の改修に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることから、ニーズを 踏まえたスポーツ施設の検討を行いたい。現在、建築面積及び運動施設の敷地面積が 49.967%まで達していることから、運動施設の50%の敷地基準が支障となっている。 【制度改正の必要性と効果】 地域の実情に応じた都市公園の運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積につ いて、「法令の基準を参酌し、地方公共団体の条例で定める範囲」としていただきたい。運動施設を 現状の競技施設基準に適合した改修をすること、地域住民の新たなニーズに応えた運動施設等を 設置すること、障がい者スポーツの推進のためのバリアフリーを設けることで、施設の利用者を増 やし、地域活性化につなげる。	都市公園法施行令第 8条	国土交通省	岐阜県
185	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	路外駐車場の換気基 準の見直し	機械換気と自然換気の併用及 び開口部の取扱いに係る具体的 な規定を設けることを求める。	【提案の背景】 路外駐車場には一定の能力を有する換気装置の設置による機械換気が義務付けられている が、一定の面積の開口部を有し、自然換気が可能な場合はその限りでないとされている。 第27回全国駐車場政策担当者会議での国交省の見解として、機械式換気と自然換気の併用に ついては、その審査方法が確立されておらず、性能の確保の確認はできないとされている。 【具体的な支障事例等】 自然換気と機械換気の併用に関する規定がないため、本市において併用換気を前提とした路外 駐車場の案件を取り扱った際、併用換気の可否や換気能力の算定方法について、事業者との対 応に苦慮したことがあり、駐車場面積から自然換気可能面積を差し引いた面積を機械式換気対象 面積として装置の仕様を求める方法で対応した事例があるが、自治体で対応が異なっては公平感 に欠けるため、国の基準で定めるべきと考える。 また、開口部として算入できる構造については、建築物一般に適用される建築基準法施行令の 基準が適用されるが、同基準は居室等にも適用されるものであり、排気ガスが排出される路外駐 車場を同列に扱うことは適切ではないと考えられる。 路外駐車場については、その特性から、駐車場法という個別の法で管理されている趣旨を踏ま え、開口部の基準(1部分あたりの最低面積や床面からの高さ、格子状の柵や桁材の控除の取扱 い等)についても個別検討し、同法施行令に明確に規定すべきであると考ええる。 【見直しの効果】 路外駐車場の円滑な整備、事業者への公平な対応のほか、より実態に即した適切な換気環境の 整備を実現することができる。	駐車場法施行令第12 条	国土交通省	京都市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
288	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	生産緑地地区指定の 面積要件及び解除要 件等の緩和	自己都合によらず現行の生産 緑地地区の面積要件を満たさな くなった場合でも、生産緑地地区 としての優遇措置を受けられるよ うに面積要件及び解除要件を緩和 すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月16日に都市農業基本法が成立されたことに伴い、都市農業の振興や多面的な機能 の発揮が求められている。 【支障事例等】 本県では、平成26年度に、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、 生産緑地が道連れ解除となったケースが9件(約2,000㎡)あった。 ある例では、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡し、農業の後 継者がいなかったため、その農地を手放すこととなり、全体として緑地面積が500㎡を満たさな くなった。そのため、生産緑地の指定は解除され、残りの農地で営農していた者にも相続税の納税と 猶予期間の利子税が発生し、営農継続の意志はあったが、納税のため農地を売却した。 【効果・必要性】 意欲ある農業者が営農を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることか ら、住民は、雨水貯留などの防災効果やヒートアイランド対策、環境学習体験の場としての活用な ど、農地の多面的な効用を享受することができる。	生産緑地法第3条	国土交通省	兵庫県、京 都府、大阪 府、和歌山 県、徳島 県、京都市
6	A 権限 移譲	土木・建 築	サービス付き高齢者 向け住宅に関する権 限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関 する法律第4条に基づく、高齢者 居住安定確保計画の策定権限 について、希望する市町村への 移譲を求める。 また、同計画を定めた市町村 に対する登録等の事務も、上記 権限の移譲を前提として、併せ て移譲を求める。	【制度改正の背景】 国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する 施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところである が、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。 県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整備 数には大幅な乖離がある(H26年度 目標数:366戸 整備数:781戸 ※福井市含む4市町 計)。 【具体的支障事例】 各市町で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外に 整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と逆行する現状がある(福井 県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地区)以外 の郊外に整備されている(福井県:43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※市内まちなか地区外:2 0棟588戸))。 【制度改正の必要性と効果】 県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなく サービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等 を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想さ れることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応 じた登録基準の設定や市内中心地に限って床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高 住の供給管理を実施できる効果がある。	高齢者の居住の安定 確保に関する法律 第4条、第5条、第7条 国土交通省・厚生労働 省関係高齢者の居住 の安定確保に関する 法律施行規則 第8条から第11条、第 15条	厚生労働省、国土交通 省	福井市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
25	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	サービス付き高齢者 向け住宅の要件緩和 (空家の有効活用)	既存の空き家をサービス付き高 齢者向け住宅として有効活用で きるよう、地域の実態に即して サービス提供者の常駐場所の要 件等の緩和を求める。	【提案にあたっての基本的な考え方】 人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府にお いては、日本版CCRCの検討が進められている。 サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっている が、地方においては放置されている空き家対策が喫緊の課題となっていることから、既存の空き家 をバリアフリー化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方へ の移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一挙に解決することができる。そこで、より 地方の実態に即したもとなるよう、安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所 (サービス提供拠点)について、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型も認め ることを求める。 (制度改正の必要性等) サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケ アの専門家が少なくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空き家 対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をバリアフリー化した上で、一群 のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存 の空き家の有効活用をさらに押し進めることが可能となる。 こうしたサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの利用にあたっては、介護保険の住 所地特例の対象となったことから、受入市町村の負担軽減につながる。	高齢者住まい法(高齢 者の居住の安定確保 に関する法律)施行規 則第11条	厚生労働省 国土交通省	関西広域連 合 (共同提案) 京都府、兵 庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県
290	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	空き家を活用したサー ビス付き高齢者向け 住宅の整備促進に向 けたサービス提供者 の常駐場所の要件緩 和	既存の空き家をサービス付き 高齢者向け住宅として活用す る際、サービス提供者の常駐場所 については、歩行距離で500メ ートル以内の所に設置することとさ れているが、地域によっては空き 家が点在する場所もあることか ら、車で約10分程度まで拡大す ること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住 宅として活用する際、状況把握及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所につい て、敷地又は隣接地に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能と なるよう基準の見直しが行われた。 【支障事例等】 本県の但馬や丹波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以 内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向 け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する郡部においては、移動は車が中心であるた め、徒歩での巡回に代わり、車で移動が現実的である。 【効果・必要性】 郡部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートル と移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態 に即した空き家の有効活用をさらに押し進めることができる。	高齢者の居住の安定 確保に関する法律施 行規則第11条第1項	厚生労働省 国土交通省	兵庫県、和 歌山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
55	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	コージェネレーション 面的利用時の廃熱利 用機器に係る容積率 の緩和	平成23年3月25日付け国交省 通知(技術的助言)及び建築基 準法第52条第14項第1号の許 可準則において、廃熱の供給側 であるコージェネレーション設備 だけでなく、廃熱を別建物で利用 する場合の廃熱の受入側設備も 容積率制限の特例として明記す ること。	【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる 廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できるの で、省エネ、省CO2に非常に効果的であるのに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策 にも資するものである。(コジェネのエネルギー効率は約75%~80%、従来システム(大規模発電 所からの送電)のエネルギー効率は約40%) 複数の施設でコジェネの廃熱を面的利用する方法は、省エネ・省CO2の観点から、今後ますます 重要となる。分散型エネルギーのコジェネを効率的に利用するためには、コジェネからの電気・熱を 面的に利用する必要があり、そのためには受入先のインセンティブも必要である。(廃熱の供給側 であるコジェネ設備については、容積率制限の特例が認められているが(上限は基準容積率の 1.25倍)、受入側の廃熱利用設備は明記されていない) 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその 重要な柱として位置付けている。そのため、当該通知及び建築基準法第52条第14項第1号の許可 準則を改正し、コジェネの廃熱を別建物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限の特 例に明記することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 東京都でのオフィス街の再開発案件において、コジェネの廃熱利用側のビル(延床30,000㎡)で は廃熱利用施設を設置するために約70㎡のスペースを要した。そのため利用できる容積が減って しまうため、廃熱の受入れを断念するケースがあった。	国住街第188号平成 23年3月25日付け 「建築基準法第52条 第14項第1号の規定 の運用等について(技 術的助言)」 建築基準法第52条第 14項第1号の許可準 則	国土交通省	埼玉県
78	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	特定行政庁における 定期点検の対象建 築物・建築設備に関する 規制緩和	建築基準法第12条第2項および 第4項(昇降機を除く)の定期点 検の対象建築物・建築設備につ いて、法第12条第1項および第3 項同様、特定行政庁が指定する ことができるように法改正を求め る。	【制度改正の背景】 定期点検の対象となる建築物・建築設備について、民間と建築主事を置かない市町村は、特定 行政庁の指定するものを対象とする一方、国、都道府県、建築主事を置く市町村は、法令で定める 床面積100㎡超の建築物などを対象とし、特定行政庁の裁量の余地がない。現に、豊田市では、倉 庫や車庫等、不特定多数の者が使用しない建築物が、民間では対象となっていないが、豊田市役 所所有の施設は対象となっている。 【具体的支障事例】 「倉庫」に着目すると、民間の倉庫および建築主事を置かない市町村の管理する倉庫について、 愛知県では定期点検の対象外だが、国、都道府県、建築主事を置く市町村が所有する100㎡超の 倉庫は、法令の規定に基づき、定期点検の対象となる。豊田市で100㎡を超える倉庫は、29施設 8,568㎡存在し、委託費約100万円/3年に加え、それにかかる人件費も必要となっている。 【制度改正の必要性と効果】 法律上の定期点検の対象範囲について、「民間、建築主事を置かない市町村」よりも「国、都道府 県、建築主事を置く市町村」の方が広がっている地域が現に存在する。この範囲区分に明確な根 拠はないと思われ、実質的に維持保全を確実に行うことが重要であり、不特定多数の者が利用 する施設を対象とする等、整理を行う必要がある。 定期点検(損傷、腐食その他の劣化状況点検)対象となる「床面積が100㎡を超える倉庫」につ いて、書庫や防災倉庫等人の出入りが極端に少なく、安全配慮の必要性が少ない用途に供されて いるものを対象から除外すれば、公共建築物に係る維持管理コストの縮減を図ることができる。	建築基準法第12条第 21項、第4項	国土交通省	豊田市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
192	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	産後ケア事業の推進 に向けた法的位置づ けの付与及び各種規 制の緩和	世田谷区の独自事業として行っ ている産後ケア事業の推進及び 全国への波及を目的として、現 在法的な位置づけのない産後ケ アセンターに児童福祉法等によ る法的位置づけを与えるほか、 センター設置にあたって障壁とな る各種法規制(建築基準法、旅 館業法)の規制緩和を行うことを 求める。	【具体的な支障事例】 世田谷区では全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しているが、育児不安等を抱える出 産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の 拡充が課題である。 一方で、産後ケアセンターの法的位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令に よる規制等の確認を行いながら事業を進める必要があり、事務が煩雑となるほか、次のような事業 の性質からは必要ないと考えられる規制を受ける。 ①建築基準法第48条に基づく別表において第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる建 築物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるかが判断としない。 ②産後ケアセンターが福祉施設としての法的位置づけを有していないため、旅館業法の適用を受 けることとなり、例えば、カウンターの幅に係る規定や宿泊者名簿の備えが必要など、本来的には 必要ないと考えられる設備基準を満たさなければならない。 【支障の解消に向けた方策】 上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるな ど、法で定められた施設とするほか、次のような方策を検討されたい。 ①特定行政庁の判断で、法48条別表第2に列挙する建築できる建築物に「類するもの」として独自 に解釈する方法も考えられるが、全国的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行う。 ②他の児童福祉施設と同様、①の法的な位置づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないこと になると考えるが、法的な位置づけが得られないにしても、通知等により適用除外規定を定める。	児童福祉法第6条の3 第3項、第7条第1項 建築基準法第48条第1 項、第2項 旅館業法第6条	厚生労働省、国土交通 省	特別区長会
56	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	公営住宅建替事業の 施行要件の緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の 集約化や廃止を計画的かつ円 滑に行うため、公営住宅法第2条 第15号の「現地要件」を緩和し、 非現地で法定建替事業が行える よう法改正を行うこと。	【制度改正の必要性】 本県の県営住宅は、小規模な団地が比較的多く、今後の世帯数の減少、コンパクトなまちづくり や維持管理費削減の観点から、老朽化した小規模団地については、用途の廃止や中規模・大規 模団地の建替えに合わせた集約化を推進することが必要となっている。 再編整備の前提となる公営住宅の建替事業を法定建替えとして実施するには、公営住宅法第2 条第15号により現地要件を満たすことが必要である。法定建替えでは入居者に対して法に基づ く明渡請求を行うことができるが、任意建替えではできない。 本県では、平成37年次までに10団地を用途廃止し、中・大規模団地へ集約する目標値を設定し ており、厳しい財政状況の中で、再編整備を効果的かつ効率よく推進するためには、非現地で の建替えを法定建替えとして実施できるよう現地要件を緩和することが必要である。 【支障事例】 任意建替えでは法に基づく明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわた る交渉が必要となる場合もあり、計画的な廃止や集約化といった再編整備をスムーズに進めるこ とができない。また、明渡請求を行えない廃止予定団地については移転対象者をより少なくするた め、あらかじめ長期間入居募集を止める必要があり、団地を廃止するまで空き室が生じその分 の家賃収入を得ることができない。さらに、少数であっても残入居者がいる間は、建物の維持管理費 がかかるため家賃収入と支出との均衡が図れない。 【懸念の解消策】 入居者に対する明渡請求は入居者の権利を制約するものであるが、公営住宅建替事業は、公営 住宅法第39～43条で入居者保護の規定(再入居の保障、仮住居の提供、移転料の支払等)が整 備されており、公営住宅建替事業の画一的かつ迅速な実施のために、借地借家法第28条(正当理 由)の特例として明渡請求を行うことが認められていると解すべきである。現地要件を緩和してもこ れらの入居者保護規定が適用されるのであるから、入居者保護に欠けることはないと考えられる。	公営住宅法第2条第15 号	国土交通省	埼玉県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
81	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	公営住宅の明渡し請 求に係る収入基準の 条例委任	入居収入基準を超える高額の収 入として定められている(令第9 条第1項)収入基準を、事業主体 が条例で定めるように改正。	【制度改正内容】公営住宅法施行令第9条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準 は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然 として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成26年度の状況は、明渡し努力義務が課せられ ている収入超過者219名(全体の12.33%)が引き続き入居しており、入居待機者は285名に及んで いる。 【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、219名のうち40名が高額所得者になり、 住宅の明渡しを請求することができるようになる。40名を退去させることにより、待機している住宅に 困窮する低額所得者の入居が可能となる。 【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得 者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがっ て、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入 基準設定が必要と考える。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例 委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治 体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。	公営住宅法第29条	国土交通省	豊田市 松山市
184	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	住宅地区改良法に基 づく改良地区指定及 び事業計画の決定に 係る申出手続きの緩 和	改良地区の指定及び事業計画 の決定に当たって、市が申出を する場合は都道府県を経由しな ければならないが、経由する時 間の短縮化、事務の効率化のた めに、市が直接国へ申出するこ とができるよう、規定整備を求め る。	【制度改正の必要性・支障事例等】 本市においては、新規指定の予定は今のところないものの、計画変更案件が年2～3件ある。 この手続きにおいても、改良地区の指定の申出の際と同様、都道府県を経由する必要があり、都 道府県における内部の事務処理に2～3週間を要している。 指定都市が都道府県に申し出る手続き、都道府県が国に申し出る手続きを踏む必要があり、事 務に無駄が生じている。 (なお、都道府県とは必要に応じて、事前協議等を行っている。) 【見直しによる効果】 当該規制を緩和することにより、事務が簡略化され、手続きに要する時間が短縮される。	住宅地区改良法第4 条第2項及び第5条第 1項	国土交通省	京都市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
226	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	一部入居者の公営住 宅の収入申告におい て職権認定を可能と する	公営住宅法第16条第1項により、 家賃の決定は入居者の収入申 告が前提とされているが、生活 保護受給者等については、申告 がなくても事業主体による職権 認定を可能とし、申告忘れ等 により、近傍同種家賃が設定され、 滞納に陥ることを防止する。	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられて いるが、事業主体側で把握することが可能な生活保護受給者等の収入については、本人からの 申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・入居時に生活保護受給中は以後の収入申告を職権で認定し、福祉事務所と公営住宅管理者 との間で個人情報やりとりすることに対する同意書を徴取する。その後は、福祉事務所等に文書 照会して生活保護を受給している入居者リスト及び所得情報入手し、それらの方について一括し て職権認定を行う。 ・入居中に生活保護の受給を開始した方は、最初だけ同意書をもらい、その後は、入居時から 生活保護を受給している方と同様に認定する。 ・公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものでは あるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居 住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあ ると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者 が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的な弱 者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 【支障事例】 生活保護受給者等について、申告懈怠により近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費との差額を 負担しなければならない、滞納やにつながるケースが発生している。また、滞納額の増加によ り、明け渡しにつながるケースもあり、受給者本人の自立を妨げる要因になっている。	公営住宅法第16条第 1項	国土交通省	京都府 兵庫県、和 歌山県、鳥 取県、徳島 県
227	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	一部入居者の公営住 宅の収入申告におい て代理申告を可能と する	公営住宅法第16条第1項にお いて、公営住宅の入居者全員に ついて収入申告が義務づけられ ているが、今後急増すると思わ れる単身の認知症患者につい て、本人からの申告によらず、市 町村長等による代理申告が可能 となるよう、制度改正を提案す る。	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられ ているが、今後急増すると思われる単身の認知症患者については、本人の申告でなく市町村長等 による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・地域包括支援センター又は市町村高齢者福祉担当部局から認知症の入居者について申告書 (表紙)を提出してもらい、市町村の課税台帳(H28.1月～マイナンバー)で所得状況を確認の上、認 定を行う。 ・公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものでは あるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居 住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあ ると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者 が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的な弱 者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 【支障事例】 申告懈怠により、近傍同種家賃を設定されるケースが発生しており、本来負担すべき家賃に比べ 著しく高額の家賃を払わなければならない状態となっている。また、滞納額の増加により、明け渡し につながるケースもある。	公営住宅法第16条第 1項	国土交通省	京都府 関西広域連 合、滋賀 県、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
287	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	公営住宅の目的外使 用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象 となる社会福祉事業等は、グ ループホーム事業等が認められ ているが、対象事業に老人福祉 法第5条の2に規定する「小規模 多機能型居宅介護事業」等を追 加するとともに、事後承認とす るよう規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版CCRC構想が検討されている。また、「ま ち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施 設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求めら れている。 【支障事例等】 兵庫県の公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっ ているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声が ある。 小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよう「通い」「訪問」「泊まり」 を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利 用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,856人となる見込みである。 兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興県営住宅の敷地内に「小 規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、倍率が1倍以上の住戸は事前承 認は容易でないとの見解だったことから、駐車場を用途廃止の上、福祉施設を建設したため、事前 相談(平成24年3月)から事業開始まで2年10ヶ月を要した。 3人に1人が自宅での介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的 な生活を営む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。 【効果・必要性】 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」のような社会福祉施設が増えれば、空 きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。	公営住宅法第45条第 1項の事業等を定める 省令第1条、第2条	国土交通省 厚生労働省	兵庫県、和 歌山県、鳥 取県、徳島 県
289	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	特別賃貸県営住宅の 入居促進を図る制度 要綱の改正	入居率の低い住宅を低額所得 者向けに提供できるよう用途変 更し、公営住宅に準じて円滑な 入居促進を図れるよう、地域優 良賃貸住宅制度要綱第2条16号 に記載する公営型地域優良賃 貸住宅(公共供給型)の定義に 「地域特別賃貸住宅」の追加ま たは通知等での明文化を求め る。	【提案の経緯・事情変更】 本県では、ひょうご県民住宅(「地域特別賃貸住宅」と「特定公共賃貸住宅」の2種)の空き家対策 を促進しているが、当該住宅の入居率が低い(6割弱)一方、合築の公営住宅の入居率は9割を超 えている。 【支障事例】 本県では、入居率の低い地域特別賃貸住宅を低額所得者向けの地域優良賃貸住宅に用途変更 したいと考えている。 しかし、地域特別賃貸住宅を用途変更のため廃止しようとしても、地域優良賃貸住宅制度要綱第 2条16号で規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に、地域特別賃貸住宅が入っ ておらず、公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)への用途変更が可能かどうか明確でない。そ のため、用途変更後の地域特別賃貸住宅が公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱に 基づく大規模修繕等の対象とならない可能性があり、用途変更が進んでいないことから、地域優良 賃貸住宅制度要綱の改正または通知等で明文化することを求める。 ※地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号 「地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅について用途変更のため の廃止を行い、(以下略)」 【効果・必要性】 国の要綱改正により、入居率の低い特定公共賃貸住宅に加えて地域特別賃貸住宅についても、 用途変更を速やかに進めて入居促進を図ることが可能となるほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦 略」にある公的賃貸住宅団地のストック活用にもつながる。	地域優良賃貸住宅制 度要綱2条16号	国土交通省	兵庫県、鳥 取県、徳島 県、関西広 域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
305	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	地方公社が賃貸する 住宅の賃借人に関する 要件緩和	地方住宅供給公社施行規則 第13条第1号における賃貸住宅 の賃借人の資格に学校法人を 追加すること及び同第3号に定 める保証人に関する規定の削除 を求める。	【提案内容】 地方住宅供給公社における団地コミュニティの形成や活力の向上、学校法人等における教育の 質の充実のためには、学生に公社団地に住んでもらい、学生が地域貢献活動をするなど、公社と 学校法人等が連携して公社団地を活用することが望まれるが、地方住宅供給公社施行規則第 13条第1号においては、賃借人の資格を限定的に定めており、学生を入居させようとする学校法人 等に賃貸することができない。 また、同条第3号の「確実な保証人のある者」との規定のため、法人に賃貸する場合に、保証人 を得られず賃貸に至らないケースや、転賃借人である従業員が個人保証するといった矛盾した事 態が生じている。一方、公営住宅やUR(都市再生機構)住宅については法令上保証人を求めている ない。 このため、同条第1号における賃借人の資格に学校法人等を加え、学校法人等が契約名義人と して公社との間に賃貸借契約を締結することを可能とするとともに、同条第3号の規定を削除する よう提案する。 【支障事例】 大阪府住宅供給公社では、公社賃貸住宅を留学生の入居用として活用したい学校法人と協定書 を締結の上、学生と賃貸借契約を締結しているが、次のような点が支障となっている。 ・学生の入れ替わり時、住戸は同じでも、個々の学生との契約は一旦終了する。契約終了に伴う原 状回復等について、間に入った学校法人とも調整が必要である。 ・協定に基づき、契約等に係る諸手続を学校法人が行うが、契約そのものは個々の学生と締結す るため、間に入った学校法人と公社の双方にとって事務が煩雑である。 ・(連絡もなく突然帰国する留学生がおり、)契約者不在となった住居の退去事務等が滞る場合が ある。	地方住宅供給公社法 施行規則第13条第1 号及び3号	国土交通省	大阪府 兵庫県、鳥 取県、徳島 県、京都 市、大阪市
102	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金事業における「年 度間調整」について	社会資本整備総合交付金につ いて、次年度以降における交付 限度額の増額交付、計画期間 内における年度間調整等、制度 ・運用の緩和を求める。	【現状】 社会資本整備総合交付金交付要綱において、当該年度の交付決定額に対して実施額が下回 った場合、その差額を国に返還することなく、翌年度の交付限度額から減額調整ができる一方、当該 年度の交付決定額を越えて実施しても、翌年度の交付限度額における増額調整は認められていな い。 地方では、財源を国庫補助金としている場合、要望額に合わせて予算を決定するが、実際の執 行は、交付決定額に合わせて行っているため、交付決定額は地方の予算執行を大きく左右してい る。 【支障事例】 当市では、今年度、交付金内示額が要望額を大きく下回り、約33億円もの既決予算(歳出)が執 行停止となり、その影響によって小学校通学路の安全対策、公営住宅の耐震化及び狭あい道路の 拡幅など多くの事業で先送りを余儀なくされた。交付決定の段階で地方の予算は確定しているが、 特定財源の担保がなければ延期や中止をせざるをえなくなり、住民の期待を裏切る結果となってい る。 【制度改正の必要性】 国に提出した社会資本整備総合計画で示されている事業費の範囲内であれば年度毎の執行は 市町村が自由にできるようになれば、当該年度の交付額が少なくても、市町村は、予算額に合わ せて事業を実施できる。そのためには、現状の減額調整(交付金が余れば翌年度の交付限度額か ら減額)だけでなく、当該年度の事業実施額が交付決定額を上回った場合、その分翌年度以降に おける交付限度額の増額交付ができるよう制度を緩和する必要がある。それにより、効率的な予 算執行が可能となり、翌年度における予算編成の確度も上昇する。	社会資本整備総合交 付金交付要綱 第7 2項及び3項	国土交通省	長岡市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
143	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	砂防関係事業の構造 協議の緩和	<p>防災安全交付金の新規砂防事業を実施するにあたり、着手前年度に全体計画(土石流対策の設計概念やえん堤の配置位置の妥当性の確認)の認可を国から受けている。</p> <p>平成24年度からは、事業着手後に、えん堤位置や方向、工法・構造等について、国と協議(構造協議)することとなり、説明資料の作成や協議に時間を要し、事業の進捗が遅れる場合がある。このため、事業着手後の構造協議について緩和願いたい。</p>	<p>【支障事例、制度改正の必要性】</p> <p>昨年8月に、広島市で発生した大規模な土砂災害を契機として、社会的に、砂防えん堤設置等のハード対策の迅速な実施が強く求められている。</p> <p>事業着手後の構造協議を行うにあたり、説明資料の作成や協議に時間を要し、1週間から2週間程度事業の進捗が遅れる場合がある。平成26年度には、えん堤軸について11箇所、えん堤の工法・構造について10箇所の構造協議を国と実施したが、構造協議に向けた資料作成、国機関への出張等、縮減が可能であったと思われる日数が、1週間程度あったと考えている。また、協議に必要な図面等の資料については、作成基準が示されていないため、資料の精度の判断に迷う場合がある。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>構造等に関する県の技術基準は、国基準に準拠して作成されており、構造等の決定に関する協議の簡素化は可能であると考えられる。(ただし、協議廃止ではなく、簡素化を求めるのは、最新の知見や情報を取得する観点から、国との協議はある程度必要と考えるため。)</p> <p>協議のために県が準備する説明資料については、最低限必要となる資料について、統一的な作成基準をお示しいただければ、業務の簡素化につながる。そのためには、提示する図面や比較表等の様式の定型化をしていただくことが有効であると考えられる。</p>	砂防法施行規程第8 条の3 平成24年6月18日付け 事務連絡(国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部保全課保全調 整官通知)	国土交通省	岐阜県
163	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	水防団の所掌事務及 び公務補償の範囲拡 大	<p>水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。</p> <p>そこで、水防団の所掌事務に、消防団のその一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第38条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもと。)-第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」)を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記されたい。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)。消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないジレンマがある。</p> <p>今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となる。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、消防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。</p> <p>【制度改正(案)】</p> <p>そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。</p> <p>水防法その他水防事務に係る関連例規においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、消防団の所掌事務の一部を水防団においても行えるようにし、災害対策、救助活動等の充実を図ることで、災害に強いまちづくり、さらには災害に強い国を作る必要がある。</p> <p>その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることはできない。</p>	水防法第1条、5条、第 6条2項 災害対策基本法第84 条	総務省 国土交通省	岐阜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
7	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	下水道管渠の更生工 法に対する交付対象 条件の緩和	下水道管渠の更生工法につ いて、適用すべき基準の要求性能 を満たしているかの確認は、日本 下水道新技術機構が審査認定 した工法(建設技術審査証明)で あれば、個別協議の際に事務手 続きの簡素化をお願いしたい。	【支障事例】 下水道管渠の長寿命化計画策定に際し、施工性・経済性の観点から、効率的な工法であり建設 技術審査証明の認定がされている自立管による製管工法の採用を検討していたが、「下水道管 渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業 課企画専門官事務連絡)(5)」の要件で個別協議が必要な工法であった。 その後、個別協議のための資料を作成し、協議を依頼したが、「管きよ更生工法における設計・施 工管理ガイドライン(案)」(日本下水道協会)の要求性能と自立管の製管工法の性能比較を特に求 められ、項目毎にガイドラインと建設技術審査証明との比較を行い、評価方法の検討や根拠資料 の作成等、個別協議が終了するまで、多大な時間を要した。 【制度改正の必要性】 下水道管渠の国庫対象となる更生工法については、事務連絡「下水道管きよの更生工法による 改築に関する交付対象の運用について」をもとにしている。 しかし、ガイドラインに規定されていない工法については、個別協議が必要となるため、効率的な 工法選択による長寿命化計画策定に影響を及ぼす場合がある。 そのため、建設技術審査証明が発行されている性能については、審査を省略するなど個別協議 の簡素化を要望する。	下水道管きよの更生工 法による改築に関する 交付対象の運用につ いて(平成26年7月25 日付け下水道事業課 企画専門官事務連絡)	国土交通省	福井市
70	B 地方 に対する 規制 緩和	運輸・交 通	国有港湾施設の他用 途使用時の国承認の 一部廃止	港湾管理者が管理委託されて いる国有港湾施設について、地 域の活性化を目的としたイベント などで使用する場合、港湾管理 者の責任と裁量に委ね、国の承 認を不要とすることを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 国直轄工事により生じた港湾施設は、国から港湾管理者に譲渡することができ(港湾法第53 条)、譲渡しない場合は港湾管理者に貸付け又は管理委託しなければならない(港湾法第54条)。 管理委託による場合、当該港湾施設を他の用途・目的に使用・収益し、又は他人に使用・収益させ る際には、国が契約書で定める軽微な場合を除き、国の承認が必要である(港湾法施行令第17条 の4)。 地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合には、地域における行政を担う地方公共 団体でもある港湾管理者の責任と裁量に委ね、事務の簡素化を図るため、国が定める軽微な場合 として国の承認を不要とすることを求める。 【期待される効果】 港湾管理者、国双方の事務の簡素化が図られる。	港湾法第54条 港湾法施行令第17条 の4 港湾施設管理委託契 約書	国土交通省	富山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
132	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	災害時における放置 車両の移動権限の付 与等	大規模災害発生時における救出 救助をはじめとした災害対策活 動の展開に必要な緊急輸送 ルートを円滑かつ迅速に確保す るため、災害対策基本法の改正 など法令の整備により、臨港道 路の管理者に対しても、自ら立ち 往生車両や放置車両の移動等 を可能にし、やむを得ない限度 での破損を容認するとともに、併 せて損失補償を規定するといっ た放置車両等の移動等に関する 権限を付与するなど、放置車両 対策の強化に係る所要の措置を 講じること。	【現在の制度】 道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動や、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他物件を破損できる権限を付与するため、平成26年11月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行された。しかし、本法によりこれらの権限が付与されるのは、道路法に規定する道路管理者等に限定されており、臨港道路(港湾法第2条第5項4号に規定する臨港交通施設の道路・橋梁)の管理者である港湾管理者は適用外となっている。 【支障事例】 大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都地域防災計画の中で広域輸送基地にも位置づけられたふ頭を抱える臨海部は、甚大な被害が想定される地域への救出救助活動及びその後の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】 首都直下地震では甚大な被害が想定されており、被害を軽減するためには、発災直後から、救出救助・医療救護活動をはじめとした応急対策活動を迅速かつ円滑に展開することが極めて重要となることから、これらの活動に従事する車両を被災現場に送り込む経路及び傷病者を医療機関に搬送する経路等の緊急輸送ルートを優先的に確保するための道路啓開を早期に実施する必要がある。 【制度改正の効果】 臨港道路において、発災時に迅速な道路啓開による通行確保を可能とする放置車両対策が強化されることで、臨海部と被災地域との緊急輸送道路のネットワークを構築できる。	災害対策基本法第76 条の4、第76条の6	内閣府、 国土交通省	東京都
97	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	自家用有償旅客運送 に係る有償の考え方 の見直し	行政が地域の需給を確認するた めの実証実験を行う等委託者が 運送経費の全額を負担して、サ ービスの利用者から直接的な負 担を求めない場合も有償交通と しての登録が必要となり、交通不 便地域の共助による利便性向上 対策が進まないため、有償運送 に該当するとして登録を要する 事例の見直し(有償運送に該当 せず、登録不要な事例の拡大) を行うこと。	【現行制度の概要】 道路運送法第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められている。 個々具体的な行為が有償運送として、登録等が必要であるか否かについては、国土交通省自動車交通局旅客課長名の事務連絡により、登録等が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われる事例、有償運送に該当する事例等が示されている。 【支障事例】 行政が取り組む(運送サービス利用者に負担を求めない)需要実証調査も有償運送とみなされるため、運営協議会における関係者間で必要性、対価等について合意を得る必要があるとともに、より有効な運行経路を模索するための機動的な実証作業も困難である。	道路運送法 「道路運送法における 登録又は許可を要しな い運送の態様につい て」(H18.9.29付け国土 交通省自動車交通局 旅客課長事務連絡)	国土交通省	九州地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
171	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農事組合法人が行う ことができる事業種類 の拡大	農事組合法人が行うことができる 事業種類に、地域に密着した 「生活サービス事業」を加える。 (株式会社への組織変更不要) また、農事組合法人が自家用 有償旅客運送を行うことができ よう、道路運送法上の規制緩和 を求め。 ※地域に密着した生活サービス 事業の例 ①地産地消の食料品や生活用 品などの宅配や販売 ②農家世帯などの高齢者の病 院等への送迎 ③農家世帯などの子どもの一時 預かり ④生活道路や農家世帯などの 民家等の除雪請負や補修 ⑤新聞配達 等	【支障事例、必要性】 農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激 減など、生活面で多くの課題を抱えている。 こうした中、農山村集落の担い手農家で構成する農事組合法人の生活サービス事業参加が住民 の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向 にある中、収益向上や周年安定雇用を狙って、事業主体が撤退した生活店舗を活用した事業展 開、公共交通機関の空白地帯における高齢者等の送迎支援、民家除雪など生活サービス事業参 入に関心を示しているが、農協法により農業以外の事業実施が制限されているため、実施できな い状況となっている。 株式会社組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続き の煩雑さに加え、農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維 持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意に は、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能な「従事分量 配当」ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれること となるため、サービス事業参加を検討する上で大きな障害となっている。 また、自家用有償旅客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた柔軟 な対応ができない状況にある。 【代替措置】 本来事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の 割合に制限を設ける。 【メリット】 農山村集落における生活サービスの提供 農事組合法人の経営の多角化、安定化	農業協同組合法第72 条の8 道路運送法施行規則 第48条	農林水産省 国土交通省	長野県
285	A 権限 移譲	運輸・交 通	一時的需要増加時に おける一般旅客自動 車運送事業者及び一 般乗用旅客自動車運 送事業者への臨時許 可にかかる権限移譲	道路運送法第21条第2号に定め る一時的需要増加時における一 般旅客自動車運送事業者及び一 般乗用旅客自動車運送事業者 への臨時許可にかかる権限を 都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 交流人口の拡大を図るためには、来訪者の利便性と移動手段の確保を図る一方で、日常交通手 段として路線バス等を利用する住民の生活に支障が生じないよう、県全域における輸送体制を迅 速に確立する必要がある。 【支障事例等】 今後、東京オリンピックやラグビーW杯、関西ワールドマスターズゲームズなど、世界的なスポ ーツ大会の開催が予定されており、イベント開催期間中、内外から多数の来訪客が見込まれ、日常 交通手段として路線バス等を利用する住民の生活に支障が生じることが懸念されるが、運輸局の 窓口は県内に1カ所しかなく、開催期間中に、住民の生活に支障が生じても、迅速に対応できない ことが想定される。 【効果・必要性】 集客イベント開催中においても、住民の日常生活に支障が生じることなく、県全域における輸送 体制を迅速に確立することができる。 今後予定されている日本スポーツマスターズなど大規模イベントへの運輸体制を確立すること で、交流人口の拡大が図られる。	道路運送法第21条第2 号	国土交通省	兵庫県、鳥 取県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
234	B 地方 に対する 規制 緩和	運輸・交 通	地域限定旅行業の参 入促進に向けた規制 緩和	「地域限定旅行業」の業務範囲 を、「営業所が所在する市町村 及び(県外を含む)隣接市町村 等」から「営業所が所在する都道 府県及び(県外の)隣接市町村 等」とするなど拡大を図ること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行 業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規 定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業の業務範囲は「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限られており、魅 力的な旅行商品の造成に当たっての支障となっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域 限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等が魅力ある着地型 の旅行商品を企画・作成できるような業務範囲を拡大する必要がある。	旅行業法、 旅行業法施行規則	国土交通省(観光庁)	徳島県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県
235	B 地方 に対する 規制 緩和	運輸・交 通	地域限定旅行業の参 入促進に向けた規制 緩和	「地域限定旅行業」においては、 営業保証金を減額すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行 業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規 定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業においては、着地型観光のニーズに応えることが期待されている。現地で旅行商 品を販売するケースが多いことを勘案すれば、旅行者が被るリスクも比較的少ないと考えられる が、営業保証金の水準などが障壁となって、登録数が増加していない。 【制度改正の必要性】 地域限定旅行業に係る営業保証金については、旅行者保護を重視しつつ、リスクを適正に評価し て、可能な限り減額し、参入を促進する必要がある。 参入が容易になり、旅行業者が増えると、旅行者の選択肢は拡大し、利便性が向上する。このこ とによって地域への人の流れが創出され、地域経済の活性化につながるものとする。	旅行業法、 旅行業法施行規則	国土交通省(観光庁)	徳島県 和歌山県 香川県 愛媛県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
236	B 地方 に対する 規制 緩和	運輸・交 通	地域限定旅行業の参 入促進に向けた規制 緩和	「地域限定旅行業」において、現 行の国内旅行業務取扱管理者 より難易度の低い資格試験を創 設するなど要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行 業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産の基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規 定されている。 【支障事例】 業務範囲が「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限定されており、地域限定旅行者 が通常業務を行う上で、国内旅行業務取扱管理者に求められる全国の観光地や各地の年中行事 の知識については必須の知識とまではいえず、資格試験の難易度が登録数増加の障壁の一つと なっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域 限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等の多様な主体が自 ら着地型の旅行商品を企画・造成できるよう、業務範囲の拡大、営業保証金の減額、更には資格 試験の難易度の調節を行い、参入を促進する仕組みづくりが必要である。	旅行業法、 旅行業法施行規則	国土交通省(観光庁)	徳島県 滋賀県 和歌山県 香川県 愛媛県
11	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	近畿圏整備法に基づ く整備計画の決定権 限・各区域の指定権 限の移譲、近郊整備 区域建設計画等の作 成に係る国同意の廃 止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整 備計画の決定権限や、近郊整備 区域等の各区域指定権限につ いて、関西広域連合への移譲を 求めるとともに、近郊整備区域 建設計画等の作成に係る国同 意の廃止を求める。	【制度改正の必要性】 近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市 開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定については、関係府県・関係指定都市等の意見を 聴くことはなっているが、広域地方計画と同様、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議して決 定・指定することになっており、国主導によるものとなっている。また、府県が近郊整備区域建設計 画や都市開発区域建設計画を作成する際、あらかじめ、国に協議し、その同意を求めなければい けない。 関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。関西地域の 実情に応じ、関西地域の特性を生かすため、近畿圏整備計画の決定・各区域の指定権限の関西 広域連合への移譲や、近郊整備区域建設計画・都市開発区域建設計画の策定に係る国同意の廃 止を行い、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等できるよ うにして、近畿圏における地方創生を実現していくべきである。 【制度改正による効果】 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連 合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、府県域を越える広域行政の推進に係る基 本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的に 見て判断することによって、秩序ある発展を図っていくことが可能となるものである。 【懸念の解消】 国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることとすることで、均衡が図ら れるものと考え。	近畿圏整備法第9 条、第10条、第11条、 第12条、第14条 近畿圏の保全区域の 整備に関する法律第5 条、第7条 近畿圏の近郊整備区 域及び都市開発区域 の整備及び開発に関 する法律第3条	国土交通省	関西広域連 合(共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
10	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	国土利用計画法に基 づく土地利用基本計 画策定の見直し	国土利用計画法に基づき府県の 土地利用基本計画について、策 定義務や策定に係る国への事 前協議を見直すことを求める。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議について は、「国の土地利用に係る施策をも拘束するもの」で「国の政策との関係で調整を行う必要があ る」、「国の調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から 協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とする ことで足りるものである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とする ためにも、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。 現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点 を整理し、必要な措置を講ずる」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の 実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組む、“地方創 生時代の体系へ”運用の見直しをすべきである。 【支障事例】 府県の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめること により、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている」とのことであるが、実態は個別規 制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。 具体的には、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土審議会 で行った際、委員から不毛、形骸化だとの意見が出たこともあり、これを受けて森林のみ審議とせ ず報告案件としたケースがある。森林地域の変更については、個別規制法における変更済み案件 を審議している状況である。	国土利用計画法第9条 第10項・第14項	国土交通省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
110	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	都道府県の土地利用 基本計画の変更に係 る国土交通大臣への 協議の事後報告への 変更	国土利用計画法に基づき都道府 県が土地利用計画(計画図)を 変更する際に義務付けられてい る国土交通大臣への協議を廃止 し、事後報告へ変更する。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更 は、国と協議を要することとされている。 計画書の変更については、協議の必要性を理解するが、計画図の変更(都市計画見直しに伴う 都市地域の拡大又は縮小、市街化区域編入を伴う農業地域の縮小等)については、各個別規制 法において、協議不要若しくは、事前に国の関係機関との調整が完了し、重複した手続きとなっ ており、特に平成23年度以降協議は書面の送付のみとなり、変更内容について国土交通大臣と調整 したことはなく、形式的なものとなっているため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事 項とすべきである。	国土利用計画法第9 条第14項	国土交通省	栃木県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
213	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への協議の 意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道 府県が土地利用基本計画を策 定・変更する際に義務付けられ ている国土交通大臣への協議を 廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画を定める場合、あらかじめ国土交通大臣と協議することになっているが、計画 策定・変更に時間を要している(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに 約1か月を要した。) 協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事 前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図ら れる。 なお、同様の提案を昨年度行ったところ、対応方針では「提案の趣旨を踏まえ対応」と整理された が、その内容は、「過去の国と都道府県との協議における国の指導事項等、計画変更に当たって 有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る」といった運用 の改善に留まるもので、本県が求める国土交通大臣への協議に要する期間の短縮化にはつな がらないと考える。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く (都市計画や農業地域に係る大臣協議など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。 事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地 域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い 都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様 に、国との調整も意見聴取で担保できるものと考ええる。具体的には、意見照会を受けた国土交通省 が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	国土利用計画法第9条 第10項、第14項	国土交通省	広島県
98	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続に関し 、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり 、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
326	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	地域振興各法における 計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続に関し、 以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	山口県 広島県
63	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	連携中枢都市圏構想 推進要綱に定める「連 携中枢都市」の要件 の緩和	現行の連携中枢都市圏構想推 進要綱における「連携中枢都市」 の要件は、中核市(人口20万人 以上)等の中枢都市が周辺市町 村を牽引する連携であり、圏域 内に中核市を有さない場合は要 件を欠くこととなる。 意欲ある地域を応援するため、 中核市未満の人口規模の都市 であっても、複数の自治体が広 域連携し、経済・生活圏域とし て、一定のまとまりを有する場 合にも、連携中枢都市圏として位 置づけられるよう要綱改正を提 案する。	<地方創生関連提案> 【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中枢都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特例措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用には意欲のある地域にあっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、本県では県西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。 【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中枢都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること等)ができない。 【期待される効果】 特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組みの広がりが期待できる。	連携中枢都市圏構想 推進要綱(平成26年 8 月25日付総行市第200 号総務省自治行政局 長通知)	総務省 国土交通省	富山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
334	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏の要件緩和	「連携中枢都市圏」の要件として、中核市(人口20万人以上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるようにすること。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じ関係市間で重層的に連携を進めてきたところである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させていくためには、このような6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多極ネットワーク」による広域連携は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携の構築を目指すものである。 一方、国が推進する「連携中枢都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援方針が示されているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中枢都市圏の形成を推進していくにあたっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	連携中枢都市圏構想 推進要綱第3	総務省 国土交通省	高岡市 射水市 水見市 小矢部市 砺波市 南砺市
243	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していることで、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	・消防法第18条第2項 ・消防法施行規則第34条 ・気象業務法第24条 ・気象業務法施行規則第13条 ・予報警報標識規則第4条	総務省(消防庁) 国土交通省(気象庁)	全国市長会

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
14	A 権限 移譲	環境・衛 生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国立公園には、区域・行為によって、特別に保護すべきものは大臣権限、ある程度利用も想定されているものは地方環境事務所長権限として許可等されている。 このうち、国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、一定の限られた範囲内の許可等権限で、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、地域の実情を理解する府県への移譲を基本としつつ、関西広域連合域内の山陰海岸国立公園にあっては、関西広域連合へ移譲すべきである。 【懸念の解消・制度改正による効果】 国が定めた一定の基準に基づき地方公共団体においても処理できるものであり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を侵すものではなく、逆に、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。なお、立ち入りの認定については、国が直接実施せず、指定認定機関に実施させることも可能となっている。 【支障事例】 法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
279	A 権限 移譲	環境・衛 生	国立公園の管理に係る近畿地方環境事務所長権限の移譲	一つの都道府県内で区域を完結する国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内への立入制限期間内の立入の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)を都道府県に移譲すること。 また、関西広域連合で区域を完結することができる国立公園の権限については、広域連合に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国立公園は、国が一義的な責任を負い、国際的に見ても国が保護するのが基準であることは理解しているが、県土の利活用は、地域の現状やニーズを踏まえ、地方公共団体が、環境の保全や地域振興など様々な観点から実施すべきである。 近畿地方環境事務所長の権限は限られた範囲内であり、一定の基準が示されれば、貴重な自然を守る技術・知見を有し、開発圧力と保護のバランスを取りながら国立公園や県立公園の管理を行っている地方公共団体においても実施できる。 【支障事例】 国立公園では保護に重点がおかれ、地域の魅力を活かした利用拠点が限定されている。 また、国立公園の特別保護地区内の行為の許認可について、処理期間が3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しているほか、自然保護官事務所が、管内国立公園に対して、3ヶ所(神戸、竹野、浦富(鳥取県))のみである。 【効果・必要性】 自然保護、環境教育、観光といった視点から、県および地元市町等が展開するエコツーリズム、地域振興施策と連携し、利用と保護のバランスをとりながら管理することで、国立公園の自然風景が適正に保護され、地域の魅力を引き出すことが可能となる。また、災害や突発的な事象の発生、発生のおそれへの迅速な対応が可能となる。 関西広域連合で区域を完結することができる国立公園については、関西広域連合に権限移譲されることで、関西広域連合が中心となった国や府県間の調整が可能である。	自然公園法第20条から第37条	環境省	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
15	A 権限 移譲	環境・衛 生	国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国定公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国定公園については、関係府県の調整により国定公園の適切な保護と利用の迅速かつ効率的な推進、きめ細かなより高い管理水準を維持することが可能となる。また、関西においては、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。</p> <p>そもそも、国立公園及び国定公園は、国において、公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国定公園は国立公園とは異なり、管理責任者は国ではなく都道府県である。国が決定した計画に基づき府県が管理しており、国と地方の上下関係が未だに残っていると考えるを得ず、府県の自主性・主体性が尊重されていない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>兵庫県平成18年の氷ノ山後山那岐山国定公園の計画変更の例では、湿原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う保護のための軽微な計画変更であるが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要している。</p> <p>また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の施設配置の利用(施設)計画では、利用促進の観点からは機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>自然公園法等の基準のもとに決定するものであるとともに、国との協議の上、府県が決定することで、国の関与が残る。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで補える。</p>	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
280	A 権限 移譲	環境・衛 生	国定公園の公園計画決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定権限を、都道府県へ移譲すること。 また、複数県にまたがる国定公園については、広域連合に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>国定公園は都道府県が管理しているが、公園計画は国が決定しており、地域のニーズや特性が反映された計画となっていない。</p> <p>また、国定公園の計画を決定(廃止、変更)する際は、環境大臣が都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聞くことになっており、事務手続きが煩雑となっている。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>平成18年に氷ノ山後山那岐山国定公園の計画変更を行った際には、事前の協議から、環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで、約2年近くが必要となった例もある。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>地域を熟知する県が、県及び関係市町等が実施する地域振興施策と連携し公園計画を策定することにより、地域の魅力を活かした施設計画が可能となり、国定公園の自然景観の保護と利用促進の両立が図られる。また、氷ノ山後山那岐山国定公園は関西広域連合に参加する兵庫県・鳥取県にまたがっているが、関西広域連合に権限が委譲されることで、関西広域連合が中心となり国や関係自治体の調整、意思決定が迅速にされ、地域の特色を活かした計画策定が可能となる。</p>	自然公園法第7条第2項及び第8条第2項	環境省	兵庫県、鳥取県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
128	A 権限 移譲	環境・衛 生	国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示についての都道府県への権限移譲	自然公園法第37条第2項の国立公園の特別地域内の指示権限は国の職員にしか与えられていないとの見解が示されていることから、都道府県職員も指示することができるよう権限移譲する。	【制度改正の経緯】 自然公園法37条2項に基づく指示が国立公園の特別地域内では都道府県職員は行えず、巡回・指示ができる国の職員が非常に限られた状況の中で同法の実効性は相当に乏しくなっている。 【支障事例】 本県においても、富士山箱根国立公園内に勤務する県職員(非常勤)の富士山レンジャーが日々富士山をパトロールする中で、例えば昨年度において ・複数人が演奏機材を持ち込んで、大きな音を出して演奏している ・個人が楽器の練習をしている ・大がかりな撮影機材を持ち込んで映像を撮影している といった行為を発見する事例があったが、指示権限がないため、任意にお願いするに留まり、有効な指導ができなかった。 特に最近では外国人旅行者が急増しており、残念ながらマナーの良くない方々も相目立つようになっている。 現状では躊躇しているような指示を権限を持って行えるようになることで、自然公園の適切な利用について効果的な意識啓発ができるようになるものと考えている。 【制度改正の必要性】 法37条2項の実行性を確保するため、国立公園の特別地域内においても同法に基づく指示をおこなえるよう都道府県にも権限を与えるべきである。	自然公園法 自然公園法施行令	環境省	山梨県
47	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	一般廃棄物処理の処分及び収集運搬についての委託要件の緩和	事業者がDBOやDBMといったPPP手法等により、廃棄物処理業者へ包括的に運営を委託した場合、現行の廃棄物処理法により、再委託が禁止されている廃棄物の処分、収集運搬について、廃棄物処理業者へ再委託できるように、要件の緩和をお願いしたい。	本市においてDBO方式にて供用を開始した桜環境センターは、ごみ焼却から残渣類の運搬、再資源化など維持管理運営に係る業務をSPC(特別目的会社)に包括的に委託することで民間力を活用し、効率的な運営を行っている。 しかし、委託業務のうち、残渣類の運搬や再資源化については、経験豊富な専門業者に委託することで、より効率的かつ安定的に行うことができると考えているが、法の規定によりSPCから収集運搬業者及び処分業者に対する委託が禁止されている。 法において再委託を禁止している趣旨は、再委託により責任の所在が不明確になることで、不適正な処理が発生することを防止することにあると考えるが、PPP手法等による包括的委託の受託者である事業者(本市の場合は上記SPC)は、市町村が行う業務を一括して行っていることを踏まえれば、その性質は市町村と同等と扱っても支障がないと考える。 以上から、PPP手法等で包括的委託を行う場合は、業務の一部を再委託可能とするよう、要件の緩和を求める。 ※ 本市にはごみ焼却施設が4施設あり、そのうち1施設が上記の桜環境センターである。今後、施設の統廃合を予定しており、その際にPPP手法等による施設建設が想定される。 【具体的な支障事例】 廃棄物の運搬・処分においては、焼却灰の飛散防止や運搬時の騒音防止など、安全かつ確実な搬出のために様々な対策を講じる必要がある。しかし、SPCには当該業務に係るノウハウが乏しく、専門業者に委託するよりも、業務に従事する人材の育成や必要な資機材の確保に係る費用負担等の点で非効率な状況となっている。 【本提案に対する懸念事項を解消するための工夫・対応策】 再委託の規制緩和に当たっては、不法投棄の増加を誘引するとの懸念もあるが、適用範囲を市町村がSPCに包括委託するPPP手法等を活用する場合に限定する、SPCからの再委託時の条件として特定事業契約締結時に廃棄物の運搬業務を行う業者を事前に指定し、市町村の承諾を事前に得る等の対策を講じることにより解消可能と考える。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2第6項 第7条第14項	環境省	さいたま市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
66	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	自社の中間処理残渣 に対する廃棄物処理 に関する規制の緩和	現在取引価値がないため廃棄物 として扱われている産業廃棄物 中間処理残渣について、バイオ マス燃料として確実に適切に 利用することができるものについ ては、取引価値がなくても廃棄物 として扱わない解釈とするよう 「行政処分の指針について(通 知)」の改正を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 産業廃棄物処理業者が、自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社の発電施設 の燃料として利用する場合、その行為は廃棄物の処理とみなされ、その発電施設は廃棄物処理施 設(発電設備付き廃棄物焼却炉)となり、規模に応じて廃棄物処理法第15条に基づく設置許可(都 道府県知事許可)の対象となる。 なお、その残渣が、廃棄物ではなく有価取引等が可能なものであれば、その燃料を使用した施設 は発電付ボイラーとして扱われる。(手続きは電気事業法、大気汚染防止法の届出) 県内事業者から「自社の廃棄物処理残渣(※取引価値のないもの)を発電付ボイラーの燃料とし て使用し、発生した電気及び焼却熱を農業利用する計画があるが、この施設が廃棄物焼却施設と なると、環境影響調査や地元調整に煩雑な手続きや長い期間(1年程度)を要するのでなんとかな らないか」という相談もあり、処理業者が「自社で燃料として利用する行為が廃棄物の処理とみなさ れることが、処理業者が自ら廃棄物由来バイオマスを活用することの妨げとなっている。 一方で、政府は廃棄物エネルギーの利用・発電を最重要視した政策を掲げていることから、廃棄 物由来バイオマスの有効利用促進につなげるためにも、自社の中間処理後の残渣を、適切に自社 燃料として有効利用する場合は、廃棄物処理法の適用除外となるよう、「行政処分の指針について (通知)」の改正を提案する。 【期待される効果】 従来焼却・埋立処分されていたものを燃料として活用するため、化石燃料等の使用量(燃料費) の削減のほか、廃棄物エネルギー活用の促進、最終処分量の削減、循環産業の育成等の効果が 期待される。	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第2 条、第15条、第15条の 2、 平成25年3月29日付 け環産発第 1303299号 環境省大 臣官房廃棄物・リサイ クル対策部産業廃棄 物課長通知「行政処分 の指針について(通 知)」	環境省	富山県
105	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	最終処分場の立地規 制基準の設定及び地 域の裁量規定の導入	最終処分場の設置許可基準を 定めている廃棄物処理法第15条 の2第1項2号における「適正な 配慮」の具体例として、最終処分 場が過度に集中する地域に対す る総量基準や距離制限などを明 文化するとともに、最終処分場 の設置許可に地域の実情を反映さ せるため、地方の裁量を認める 規定を盛り込む。	【制度改正の経緯】 本県北部地域は平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件か ら、これまでに100を超える最終処分場が設置されてきた。 そのような中、新たに大規模な安定最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民 を中心に地下水汚染等心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念 する声が高まるなど、広域的な問題となっている。 本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場の敷地の周囲1km 以内における最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、指導に当た ってきた。 しかし、指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法にお ける許可基準の規定にて、最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量や施設間 の距離など、具体例を明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるた め、地方の裁量を認める規定を盛り込む。 【支障事例】 指導要綱は行政指導であるため、規制に抵触するとの理由で事前協議を拒否したにも関わらず、 許可申請を提出する事業者も出てきているが、許可要件に適合している場合には許可せざるを得 ない。 指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、今後指導要綱に従わない事業者が増加 し、その結果、指導要綱がなし崩しとなり、最終処分場の集中立地に歯止めがかからなくなることが 懸念される。 これまでの安定型処分場に係る民事裁判では、操業や建設が差止めとなる判決が出されるなど、 厳しい状況にあり、指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、住民からの反発が予 想される。	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第15 条の2第1項2号	環境省	栃木県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
125	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	瀬戸内海環境保全特 別措置法に基づく許 可手続の見直し	現状では、排水口における水量 水質に全く変更がなくても特定施 設を更新するというだけで、ま た、間接冷却水を増加させる場 合に既存の排水口からではなく 新設の排水口から排出するとい うだけで、事前の水質影響評価 や申請後3週間の告示縦覧が必 要であるなど、極めて不合理な 制度となっており、地域の事業活 動を妨げる要因となっているの で、事前の水質影響評価及び申 請後の告示縦覧は、特定施設の 設置の場合であっても汚濁負荷 量の増加がある場合に限定する べきである。	【瀬戸内法の現状】 瀬戸内海の流域では、特定施設の設置を行う工場・事業場のうち、最大排水量が50m3/日以上 のものは、瀬戸内法に基づき、許可が必要であり、その際には事前に周辺水域の水質影響評価を 行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められているため、より環境負荷の少ない施設 や新製品の製造に対応する施設への更新を早急に実現したいという事業者からの要望に対して も、申請から許可まで最低でも1か月以上の期間を要しており、迅速かつ円滑な事業活動の支障と なっている。 【地域企業からの要望】 特定施設の設置案件では、汚濁負荷量が増加しないことを県が審査で確認している場合でも縦 覧等が行われるが、その際に、縦覧するアセス書類は、単に自治体の測定した公共用水域の水質 公表データが転記されただけのものであり、そのような形式的な縦覧が、本県の場合、設置許可案 件の90%を占めている。このような形式的な手続は、事業活動のスピード感からかけ離れており 企業から緩和を求める要望が強い。 【緩和の方向性】 国は、たとえ汚濁負荷量が増加しなくても、特定施設を設置する場合は、環境保全上の支障がな いことを公衆に周知する必要があるから縦覧等が必要であるとしているが、本県では少なくとも20 年以上にわたって利害関係者の閲覧はなく、県の審査に寄せられる信頼は高いと考えられるの で、縦覧等の手続を汚濁負荷量が増加する場合に限定しても、何ら支障はないと考えられる。 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個 別の事業場には総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は達成可 能である。 ※同法第5条の許可実績はその他欄記載	瀬戸内海環境保全特 別措置法第5条及び 第8条	環境省	岡山県 中国地方知 事会
145	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	狩猟免許の有効期間 の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免 許の有効期間は免許の種類に 関わらず一律基本3年とされて いる。狩猟免許のうち、市町村が 指名・任命する鳥獣被害対策実 施隊が所持するわな猟免許に あつては、狩猟免許の有効期間 を6年に延長すること。	【具体的な支障事例】 現在の狩猟免許の有効期間は、3年間となっており、免許所持者にとって免許更新が負担となっ ており、有害鳥獣捕獲を目的として捕獲作業を行う市町村の鳥獣被害対策実施隊員にあつては、 市町村長が指名・任命を行うものであり、定期的な免許所持者の適格確認が可能であるため、わ な免許においては免許の有効期間の延長を求めるものである。 趣味としての「狩猟」を行わず、公益的な捕獲となる有害鳥獣捕獲を行う実施隊員においては、狩 猟免許を取得し、3年ごとに免許更新を行うことが負担となっているが、免許の有効期限を延長す ることは免許更新の負担(費用負担など)をなくすことだけでなく、捕獲作業に精通し専ら有害鳥 獣捕獲に従事する民間の実施隊員が被害防止対策に従事しやすくなり、民間隊員が現在よりも増 加することにより対策が進むことが期待できるものである。 例えば有害鳥獣であるイノシシについて、長崎県においては、趣味として捕獲するケースは少な く、その多くが有害鳥獣捕獲となっている。 (例)イノシシ捕獲の内訳(H25) 狩猟による捕獲1,360頭、有害鳥獣捕獲31,789頭	鳥獣保護管理法 第4 4条	環境省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
232	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	狩猟免許の有効期間 の延長	狩猟免許の有効期間を地域の 判断で設定できる(延長する)も のとする。	<p>【制度改正の経緯】 野生鳥獣の管理を担う若手狩猟者を確保するため、改正鳥獣法では、網猟、わな猟免許の取得年 齢が20歳から18歳に引き下げられるなどの対策が講じられたところである。</p> <p>【支障事例】 ニホンジカやニホンザル等野生鳥獣の生息域拡大により、1億円を上回る農作物被害や自然植生 の食害による土壌流出や表層崩壊が発生している。野生鳥獣の生息数が増加する中、狩猟者の 人材育成が喫緊の課題となっている。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められており、新たに 免許を取得した者であっても、更新時の手続や経済的な負担から、3年で免許を手放してしまう事 例も多く、また、他の免許制度のように、一定期間、安全狩猟が達成できた者に対して、メリット制 の導入に関する要望もなされている。</p> <p>【制度改正の必要性】 免許制度に係る狩猟者の負担軽減を図り、狩猟者の減少に歯止めを掛けるために、有害鳥獣捕 獲や個体数調整捕獲等のための人材確保を必要とする地域のニーズに応じて、銃猟については 高齢者を除き、網猟、わな猟については全ての年齢層について、狩猟免許の有効期限を、地域の 判断で延長を行うことを提案する。</p>	鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律第44条 第2項	環境省	徳島県 兵庫県 鳥取県 香川県 高知県 京都市
283	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	鉄砲所持許可を有す る者における狩猟免 許試験の一部免除	狩猟者の確保を図るため、農林 業被害が深刻でかつ狩猟後継 者の確保が困難と県が認める地 域の居住者のうち、銃猟の免許 試験において、鉄砲所持許可を 有する者について、技能試験の 一部(銃器の点検・分解結合等 の基本操作)を免除し、負担を軽 減すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】 地方では深刻化する鳥獣被害への対応に苦慮しているなか、猟者による捕獲を維持し、また、新 しい世代の狩猟者を育成していくことが課題となっている。</p> <p>【支障事例等】 兵庫県では、野生動物の適正な保護管理の担い手である狩猟免許所持者の確保に努めている が、とりわけ既に鉄砲所持許可を有する者は、銃の基本操作に習熟していることから、狩猟後継者 として期待している。 しかし、銃猟の免許試験のうち(銃器の点検、分解結合等の基本操作)が免除されておらず、同じ 内容の技能試験を2度にわたって受験することとなり、鉄砲所持許可者が狩猟免許を取ろう とする際に負担になっている。</p> <p>【効果・必要性】 狩猟免許試験の実施における開催箇所を増など受験者の利便性向上策に加え、鉄砲所持許可 を有する者に対する試験項目の一部免除を実施することで、狩猟免許試験受験者の負担が軽減さ れる。</p>	鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律第48条 第2号	環境省	兵庫県、京 都府、鳥取 県、徳島 県、京都市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
239	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	浄化槽市町村整備推進事業における「複数戸に1基の浄化槽の設置」についての要件緩和	浄化槽市町村整備推進事業において、浄化槽は1戸に1基が原則で、敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合等以外は複数戸に1基の共有設置は認められていない。 市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化する。	【制度改正の背景】 浄化槽の設置に係る個人負担額は大きく、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が進んでいない。そこで、個人負担が少ない市町村設置型浄化槽整備を推進しているところであるが、水洗化済みの住民にとっては転換コストの負担感は大きく、さらなるコスト縮減が課題である。 【支障となる事例】 隣接する少人数世帯が1基の浄化槽を処理能力の範囲内で共有できれば、各戸設置に比較して設置及び維持コストが大きく縮減できるが、現状では、市町村設置型の場合、設置スペースがないといった例外要件に該当しない限り共有設置は認められていない。 【制度改正の必要性】 国においては、市町村設置型浄化槽整備に必要な費用を市町村に助成しているが、1戸に1基の戸別整備が原則となっている。市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することを提案する。 【制度改正効果】 市町村設置型により2戸で5人槽1基を設置した場合、費用を2戸で折半する場合 ・工事費の個人分担金(※1) 1戸あたり83,000円が、41,500円に削減 ・維持管理費 年間65,000円(※2)が、年間32,500円に削減 20年間浄化槽を使用すると、1戸当たり 合計691,500円(=41,500+32,500×20)削減される。 ※1:工事費(交付金対象額より、5人槽837,000円)の1割(市町村設置型の場合) ※2:生活排水処理施設整備計画策定マニュアル(環境省)より	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3	環境省	徳島県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県
281	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣への協議及び同意の緩和	都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際には、環境大臣への同意付き協議が必要とされているが、総量削減計画における削減目標量に変更がない場合は、同意付き協議を不要とする。	【提案の経緯・事情変更】 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。 その理由として、「総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の整合を確保する必要がある」とともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要がある」旨、国より回答があった。 しかし、現在の総量削減計画において削減目標量を達成しており、新たに定めようとする総量削減計画においても現状を維持するような場合には、上記の国の確認は不要と考えられる。 【支障事例等】 第7次総量削減計画の作成の際は、平成22年の8月頃に環境省から計画作成についての照会があり、事前協議を続けて、国の基本方針が出てきたのは平成23年6月5日だった。 そこから本協議を行うまで約5ヶ月かかっており、平成23年11月25日付で協議を行い、平成24年1月27日付で同意を得るまで、約2ヶ月かかっており、照会から含めると約1年5ヶ月かかった。 【効果・必要性】 本来総量削減計画は、国の総量削減基本方針の中で水域の特性等に応じて自治体が主体的に作成すべきものであり、各都府県においてはパブリックコメントや環境審議会の答申といった手続を経て作成しており、環境大臣への協議、同意手続をなくした場合には概ね2ヶ月早く計画を策定することができる。	水質汚濁防止法第4条の3第3項	環境省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
320	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	安定ヨウ素剤事前配 布に係る手続きの簡 素化	<p>・配布対象年齢到達時、転入 時、3年ごとの更新時の配布手 続きについて、問診内容に変更 が無い等の場合は説明会への 参加を省略し、また、市町村役 場や薬局で配布できるようにす ること</p> <p>・転出時、死亡時等の古い安定 ヨウ素剤の回収手続きについ て、地方公共団体の回収義務を なくし、住民により廃棄できるよ うにすること</p>	<p>【提案内容】 原子力災害対策指針および指針を踏まえた解説書(「以下、解説書等」)では、安定ヨウ素剤の事 前配布に際しての対応等が細かく定められており、これらは該当する道府県および市町村の事務 とされており、解説書等で定められている方法を遵守すると、対象者への通知や関係機関との調 整、当日のスタッフ確保や会場準備など、多くの労力と費用を費やし、地方公共団体の負担となっ ている。 よって、地域の実情に合わせて、既に説明会に参加した者に対する更新業務や年齢到達時の追 加配布等における説明会への参加省略、配布・回収業務の簡素化を認めるべきである。</p> <p>【支障事例】 説明会開催費用として、会場の規模にもよるが、会場設営費等で1回当たり10～50万円のコスト が発生する。(当県での26年度説明会開催数 44回) 説明会形式をとることにより、場所・時間が限定されるため、住民からは負担だとの声が上がって いる。 説明会では、市町の保健師による問診を行うため、保健師の人数が少ない市町からは負担だとの 声が上がっている。</p>	原子力規制委員会「原 子力災害対策指針」 原子力規制庁原子力 災害対策・核物質防護 課の解説書「安定ヨ ウ素剤の配布・服用に 当たって」	環境省(原子力規制委 員会、原子力規制庁)	福井県
98	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続きの簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期が重複した場合 のスケジュール等の調整</p>	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり 、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。</p>	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 	<p>【制度改正の背景・必要性等】</p> <p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】</p> <p>各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。</p> <p>また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条</p> <p>山村振興法第7条、第8条</p> <p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条</p> <p>離島振興法第4条</p> <p>半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>山口県 広島県</p>